大 分 地 方 最 低 賃 金 審 議 会 特定最低賃金専門部会合同会議 議 事 次 第

- 1 開催日時 令和6年9月25日(水)午後1時30分から
- 2 開催場所 ソフィアホール会議室 (大分市東春日町 17番 20号 大分第2ソフィアプラザビル2階)
- 3 議 題
 - (1)部会長・同代理の選出について
 - (2)専門部会運営規程の審議について
 - (3)資料説明
 - (4)日程調整
 - (5)その他

大分地方最低賃金審議会大分県鉄鋼業最低賃金専門部会委員名簿

区分	氏 名	現職
公	清水 立茂	弁護士
益代	松隈 久昭	大分大学経済学部 教授
表	本谷 るり	大分大学経済学部 教授
労	首藤 征典	基幹労連大分県本部 事務局長
働 者 代	田中 勝裕	アステック入江労働組合大分支部 支部長
表	原口 享子	連合大分女性委員会 事務局長
使	岩田 成寿	(株)岩田鐵工所 代表取締役社長
用 者 代	日野 雅章	日本製鉄(株)九州製鉄所 労政人事室長
表	松尾 和彦	(株)上組大分支店 執行役員支店長

大 分 地 方 最 低 賃 金 審 議 会 大分県非鉄金属製造業最低賃金専門部会名簿

区分	氏 名	現職
公	清水 立茂	弁護士
益 代	田中朋子	弁護士
表	松隈 久昭	大分大学経済学部 教授
労	末廣 敬	JX金属労働組合佐賀関支部 書記長
働 者 代	二宮 研介	連合大分 副事務局長
表	羽田 徹	西日本電線労働組合 執行委員長
使	大塚 浩	大分県商工会議所連合会 専務理事
用 者 代	木下 正文	西日本電線(株) 常務取締役
表	坂本 茂樹	JX 金属製錬(株)佐賀関製錬所 副所長(兼)総務部長

大 分 地 方 最 低 賃 金 審 議 会 大分県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、 情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会名簿

区分	氏 名	現 職
公	荒井 公美	特定社会保険労務士
益 代	下田 憲雄	大分大学 IR センター 教授
表	本谷 るり	大分大学経済学部 教授
労	藤本 雅史	連合大分 事務局長
働 者 代	松下 正芳	アムコー・テク/ロジー・ジャパン労働組合 中央執行委員長
表	山田 功一	電機連合大分地方協議会 事務局長
使	石井 四郎	(株)デンケン 代表取締役会長
用 者 代	藤野 久信	大分県経営者協会 専務理事
表	三原 京輔	REALIZE(株) 管理統括部部長兼総務人事課長

大分地方最低賃金審議会 大分県自動車·同附属品製造業、船舶製造·修理業, 舶用機関製造業最低賃金専門部会委員名簿

区分	氏 名	現職
公	荒井 公美	特定社会保険労務士
益 代	田中朋子	弁護士
表	松隈 久昭	大分大学経済学部 教授
労	浅見 陽央	連合大分 副事務局長
働 者 代	多々良 哲也	臼杵造船労働組合 執行委員長
表	三石 信義	ダイハツ九州労働組合 執行委員長
使	坂本 進	中央発条工業(株) 取締役総務部長
用 者 代	髙橋 基典	大分県商工会連合会 専務理事
表	山本 勇一	(株)臼杵造船所 代表取締役社長

大分地方最低賃金審議会 大分県自動車(新車)小売業最低賃金専門部会名簿

区分	氏 名	現職
公	荒井 公美	特定社会保険労務士
益代	井田雅貴	弁護士·社会保険労務士
表	田中 朋子	弁護士
労	芦刈 崇泰	ネッツトヨタ労働組合 副執行委員長
) 働 者 (河野 智宏	連合大分 副事務局長
表	是枝 洋平	ホンダ販売労働組合 ホンダモビリティ九州支部 支部書記長
使	岩尾 豊樹	大分県自動車販売店協会 専務理事
用者代	挾間 陽	大分日産自動車(株) 取締役管理本部長
表	渡辺 登	大分県中小企業団体中央会 専務理事

大分地方最低賃金審議会特定最低賃金専門部会資料(その1) (令和6年9月25日)

1 審議会関係

- 1 関係法令
- 2 大分地方最低賃金審議会確認
- 3 特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について(諮問)写
- 4 特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について(答申)写
- 5 特定最低賃金の改正決定について(諮問)写
- 6 特定最低賃金適用区分
- 7 特定最低賃金決定状況(全国)
- 8 平成25年度~令和5年度の最低賃金審議状況
- 9 今和6年度地域別最低賃金答申状況
- 10 大分県特定最低賃金運営規定(案)

2 経済指標関係

11 大分県内経済情勢報告〔令和6年8月〕 (大分財務事務所) 12 法人企業景気予測調査〔令和6年7-9月〕 (大分財務事務所) 13 大分県内の景気動向〔令和6年9月公表〕 (日本銀行大分支店) 14 企業短期経済観測調査〔令和6年6月〕 (日本銀行大分支店)

3 各種統計関係

15 大分県の雇用情勢〔令和6年7月〕(大分労働局)16 産業別・職業別求人賃金情報〔令和6年7月〕(大分労働局)17 大分県鉱工業指数等〔令和6年6月〕(大分県企画振興部統計調査課)

18 新規登録自動車の動き〔令和6年7月〕 (九州運輸局)

19 各県別新車登録台数〔令和元年~令和5年度〕 (九州運輸局)

関 係 法 令

- 〇最低賃金法第25条第2項(専門部会等)
 - 最低賃金審議会は、最低賃金の決定又はその改正の決定につい て調査審議を求められたときは、専門部会を置かなければならない。
- 〇最低賃金審議会令第6条第5項(最低賃金専門部会) 審議会は、あらかじめその議決するところにより、最低賃金専 門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

令和5年7月4日

大分地方最低賃金審議会確認

- 1 最低賃金法第25条に基づき設置された専門部会の決議が全会一致の場合は、最低賃金審議会令第6条第5項を適用することとする。
- 2 審議会議決は最低賃金審議会令第5条第3項によるが、全会一致の議決に 向けて努めることとする。
- 3 審議は特に必要ある場合を除いて午後5時までとする。
- 4 特定(産業別)最低賃金の審議の進め方については、平成14年12月6日付けの中央最低賃金審議会「産業別最低賃金制度全員協議会報告」に基づき、次のとおりとする。
 - (1) 関係労使のイニシアティブ発揮
 - ① 関係労使当事者間の意思疎通 特定(産業別)最低賃金の決定等に関する申出の意向表明後速やか に、関係労使当事者間の意思疎通を図る。
 - ② 関係労使の参加による必要性審議 特定(産業別)最低賃金の決定等の必要性の有無に関する調査審議 は、地方最低賃金審議会の本委員により構成される運営小委員会の場 で審議を行う。
 - ③ 金額審議における全会一致の決議に向けた努力 労使のイニシアティブ発揮という趣旨に則り、全会一致の議決に至 るように努力する。
 - ④ 関係労使の自主的な努力による周知及び履行確保 当該特定(産業別)最低賃金が適用される関係労使が、その自主的 な努力により、特定(産業別)最低賃金の周知及び履行確保に努める。

(2) その他

① 労働協約ケースによる申出に向けた努力 公正競争ケースから労働協約ケースによる申出に向けて一層努める。

② 適用労働者数の要件

特定(産業別)最低賃金における「相当数の労働者」の範囲については、地域、産業の実情を踏まえ、1,000人程度を下回ったものは、申出を受けて、廃止等について調査審議を行うこととする。

③ 適用労働者数等の通知

特定(産業別)最低賃金の決定等に関する申出の意向表明があった場合には、適用労働者数等を労使双方で確認できるよう当該申出の意向表明後速やかに、事務局から当該特定(産業別)最低賃金の基幹的労働者である適用労働者数等を明示し、関係労使に通知する。

なお、意向表明後、改正決定等(必要性審議)までの間に、工場等の進出、事業場の閉鎖、リストラによりその変動が把握された場合は、新たな適用労働者数等についても把握され次第、関係労使に通知する。

5 特定(産業別)最低賃金(6産別)の発効日については、12月25日を 目途にする。 写

大分労発基 0731 第 1 号 令和 6 年 7 月 31 日

大分地方最低賃金審議会 会 長 井 田 雅 貴 殿

大分労働局長 佐藤広道

最低賃金の改正決定の必要性の有無について(諮問)

最低賃金法(昭和34年法律第137号)第15条第1項の規定に基づき、下記の最低賃金の改正決定を求める申出が別添のとおりあったので、同条第2項の規定により、当該最低賃金の改正決定の必要性の有無について、貴会の意見を求める。

記

1 大分県鉄鋼業最低賃金

申出年月日 令和6年7月2日

申出代表者 基幹労連日本製鉄大分労働組合

組合長 上村朝雄

2 大分県非鉄金属製造業最低賃金

申出年月日 令和6年7月10日

申出代表者 JX金属労働組合佐賀関支部

執行委員長 三浦良彦

3 大分県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低 賃金

申出年月日 令和6年7月10日

申出代表者 全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会大分地方協議会

議長野畑 由紀夫

4 大分県自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業,舶用機関製造業最低賃金

申出年月日 令和6年7月25日

申出代表者 自動車総連大分地方協議会

議 長 三石信義

J A M中央発条工業労働組合

執行委員長 宮城英伸

基幹労連臼杵造船労働組合

執行委員長 多々良 哲 也

佐伯重工業労働組合

執行委員長 山崎裕次

5 大分県各種商品小売業最低賃金

申出年月日 令和6年7月25日

申出代表者 UA ゼンセン大分県支部

支部長 林 大介

6 大分県自動車(新車)小売業最低賃金

申出年月日 令和6年7月25日

申出代表者 自動車総連大分地方協議会

議 長 三石信義

写

令和6年8月27日

大分労働局長 佐藤 広道 殿

大分地方最低賃金審議会 会 長 井 田 雅 貴

令和6年度特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について(答申)

当審議会は、令和6年7月31日付け大分労発基0731第1号をもって諮問のあった「大分県鉄鋼業」、「大分県非鉄金属製造業」、「大分県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」、「大分県自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業,舶用機関製造業」、「大分県各種商品小売業」及び「大分県自動車(新車)小売業」に係る最低賃金法第15条第2項の規定に基づく最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、下記のとおりの結論に達したので答申する。

記

- 1.「大分県鉄鋼業最低賃金」、「大分県非鉄金属製造業最低賃金」、「大分県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金」、「大分県自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業,舶用機関製造業最低賃金」及び「大分県自動車(新車)小売業最低賃金」については、改正決定することの必要性を認める。
- 2.「大分県各種商品小売業最低賃金」については、改正決定することの必要性を認めない。

写

大分労発基 0827 第 4 号 令 和 6 年 8 月 27 日

大分地方最低賃金審議会

会長井田雅貴殿

大分労働局長 佐藤 広道

特定最低賃金の改正決定について(諮問)

最低賃金法(昭和34年法律第137号)第15条第2項の規定に基づき、下記最低賃金の 改正決定について、貴会の調査審議をお願いする。

記

- 1 大分県鉄鋼業最低賃金
- 2 大分県非鉄金属製造業最低賃金
- 3 大分県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 最低賃金
- 4 大分県自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業,舶用機関製造業最低賃金
- 5 大分県自動車(新車)小売業最低賃金

	県最低賃金が適用) 備を														F工具若	助工具を用いて ハーネス製造業サード よいに しょうしん	30切 同徳 I サイ	くさない	でがなった	当又は検	たらの業務の心にませれば、	丁つ業務を除		<u> </u>	等務		がみを読点に変	天。 こり制め的	マト米記記表	向来は、「ノダハロ語からず」	3133舟艇製造・	特定最低賃金の適用業種は変更	ない。	
業分類による]	尔	年齡等 業												女 :	<u> </u>	8 آ⊽	**	: に で解	HH (C)	てとけ、ラベルはり、選別	ント 数:	い谷の	。 <u>*</u>	ず手作	る)							
本標準産	, i	中							•	+ =	< ∜	<u>₹</u> #	押	X:	<u>†6</u> -	K+	- H	搬	<u> </u>	<u> </u>	¥ €	П							- - - -					
特定(産業別)最低賃金適用区分 [令和 6 年 4 月改定の日本標準産業分類によ	野 赤 田 檗	· · ·	E 22 鉄鍋業	E2211 高炉による製鉄業	E223 製鋼を行わない鋼材製造業(表面処理鋼材を除く)	E 224 表面処理鋼材製造業	E 225 鉄素形材製造業	E 229 その他の鉄鋼業	E23 非鉄金属製造業	E 231 非鉄金属第1次精錬・精製業	E232 非鉄金属第2次精錬・精製業(非鉄金属合金製造業を含む)	E 234 電線・ケーブル製造業	E 2355 非鉄金属鍛造品製造業	E 239 その他の非鉄金属製造業	E28 電子部品・デバイス・電子回路製造業	E 29 電気機械器具製造業	E 291 発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業		E 293 民生用電気機械器具製造業	-	E 295 電池製造業	E 296 電子応用装置製造業	E 297 電気計測器製造業	E 2973 医療用計測器製造業(心電計製造業のみ)	E 299 その他の電気機械器具製造業	E30 情報通信機械器具製造業	自動車・同附属品集	船舶製造・修理業、舶用機関製造業	E3131 船舶製造・修理業(木造船製造・修理業、木製漁船製造・修理業を除	E3132 船体プロック製造業	4	I 561 百貨店 I 562 総合スーパーマーケット		I 5911 自動車(新車)小売業
	最低賃金件名				林						ませいのませ	- 小数本偶彩四条								電子部品・デバイス・電り回路の電子機構器目	丁凹岛、电对俄俄绍马、							110011	業、船舶製造・修理業,	舶用機関製造業		各種商品小売業		自動車(新車)小売業

鉄鋼業最低賃金決定状況(全国)

	都道府県名		令	和4年度	ŧ					令和 5 年	丰度				
	即但加朱古	時間額	引上額	引上率	対地域率	地域最賃	時間額	引上額	引上率	対地域率	地域最賃	地域 引上額	地域 引上率	ランク	
1	北海道	1,000	21	2.15	1.09	920	1,030	30	3.00	1.07	960	40	4.35	В	0
2	青森	958	29	3.12	1.12	853	992	34	3.55	1.10	898	45	5.28	С	0
3	岩 手 注2	908	30	3.42	1.06	854	949	41	4.52	1.06	893	39	4.57	С	
4	宮城	983	30	3.15	1.11	883	1,003	20	2.03	1.09	923	40	4.53	В	0
5	茨 城	1,004	29	2.97	1.10	911	1,046	42	4.18	1.10	953	42	4.61	В	
6	群馬	976	30	3.17	1.09	895	1,017	41	4.20	1.09	935	40	4.47	В	0
7	千 葉	1,054	31	3.03	1.07	984	1,096	42	3.98	1.07	1,026	42	4.27	Α	0
8	東京	地賃				1,072	地賃	必無			1,113	41	3.82	Α	
9	神奈川	地賃				1,071	地賃	必無			1,112	41	3.83	Α	
10	静 岡 注1	979	25	2.62	1.04	944	1,012	33	3.37	1.03	984	40	4.24	В	0
11	愛 知	1,018	22	2.21	1.03	986	1,059	41	4.03	1.03	1,027	41	4.16	Α	0
12	大 阪	地賃	必無			1,023	1,066	43	4.20	1.00	1,064	41	4.01	Α	0
13	兵 庫	1,024	32	3.23	1.07	960	1,065	41	4.00	1.06	1,001	41	4.27	В	0
14	和歌山	1,008	31	3.17	1.13	889	1,050	42	4.17	1.13	929	40	4.50	В	0
15	島根	987	33	3.46	1.15	857	1,034	47	4.76	1.14	904	47	5.48	В	0
16	岡山	1,010	25	2.54	1.13	892	1,050	40	3.96	1.13	932	40	4.48	В	0
17	広島	1,024	29	2.91	1.10	930	1,064	40	3.91	1.10	970	40	4.30	В	0
18	山 口 注1	1,024	29	2.91	1.15	888	1,064	40	3.91	1.15	928	40	4.50	В	0
19	福岡	1,010	30	3.06	1.12	900	1,053	43	4.26	1.12	941	41	4.56	В	0
20	大 分	1,010	29	2.96	1.18	854	1,053	43	4.26	1.17	899	45	5.27	С	0

注1非鉄金属を含む地賃:地域別最賃額適用注2金属製品を含む申無:申し出無し必無:必要性無し

全会一致 使側反対 使側一部反対 労側反対 △労側一部反対

非鉄金属製造業最低賃金決定状況(全国)

	都道府県名		4	⋧和4年』	芰					令和 5	年度				
	마르까유디	時間額	引上額	引上率	対地域率	地域最賃	時間額	引上額	引上率	対地域率	地域最賃	地域 引上額	地域 引上率	ランク	
1	秋 田	933	23	2.53	1.09	853	961	28	3.00	1.07	897	44	5.16	С	0
2	福島	912	26	2.93	1.06	858	945	33	3.62	1.05	900	42	4.90	В	0
3	埼 玉	1,006	32	3.29	1.02	987	1,048	42	4.17	1.02	1,028	41	4.15	Α	0
4	神奈川	地賃	申無			1,071	地賃	申無			1,112	41	3.83	Α	
5	富山	地賃	申無			908	地賃	申無			948	40	4.41	В	
6	静 岡 注1	979	25	2.62	1.04	944	1,012	33	3.37	1.03	984	40	4.24	В	0
7	三 重 注2	970	28	2.97	1.04	933	999	29	2.99	1.03	973	40	4.29	В	
8	大 阪	地賃	必無			1,023	地賃	必無			1,064	41	4.01	Α	
9	大 分	965	29	3.10	1.13	854	1,005	40	4.15	1.12	899	45	5.27	С	0

注1 鉄鋼を含む 地賃:地域別最賃額適用

注2 電線・ケーブル製造業 申無:申し出無し 必無:必要性無し

全会一致 使側反対 使側一部反対 労側反対 △労側一部反対

電気機械器具製造業最低賃金決定状況(全国)

	都道府県名		令	和4年月	芰					令和5年	丰度				
	即是加水口	時間額	引上額	引上率	対地域率	地域最賃	時間額	引上額	引上率	対地域率	地域最賃	地域 引上額	地域 引上率	ランク	
1	北海道	955	31	3.35	1.04	920	997	42	4.40	1.04	960	40	4.35	В	0
2	青森	888	29	3.38	1.04	853	927	39	4.39	1.03	898	45	5.28	С	0
3	岩 手	877	30	3.54	1.03	854	917	40	4.56	1.03	893	39	4.57	С	
4	宮城	919	29	3.26	1.04	883	959	40	4.35	1.04	923	40	4.53	В	0
5	秋 田	891	30	3.48	1.04	853	930	39	4.38	1.04	897	44	5.16	С	0
6	山 形	903	31	3.56	1.06	854	945	42	4.65	1.05	900	46	5.39	С	
7	福島	880	24	2.80	1.03	858	地賃	必無			900	42	4.90	В	
8	茨 城 注1.2	961	29	3.11	1.05	911	1,002	41	4.27	1.05	953	42	4.61	В	0
9	栃木	971	31	3.30	1.06	913	1,008	37	3.81	1.06	954	41	4.49	В	0
10	群馬	965	30	3.21	1.08	895	1,006	41	4.25	1.08	935	40	4.47	В	0
11		1,013	32	3.26	1.03	987	1,055	42	4.15	1.03	1,028	41	4.15	Α	0
12	千 葉	1,013	32	3.26	1.03	984	1,055	42	4.15	1.03	1,026	42	4.27	Α	0
13	東京新設					1,072	地賃	必無			1,113	41	3.82	Α	
14	神奈川 新設					1,071	地賃	必無			1,112	41	3.83	Α	
15	新潟	965	29	3.10	1.08	890	1,005	40	4.15	1.08	931	41	4.61	В	0
16	富山	910	31	3.53	1.00	908	951	41	4.51	1.00	948	40	4.41	В	0
17	石川	923	27	3.01	1.04	891	963	40	4.33	1.03	933	42	4.71	В	0
18	福井	地賃	必無			888	地賃	必無			931	43	4.84	В	i
19	山梨	959	25	2.68	1.07	898	997	38	3.96	1.06	938	40	4.45	В	0
20	長野注1	945	29	3.17	1.04	908	983	38	4.02	1.04	948	40	4.41	В	0
21	岐阜	929	22	2.43	1.02	910	965	36	3.88	1.02	950	40	4.40	В	0
22	 静 岡	964	25	2.66	1.02	944	997	33	3.42	1.01	984	40	4.24	В	0
23		地賃	必無	2.00	1.02	986	地賃	必無	0.12	1.01	1,027	41	4.16	A	Ĭ
24	三重	952	25	2.70	1.02	933	987	35	3.68	1.01	973	40	4.29	В	0
25	_ 滋 賀	965	26	2.77	1.04	927	1,003	38	3.94	1.04	967	40	4.31	В	0
26		986	29	3.03	1.02	968	1,025	39	3.96	1.02	1.008	40	4.13	В	Ĭ
27	大阪	994	必無	0.00	1.02	1,023	1,068	45	4.40	1.00	1,064	41	4.01	A	0
28	兵庫	961	31	3.33	1.00	960	1,000	41	4.40	1.00	1,004	41	4.01	В	0
29	<u> </u>	地賃	必無	3.33	1.00	896	地賃	必無	4.21	1.00	936	40	4.46	В	ľ
30		859		4.12	1.01	854	906	4-	5.47	1.01	900	46	5.39	0	
31	<u>馬 収</u> 島 根	882	34 29	3.40	1.03	857	929	47	5.47	1.03	904	47	5.48	В	0
32	岡山	932	28	3.40	1.03	892	974	42	4.51	1.05	932	40	4.48	В	0
33															4
_		953	29 27	3.14 2.93	1.02	930	995	42 38	4.41	1.03	970 928	40 40	4.30	B B	0
34		948			1.07	888	986		4.01	1.06		_	4.50	_	0
35	徳 島	942	31	3.40	1.10	855	983	41	4.35	1.10	896	41	4.80	В	0
36	香川	942	29	3.18	1.07	878	982	40	4.25	1.07	918	40	4.56	В	0
37	愛媛	947 +hÆ	26	2.82	1.11	853	987	40	4.22	1.10	897	44	5.16	В	0
38	高知	地賃	必無	2 47	1	853	地賃	必無	1 00	1 00	897	44	5.16	С	_
39	福岡	977	30	3.17	1.09	900	1,019	42	4.30	1.08	941	41	4.56	В	0
40	佐賀	900	33	3.81	1.06	853	943	43	4.78	1.05	900	47	5.51	С	ŀ
41	長崎	864	必無	_	1.01	853	地賃	必無			898	45	5.28	С	ŀ
42	熊本	896	33	3.82	1.05	853	940	44	4.91	1.05	898	45	5.28	С	0
43	大分	896	32	3.70	1.05	854	941	45	5.02	1.05	899	45	5.27	С	0
44	宮崎	地賃	必無			853	地賃	必無	/		897	44	5.16	С	
45	鹿児島 1 精密機械を含む	地賃	必無			853	地賃	必無			897	44	5.16	С	

注1 精密機械を含む

地賃:地域別最賃額適用 全会一致 使側反対 使側一部反対 労側反対 △労側一部反対

申無:申し出無し 必無:必要性無し

注2 電球製造業、医療用電子応用装置製造業、一次電池製造業、ラジオ受信機・テレビジョン受信機製造業等を除く

輸送用機械器具製造業最低賃金決定状況(全国)

地域 中央 時間離 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日		都谙	直府 県	皇夕	産	業分	類		令	和4年月	芰					令和 5 年	丰度				
2 秋 田		ni t	21117	Z	輸送	自動車	船舶	時間額	引上額	引上率	対地域率	地域最賃	時間額	引上額	引上率	対地域率	地域最賃			ランク	
3 山 形	1	北淮	事道				0	948	31	3.38	1.03	920	990	42	4.43	1.03	960	40	4.35	В	0
4 福島 ○ ○ 916 26 2.92 1.07 858 954 38 4.15 1.06 900 42 4.90 8	2	秋	田			0		938	31	3.42	1.10	853	961	23	2.45	1.07	897	44	5.16	С	0
5	3	山	形			0		919	31	3.49	1.08	854	961	42	4.57	1.07	900	46	5.39	С	
6 群馬注2 ○ 965 30 3.21 1.08 895 1,006 41 4.25 1.08 935 40 4.47 8 7 埼玉 ○ ○ □ 1,013 23 2.32 1.03 987 1,055 42 4.15 1.03 1,028 41 4.15 A 8 東京注2 ○ ○ 地質	4	福	島		0			916	26	2.92	1.07	858	954	38	4.15	1.06	900	42	4.90	В	0
7 埼田 玉 ○ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	5	栃	木			0		978	31	3.27	1.07	913	1,016	38	3.89	1.06	954	41	4.49	В	
8 東京注5 ○ ○ 地質 1,072 地質 必無 1,113 41 3.82 A 9 神奈川 新設 ○ ○ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	6	群	馬	注2	0			965	30	3.21	1.08	895	1,006	41	4.25	1.08	935	40	4.47	В	0
9 神奈川 新設 ○ 960 26 2.78 1.06 908 995 35 3.65 1.05 948 40 4.41 8 11 石 川 ○ 961 23 2.45 1.07 898 997 10 1.04 1.04 938 42 4.71 8 13 長野 注3 ○ ○ 961 23 2.45 1.07 898 997 10 1.04 1.04 938 40 4.45 8 13 長野 注3 ○ ○ 956 29 3.13 1.05 908 994 38 3.97 1.05 948 40 4.44 8 8 1.55 1.55 1.05 948 40 4.45 8 1.55 1.55 1.05 948 40 4.45 8 1.55 1.55 1.05 948 40 4.45 8 1.55 1.55 1.05 948 40 4.45 8 1.55 1.55 1.05 948 40 4.45 8 1.55 1.55 1.05 948 40 4.40 8 1.55 1.05 948 40 4.40 8 1.55 1.05 948 40 4.40 8 1.55 1.05 948 40 4.40 8 1.55 1.05 948 40 4.40 8 1.55 1.05 948 40 4.40 8 1.55 1.05 948 40 4.40 8 1.55 1.05 948 40 4.40 8 1.55 1.05 948 40 4.40 8 1.55 1.05 948 40 4.40 8 1.55 1.05 948 40 4.40 8 1.55 1.05 948 40 4.40 8 1.55 1.05 948 4.05 4.40 8 1.05 1.05 948 4.05 4.40 8 1.05 1.05 948 4.05 4.40 8 1.05 1.05 948 4.05 4.40 8 1.05 1.05 948 4.05 4.40 8 1.05 1.05 948 4.05 4.40 8 1.05 1.05 948 4.05 4.40 8 1.05 1.05 948 4.05 4.40 8 1.05 1.05 948 4.05 4.40 8 1.05 1.05 948 4.05 1.05 948 4.05 1.05 948 4.05 1.05 948 4.05 4.40 8 1.05 1.05 948 4.05 1.05 948 4.05 1.05 948 4.05 1.05 948 4.05 1.05 948 4.05 1.05 948 4.05 1.05 948 4.05 1.05 948 4.05 1.05 948 4.05 1.05 948 4.05 1.05 948 4.05 1.05 948 4.05 1.05 948 4.05 1.05 948 4.05 1.05 948 4.05 1.05 948 4.05 1.05 948 4.05 1.05 948 4.05 1.05 1.05 948 4.05 1.05 948 4.05 1.05 948 4.05 1.05 1.05 948 4.05 1.05 1.05 948 4.05 1.05 1.05 1.05 1.05 1.05 1.05 1.05 1.05 1.05 1.05 1.05	7	埼	玉		0			1,013	23	2.32	1.03	987	1,055	42	4.15	1.03	1,028	41	4.15	Α	0
10 富 山 注4 ○ 960 26 2.78 1.06 908 995 35 3.65 1.05 948 40 4.41 8 11 石 川 ○ 971 25 2.64 1.09 891 1,000 29 2.99 1.07 933 42 4.71 8 12 山 梨 ○ 961 23 2.45 1.07 898 971 10 1.04 1.04 938 40 4.45 8 13 長 野 注3 ○ ○ 956 29 3.13 1.05 908 994 38 3.97 1.05 948 40 4.41 8 14 岐 阜 注1 ○ 991 20 2.06 1.09 910 1,031 40 4.04 1.09 950 40 4.40 8 15 岐 阜 ○ 972 21 2.21 1.07 910 1,005 33 3.40 1.06 950 40 4.40 8 16 静 岡 注3 ○ 995 25 2.58 1.05 944 1,028 33 3.32 1.04 984 40 4.24 8 17 夏 知 注2 ○ 997 21 2.15 1.01 986 1,028 31 3.11 1.00 1,027 41 4.16 A 18 重 注2 ○ 987 25 2.60 1.06 933 1,022 35 3.55 1.05 973 40 4.29 8 19 滋 質 ○ 981 24 2.51 1.06 927 1,016 35 3.57 1.05 967 40 4.13 8 20 京 都 注2 ○ 993 25 2.58 1.03 968 1,028 35 3.52 1.02 1,008 40 4.13 8 21 大 阪 ○ 地賃 必無	8	東	京	注5		0	0	地賃				1,072	地賃	必無			1,113	41	3.82	Α	
11 石 川	9	神系	川系	新設		0		\setminus		\setminus		1,071	地賃	取下			1,112	41	3.83	Α	
12 山 梨	10	佪	Щ	注4		0		960	26	2.78	1.06	908	995	35	3.65	1.05	948	40	4.41	В	0
日3 長野注3 〇〇〇 956 29 3.13 1.05 908 994 38 3.97 1.05 948 40 4.41 B 14 岐阜注1〇〇 991 20 2.06 1.09 910 1,031 40 4.04 1.09 950 40 4.40 B 15 岐阜 〇〇 972 21 2.21 1.07 910 1,005 33 3.40 1.06 950 40 4.40 B 16 静岡注3〇 995 25 2.58 1.05 944 1,028 33 3.32 1.04 984 40 4.24 B 17 愛知注2〇 997 21 2.15 1.01 986 1,028 31 3.11 1.00 1,027 41 4.16 A 18 三重注2〇〇 987 25 2.60 1.06 933 1,022 35 3.55 1.05 973 40 4.29 B 19 滋賀 〇〇 981 24 2.51 1.06 927 1,016 35 3.57 1.05 967 40 4.31 B 20 京都注2〇 993 25 2.58 1.03 968 1,028 35 3.52 1.02 1,008 40 4.13 B 21 大阪 〇 地賃 必無 1,023 1,068 45 4.40 1.00 1,064 41 4.01 A 22 兵庫 〇 1,034 32 3.19 1.08 960 1,075 41 3.97 1.07 1,001 41 4.27 B 23 島根 〇 951 32 3.48 1.11 857 970 19 2.00 1.07 904 47 5.48 B 24 岡山 〇 956 20 2.14 1.07 892 991 35 3.66 1.06 932 40 4.48 B 25 岡山 〇 964 26 2.77 1.04 930 998 34 3.53 1.03 970 40 4.30 B 27 広島 〇 999 22 2.25 1.07 930 1,030 31 3.10 1.06 970 40 4.30 B 28 山 〇 985 23 2.39 1.15 853 1,015 30 3.05 1.13 897 44 5.16 B 30 愛媛 ○ 985 23 2.39 1.15 853 1,015 30 3.05 1.13 897 44 5.16 B 31 福 岡 ○ 987 30 3.13 1.10 900 1,029 42 4.26 1.09 941 41 4.56 B 32 長崎 ○ 987 30 3.13 2.10 985 3965 34 3.65 1.07 898 45 5.28 C	11	石	Ш			0		971	25	2.64	1.09	891	1,000	29	2.99	1.07	933	42	4.71	В	0
14 岐 阜 注 1 ○ 991 20 2.06 1.09 910 1,031 40 4.04 1.09 950 40 4.40 B 15 岐 阜	12	日	梨			0		961	23	2.45	1.07	898	971	10	1.04	1.04	938	40	4.45	В	0
15 岐阜 □ ○ 972 21 2.21 1.07 910 1.005 33 3.40 1.06 950 40 4.40 B 16 静 同 注3 ○ 995 25 2.58 1.05 944 1.028 33 3.32 1.04 984 40 4.24 B 17 愛知注2 ○ 997 21 2.15 1.01 986 1.028 31 3.11 1.00 1.027 41 4.16 A 18 三重注2 ○ ○ 987 25 2.60 1.06 933 1.022 35 3.55 1.05 973 40 4.29 B 19 滋 質 ○ 981 24 2.51 1.06 927 1.016 35 3.57 1.05 967 40 4.31 B 20 京都注2 ○ 993 25 2.58 1.03 968 1.028 35 3.52 1.02 1.008 40 4.13 B 21 大 阪 ○ 地賃 必無	13	長	野	注3		0	0	956	29	3.13	1.05	908	994	38	3.97	1.05	948	40	4.41	В	0
16 静 岡 注3 ○ 995 25 2.58 1.05 944 1,028 33 3.32 1.04 984 40 4.24 B 17 愛 知 注2 ○ 997 21 2.15 1.01 986 1,028 31 3.11 1.00 1,027 41 4.16 A 18 三 重 注2 ○ 987 25 2.60 1.06 933 1,022 35 3.55 1.05 973 40 4.29 B 19 滋 質 ○ 981 24 2.51 1.06 927 1,016 35 3.57 1.05 967 40 4.31 B 20 京 都 注2 ○ 993 25 2.58 1.03 968 1,028 35 3.52 1.02 1,008 40 4.13 B 21 大 阪 ○ 地賃 必無 1,023 1,068 45 4.40 1.00 1,064 41 4.01 A 22 兵 庫 ○ 1,034 32 3.19 1.08 960 1,075 41 3.97 1.07 1,001 41 4.27 B 23 B 根 ○ 951 32 3.48 1.11 857 970 19 2.00 1.07 904 47 5.48 B 24 岡 山 ○ 956 20 2.14 1.07 892 991 35 3.66 1.06 932 40 4.48 B 25 岡 山 ○ 1,003 23 2.35 1.12 892 1,041 38 3.79 1.12 932 40 4.48 B 26 広 島 ○ 964 26 2.77 1.04 930 998 34 3.53 1.03 970 40 4.30 B 27 広 島 ○ 998 22 2.25 1.07 930 1,030 31 3.10 1.06 970 40 4.30 B 29 西 川 ○ 1,003 23 2.35 1.14 878 1,041 38 3.79 1.13 918 40 4.56 B 30 愛 媛 ○ 985 23 2.39 1.15 853 1,015 30 3.05 1.13 897 44 5.16 B 31 福 岡 ○ 987 30 3.13 1.10 900 1,029 42 4.26 1.09 941 41 4.56 B 32 長 崎 ○ 875 必無 1.03 853 地賃 必無 24 26 1.09 941 41 4.56 B 32 長 崎 ○ 931 29 3.22 1.09 853 965 34 3.65 1.07 898 45 5.28 C 33 8 5 3.55 3.55 3.45	14	岐	阜	注1	0			991	20	2.06	1.09	910	1,031	40	4.04	1.09	950	40	4.40	В	
17 愛知 注2 ○ 997 21 2.15 1.01 986 1,028 31 3.11 1.00 1,027 41 4.16 A 18 三重注2 ○ ○ 987 25 2.60 1.06 933 1,022 35 3.55 1.05 973 40 4.29 B 19 滋賀 ○ 981 24 2.51 1.06 927 1,016 35 3.57 1.05 967 40 4.31 B 20 京都注2 ○ 993 25 2.58 1.03 968 1,028 35 3.52 1.02 1,008 40 4.13 B 21 大阪 ○ 地賃 必無	15	岐	阜			0		972	21	2.21	1.07	910	1,005	33	3.40	1.06	950	40	4.40	В	0
18 三 重 注2 ○ ○ ○ 987 25 2.60 1.06 933 1.022 35 3.55 1.05 973 40 4.29 B 19 滋 質 ○ ○ ○ 981 24 2.51 1.06 927 1.016 35 3.57 1.05 967 40 4.31 B 20 京 都 注2 ○ ○ 993 25 2.58 1.03 968 1.028 35 3.52 1.02 1.008 40 4.13 B 21 大 阪 ○ □ 地賃 必無	16	静	畄	注3	0			995	25	2.58	1.05	944	1,028	33	3.32	1.04	984	40	4.24	В	0
19 滋 賀	17	愛	知	注2	0			997	21	2.15	1.01	986	1,028	31	3.11	1.00	1,027	41	4.16	Α	0
20 京都注2 993 25 2.58 1.03 968 1,028 35 3.52 1.02 1,008 40 4.13 B 21 大阪 0 地賃 必無 1,023 1,068 45 4.40 1.00 1,064 41 4.01 A 22 兵庫 0 1,034 32 3.19 1.08 960 1,075 41 3.97 1.07 1,001 41 4.27 B 23 島根 0 951 32 3.48 1.11 857 970 19 2.00 1.07 904 47 5.48 B 24 岡山 0 956 20 2.14 1.07 892 991 35 3.66 1.06 932 40 4.48 B 25 岡山 0 1,003 23 2.35 1.12 892 1,041 38 3.79 1.12 932 40 4.48 B 26 広島 0 999 22 2.25 1.07 930 <td>18</td> <td>Ξ</td> <td>重</td> <td>注2</td> <td></td> <td>0</td> <td>0</td> <td>987</td> <td>25</td> <td>2.60</td> <td>1.06</td> <td>933</td> <td>1,022</td> <td>35</td> <td>3.55</td> <td>1.05</td> <td>973</td> <td>40</td> <td>4.29</td> <td>В</td> <td>0</td>	18	Ξ	重	注2		0	0	987	25	2.60	1.06	933	1,022	35	3.55	1.05	973	40	4.29	В	0
21 大阪 ○ 地賃 必無 1,023 1,068 45 4.40 1.00 1,064 41 4.01 A 22 兵庫 ○ 1,034 32 3.19 1.08 960 1,075 41 3.97 1.07 1,001 41 4.27 B 23 島根 ○ 951 32 3.48 1.11 857 970 19 2.00 1.07 904 47 5.48 B 24 岡山 ○ 956 20 2.14 1.07 892 991 35 3.66 1.06 932 40 4.48 B 25 岡山 ○ 1,003 23 2.35 1.12 892 1,041 38 3.79 1.12 932 40 4.48 B 26 広島 ○ 964 26 2.77 1.04 930 998 34 3.53 1.03 970 40 4.30 B 27 広島 ○ 999 22 2.25 1.07 930 1,030 31 3.10 1.06 97	19	滋	賀			0		981	24	2.51	1.06	927	1,016	35	3.57	1.05	967	40	4.31	В	0
22 兵庫 〇 1,034 32 3.19 1.08 960 1,075 41 3.97 1.07 1,001 41 4.27 B 23 島根 〇 951 32 3.48 1.11 857 970 19 2.00 1.07 904 47 5.48 B 24 岡山 〇 956 20 2.14 1.07 892 991 35 3.66 1.06 932 40 4.48 B 25 岡山 〇 1,003 23 2.35 1.12 892 1,041 38 3.79 1.12 932 40 4.48 B 26 広島 〇 964 26 2.77 1.04 930 998 34 3.53 1.03 970 40 4.30 B 27 広島 〇 999 22 2.25 1.07 930 1,030 31 3.10 1.06 970 40 4.30 B 28 山口 〇 985 20 2.07 1.11 888 1,036 51 5.18<	20	京	都	注2	0			993	25	2.58	1.03	968	1,028	35	3.52	1.02	1,008	40	4.13	В	0
23 島 根 ○ 951 32 3.48 1.11 857 970 19 2.00 1.07 904 47 5.48 B 24 岡 山 ○ 956 20 2.14 1.07 892 991 35 3.66 1.06 932 40 4.48 B 25 岡 山 ○ 1,003 23 2.35 1.12 892 1,041 38 3.79 1.12 932 40 4.48 B 26 広 島 ○ 964 26 2.77 1.04 930 998 34 3.53 1.03 970 40 4.30 B 27 広 島 ○ 999 22 2.25 1.07 930 1,030 31 3.10 1.06 970 40 4.30 B 28 山 口 ○ 985 20 2.07 1.11 888 1,036 51 5.18 1.12 928 40 4.50 B 29 香 川 ○ 1,003 23 2.35 1.14 878 1,041 38 3.79 1.13 918 40 4.56 B 30 愛 媛 ○ 985 23 2.39 1.15 853 1,015 30 3.05 1.13 897 44 5.16 B 31 福 岡 ○ 987 30 3.13 1.10 900 1,029 42 4.26 1.09 941 41 4.56 B 32 長 崎 ○ 875 必無 1.03 853 地賃 必無 必無 必無 898 45 5.28 C 33 熊 本 ○ 931 29 3.22 1.09 853 965 34 3.65 1.07 898 45 5.28 C	21	大	阪			0		地賃	必無			1,023	1,068	45	4.40	1.00	1,064	41	4.01	Α	0
24 岡山 〇 956 20 2.14 1.07 892 991 35 3.66 1.06 932 40 4.48 B 25 岡山 〇 1,003 23 2.35 1.12 892 1,041 38 3.79 1.12 932 40 4.48 B 26 広島 〇 964 26 2.77 1.04 930 998 34 3.53 1.03 970 40 4.30 B 27 広島 〇 999 22 2.25 1.07 930 1,030 31 3.10 1.06 970 40 4.30 B 28 山口 〇 985 20 2.07 1.11 888 1,036 51 5.18 1.12 928 40 4.50 B 29 香川 〇 1,003 23 2.35 1.14 878 1,041 38 3.79 1.13 918 40 4.56 B 30 愛媛 〇 985 23 <t< td=""><td>22</td><td>兵</td><td>庫</td><td></td><td>0</td><td></td><td></td><td>1,034</td><td>32</td><td>3.19</td><td>1.08</td><td>960</td><td>1,075</td><td>41</td><td>3.97</td><td>1.07</td><td>1,001</td><td>41</td><td>4.27</td><td>В</td><td></td></t<>	22	兵	庫		0			1,034	32	3.19	1.08	960	1,075	41	3.97	1.07	1,001	41	4.27	В	
25 岡山 〇 1,003 23 2.35 1.12 892 1,041 38 3.79 1.12 932 40 4.48 B 26 広島 〇 964 26 2.77 1.04 930 998 34 3.53 1.03 970 40 4.30 B 27 広島 〇 999 22 2.25 1.07 930 1,030 31 3.10 1.06 970 40 4.30 B 28 山口 〇 985 20 2.07 1.11 888 1,036 51 5.18 1.12 928 40 4.50 B 29 香川 〇 1,003 23 2.35 1.14 878 1,041 38 3.79 1.13 918 40 4.56 B 30 愛媛 〇 985 23 2.39 1.15 853 1,015 30 3.05 1.13 897 44 5.16 B 31 福岡 〇 987 30 3.13 1.10 900 1,029 42 4.26 1.09 941 41 4.56 B	23	島	根			0		951	32	3.48	1.11	857	970	19	2.00	1.07	904	47	5.48	В	0
26 広島 ○ 964 26 2.77 1.04 930 998 34 3.53 1.03 970 40 4.30 B 27 広島 ○ 999 22 2.25 1.07 930 1,030 31 3.10 1.06 970 40 4.30 B 28 山口 ○ 985 20 2.07 1.11 888 1,036 51 5.18 1.12 928 40 4.50 B 29 香川 ○ 1,003 23 2.35 1.14 878 1,041 38 3.79 1.13 918 40 4.56 B 30 愛媛 ○ 985 23 2.39 1.15 853 1,015 30 3.05 1.13 897 44 5.16 B 31 福岡 ○ 987 30 3.13 1.10 900 1,029 42 4.26 1.09 941 41 4.56 B 32 長崎 ○ 875 必無 1.03 853 地賃 必無 多65 34 3.65 1.07 898 45 5.28 C 33 熊本 ○ 931 29 3.22 1.09 853 965 34 3.65 1.07 898 45 5.28 C	24	畄	Щ			0		956	20	2.14	1.07	892	991	35	3.66	1.06	932	40	4.48	В	0
27 広島 〇 999 22 2.25 1.07 930 1,030 31 3.10 1.06 970 40 4.30 B 28 山口 〇 985 20 2.07 1.11 888 1,036 51 5.18 1.12 928 40 4.50 B 29 香川 〇 1,003 23 2.35 1.14 878 1,041 38 3.79 1.13 918 40 4.56 B 30 愛媛 〇 985 23 2.39 1.15 853 1,015 30 3.05 1.13 897 44 5.16 B 31 福岡 〇 987 30 3.13 1.10 900 1,029 42 4.26 1.09 941 41 4.56 B 32 長崎 〇 875 必無 1.03 853 地賃 必無 898 45 5.28 C 33 熊本 〇 931 29 3.22 1.09 853 965 34 3.65 1.07 898 45 5.28 C	25	畄	Щ				0	1,003	23	2.35	1.12	892	1,041	38	3.79	1.12	932	40	4.48	В	0
28 山口 ○ 985 20 2.07 1.11 888 1,036 51 5.18 1.12 928 40 4.50 B 29 香川 ○ 1,003 23 2.35 1.14 878 1,041 38 3.79 1.13 918 40 4.56 B 30 愛媛 ○ 985 23 2.39 1.15 853 1,015 30 3.05 1.13 897 44 5.16 B 31 福岡 ○ 987 30 3.13 1.10 900 1,029 42 4.26 1.09 941 41 4.56 B 32 長崎 ○ 875 必無 1.03 853 地賃 必無 898 45 5.28 C 33 熊本 ○ 931 29 3.22 1.09 853 965 34 3.65 1.07 898 45 5.28 C	26	広	島			0		964	26	2.77	1.04	930	998	34	3.53	1.03	970	40	4.30	В	
29 香川 〇 1,003 23 2.35 1.14 878 1,041 38 3.79 1.13 918 40 4.56 B 30 愛媛 〇 985 23 2.39 1.15 853 1,015 30 3.05 1.13 897 44 5.16 B 31 福岡 〇 987 30 3.13 1.10 900 1,029 42 4.26 1.09 941 41 4.56 B 32 長崎 〇 875 必無 1.03 853 地賃 必無 898 45 5.28 C 33 熊本 〇 931 29 3.22 1.09 853 965 34 3.65 1.07 898 45 5.28 C	27	広	島				0	999	22	2.25	1.07	930	1,030	31	3.10	1.06	970	40	4.30	В	
30 愛媛 ○ 985 23 2.39 1.15 853 1,015 30 3.05 1.13 897 44 5.16 B 31 福岡 ○ 987 30 3.13 1.10 900 1,029 42 4.26 1.09 941 41 4.56 B 32 長崎 ○ 875 必無 1.03 853 地賃 必無 898 45 5.28 C 33 熊本 ○ 931 29 3.22 1.09 853 965 34 3.65 1.07 898 45 5.28 C	28	日	П		0			985	20	2.07	1.11	888	1,036	51	5.18	1.12	928	40	4.50	В	0
31 福岡 ○ 987 30 3.13 1.10 900 1,029 42 4.26 1.09 941 41 4.56 B 32 長崎 ○ 875 必無 1.03 853 地賃 必無 898 45 5.28 C 33 熊本 ○ 931 29 3.22 1.09 853 965 34 3.65 1.07 898 45 5.28 C	29	香	Ш				0	1,003	23	2.35	1.14	878	1,041	38	3.79	1.13	918	40	4.56	В	0
32 長崎 ○ 875 必無 1.03 853 地賃 必無 898 45 5.28 C 33 熊本 ○ ○ 931 29 3.22 1.09 853 965 34 3.65 1.07 898 45 5.28 C	30	愛	媛				0	985	23	2.39	1.15	853	1,015	30	3.05	1.13	897	44	5.16	В	
33 熊本 〇〇 931 29 3.22 1.09 853 965 34 3.65 1.07 898 45 5.28 С	31	福	畄		0			987	30	3.13	1.10	900	1,029	42	4.26	1.09	941	41	4.56	В	0
	32	長	崎				0	875	必無		1.03	853	地賃	必無			898	45	5.28	С	1
34 大分 0 0 916 22 2.46 1.07 854 951 35 3.82 1.06 899 45 5.27 0	33	熊	本			0	0	931	29	3.22	1.09	853	965	34	3.65	1.07	898	45	5.28	С	0
1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 -	34	大	分			0	0	916	22	2.46	1.07	854	951	35	3.82	1.06	899	45	5.27	С	1

- 注1 航空機・同附属品製造業
- 注2 建設機械を含む
- 注3 一般機械器具を含む
- 注4 玉軸受・ころ軸受、他に分類されないはん用機械・装置、トラクタ、金属工作機械、機械器具、ロボット、自動車・同附属品製造業
- 注 5 航空機・同附属品製造業を含む

全会一致 使側反対 使側一部反対 労側反対 △労側一部反対

地賃:地域別最賃額適用

申無:申し出無し 必無:必要性無し 取下:取り下げ

輸送用機械器具製造業最低賃金決定状況(全国)

	恕;	直府県	■夕	産	業分	類		\$	和4年	度					令和 5 4	年度				
	비사	E 113 71	7 []	輸送	自動車	船舶	時間額	引上額	引上率	対地域率	地域最賃	時間額	引上額	引上率	対地域率	地域最賃	地域 引上額	地域 引上率	ランク	
1	福	島		0			916	26	2.92	1.07	858	954	38	4.15	1.06	900	42	4.90	В	0
2	群	馬	注 2	0			965	30	3.21	1.08	895	1,006	41	4.25	1.08	935	40	4.47	В	0
3	埼	玉		0			1,013	23	2.32	1.03	987	1,055	42	4.15	1.03	1,028	41	4.15	Α	0
4	岐	阜	注 1	0			991	20	2.06	1.09	910	1,031	40	4.04	1.09	950	40	4.40	В	
5	静	畄	注3	0			995	25	2.58	1.05	944	1,028	33	3.32	1.04	984	40	4.24	В	0
6	愛	知	注 2	0			997	21	2.15	1.01	986	1,028	31	3.11	1.00	1,027	41	4.16	Α	0
7	京	都	注 2	0			993	25	2.58	1.03	968	1,028	35	3.52	1.02	1,008	40	4.13	В	0
8	兵	庫		0			1,034	32	3.19	1.08	960	1,075	41	3.97	1.07	1,001	41	4.27	В	
9	Щ	П		0			985	20	2.07	1.11	888	1,036	51	5.18	1.12	928	40	4.50	В	0
10	福	畄		0			987	30	3.13	1.10	900	1,029	42	4.26	1.09	941	41	4.56	В	0
1	秋	田			0		938	31	3.42	1.10	853	961	23	2.45	1.07	897	44	5.16	С	0
2	Щ	形			0		919	31	3.49	1.08	854	961	42	4.57	1.07	900	46	5.39	С	0
3	栃	木			0		978	31	3.27	1.07	913	1,016	38	3.89	1.06	954	41	4.49	В	
4	神系	奈川	新設		0						1,071	地賃	取下			1,112	41	3.83	Α	
5	富	山	注4		0		960	26	2.78	1.06	908	995	35	3.65	1.05	948	40	4.41	В	0
6	石	Ш			0		971	25	2.64	1.09	891	1,000	29	2.99	1.07	933	42	4.71	В	0
7	Щ	梨			0		961	23	2.45	1.07	898	971	10	1.04	1.04	938	40	4.45	В	0
8	岐	阜			0		972	21	2.21	1.07	910	1,005	33	3.40	1.06	950	40	4.40	В	0
9	滋	賀			0		981	24	2.51	1.06	927	1,016	35	3.57	1.05	967	40	4.31	В	0
10	大	阪			0		地賃	必無			1,023	1,068	45	4.40	1.00	1,064	41	4.01	Α	0
11	島	根			0		951	32	3.48	1.11	857	970	19	2.00	1.07	904	47	5.48	В	0
12	畄	山			0		956	20	2.14	1.07	892	991	35	3.66	1.06	932	40	4.48	В	0
13	広	島			0		964	26	2.77	1.04	930	998	34	3.53	1.03	970	40	4.30	В	
1	北洲	每道				0	948	31	3.38	1.03	920	990	42	4.43	1.03	960	40	4.35	В	0
2	畄	山				0	1,003	23	2.35	1.12	892	1,041	38	3.79	1.12	932	40	4.48	В	0
3	広	島				0	999	22	2.25	1.07	930	1,030	31	3.10	1.06	970	40	4.30	В	l
4	香	Ш				0	1,003	23	2.35	1.14	878	1,041	38	3.79	1.13	918	40	4.56	В	0
5	愛	媛				0	985	23	2.39	1.15	853	1,015	30	3.05	1.13	897	44	5.16	В	İ
6	長	崎				0	875	必無		1.03	853	地賃	必無			898	45	5.28	С	
1	東	京	注 5		0	0	地賃				1,072	地賃	必無			1,113	41	3.82	Α	
2	長	野	注 3		0	0	956	29	3.13	1.05	908	994	38	3.97	1.05	948	40	4.41	В	0
3	Ξ	重	注 2		0	0	987	25	2.60	1.06	933	1,022	35	3.55	1.05	973	40	4.29	В	0
4	熊	本			0	0	931	29	3.22	1.09	853	965	34	3.65	1.07	898	45	5.28	С	0
5	大	分			0	0	916	22	2.46	1.07	854	951	35	3.82	1.06	899	45	5.27	С	

注1 航空機・同附属品製造業

注2 建設機械を含む

注3 一般機械器具を含む

注4 玉軸受・ころ軸受、他に分類されないはん用機械・装置、トラクタ、金属工作機械、機械器具、ロボット、自動車・同附属品製造業

注 5 航空機・同附属品製造業を含む

地賃:地域別最賃額適用 全会一致 使側反対 使側一部反対 労側反対 4労側一部反対

地賃:地域別最賃額適用 申無:申し出無し 必無:必要性無し

取下:取り下げ

自動車(新車)小売業最低賃金決定状況(全国)

	松类点层	1.67		令	和4年月	度					令和 5 :	年度				
	都道府県	台	時間額	引上額	引上率	対地域率	地域最賃	時間額	引上額	引上率	対地域率	地域最賃	地域 引上額	地域 引上率	ランク	
1	青森	注1	919	29	3.26	1.08	853	923	4	0.44	1.03	898	45	5.28	С	0
2	岩 手	注1	903	24	2.73	1.06	854	945	42	4.65	1.06	893	39	4.57	С	
3	宮城	注1	946	28	3.05	1.07	883	986	40	4.23	1.07	923	40	4.53	В	0
4	秋 田	注2	897	28	3.22	1.05	853	938	41	4.57	1.05	897	44	5.16	С	0
5	福島	注1	922	28	3.13	1.07	858	960	38	4.12	1.07	900	42	4.90	В	0
6	埼玉	注1	1,018	30	3.04	1.03	987	1,060	42	4.13	1.03	1,028	41	4.15	Α	0
7	千 葉		地賃	必無			984	地賃	必無			1,026	42	4.27	Α	
8	東京	新設					1,072	地賃	必無			1,113	41	3.82	Α	
9	神奈川	新設					1,071	地賃	申無			1,112	41	3.83	Α	
10	新潟	注2	961	25	2.67	1.08	890	997	36	3.75	1.07	931	41	4.61	В	0
11	富山		地賃	申無			908	地賃	申無			948	40	4.41	В	
12	愛 知		地賃	必無			986	地賃	必無			1,027	41	4.16	Α	
13	愛 知	注2	地賃	申無			986	地賃	申無			1,027	41	4.16	Α	
14	京都		地賃	必無			968	地賃	必無			1,008	40	4.13	В	
15	大 阪	注1	地賃	必無			1,023	地賃	必無			1,064	41	4.01	Α	
16	兵 庫	注1	963	33	3.55	1.00	960	地賃	必無			1,001	41	4.27	В	
17	奈 良	注1	地賃	必無			896	地賃	必無			936	40	4.46	В	
18	島根		932	28	3.10	1.09	857	960	28	3.00	1.06	904	47	5.48	В	0
19	広島	注1	958	28	3.01	1.03	930	地賃	必無			970	40	4.30	В	
20	福岡		987	28	2.92	1.10	900	1,028	41	4.15	1.09	941	41	4.56	В	0
21	大 分		902	30	3.44	1.06	854	942	40	4.43	1.05	899	45	5.27	С	0
22	宮崎		890	32	3.73	1.04	853	927	37	4.16	1.03	897	44	5.16	С	0
23	鹿児島		902	30	3.44	1.06	853	945	43	4.77	1.05	897	44	5.16	С	0
24	沖縄		地賃	必無			853	地賃	必無			896	43	5.04	С	

注1 自動車小売業

注2 自動車部分品・附属品を含む 地賃:地域別最賃額適用

申無:申し出無し 必無:必要性無し

全会一致 使側反対 使側一部反対 労側反対 △労側一部反対

平成25年度~令和5年度の最低賃金審議状況(大分)

	25	5 年度	26年度	透	27年度	:度	28年度	:度	29年	年度	3 0 年度	:度	令和1年度	年度	令和2年度	年度	令和3年度	年度	令和4年度	年度	令和5年	丰度
###目任	664	11	229	13	694	17	715	21	737	22	762	25	790	28	792	2	822	30	854	32	668	45
一 本学 神文 画で	4	1.68		1.96		2.51		3.03		3.08		3.39		3.67		0.25		3.78		3.89		5.27
	801	13	817	16	836	19	861	25	887	26	915	28	947	32	951	4	981	30	1010	29	1053	43
鉄鋼業	1.21	1.65	1.21	2.00	1.20	2.33	1.20	2.99	1.20	3.02	1.20	3.16	1.20	3.50	1.20	0.42	1.20	3.15	1.18	2.96	1.17	4.26
	262	11	807	14	825	18	846	21	998	20	988	20	206	21	911	4	936	25	965	29	1005	40
非鉄金属	1.19	1.41	1.19	1.77	1.19	2.23	1.18	2.55	1.18	2.36	1.16	2.31	1.15	2.37	1.15	0.44	1.14	2.74	1.13	3.10	1.12	4.15
	723	10	735	12	749	14	764	15	784	20	807	23	832	25	835	3	864	29	968	32	941	45
電気機械	1.09	1.40	1.09	1.66	1.08	1.90	1.07	2.00	1.06	2.62	1.05	2.93	1.05	3.10	1.05	0.36	1.05	3.47	1.05	3.70	1.05	5.02
	822	10	785	12	798	13	813	15	833	20	853	20	875	22	878	3	894	16	916	22	951	35
輸送用機柄	1.16	1.31	1.16	1.55	1.15	1.66	1.14	1.88	1.13	2.46	1.12	2.40	1.11	2.58	1.11	0.34	1.09	1.82	1.07	2.46	1.06	3.82
																			0			
	734	11	747 ^		762	15	780	18	799	19	821	22	844	23	848	4	872	24	905	30	942	40
自動車小売	1.11	1.52	1.10	1.77	1.10	2.01	1.09	2.36	1.08	2.44	1.08	2.75	1.07	2.80	1.07	0.47	1.06	2.83	1.06	3.44	1.05	4.43

*数値については、以下のとおり。

時間額 引上額 対地域 引上率 率

労反対 ▲労一部反対 使反对 ①使一部反对 全会一致

都道府県名	ランク	目安額	答申された改定額[円] (※1)	引上げ額【円】	目安差額	発効予定年月日(※
北海道	В	50	1010 (960)	50	±0	2024年 10月1日
青 森	С	50	953 (898)	55	+5	2024年 10月5日
岩手	С	50	952 (893)	59	+9	2024年 10月27日
宮城	В	50	973 (923)	50	±0	2024年 10月1日
秋田	С	50	951 (897)	54	+4	2024年 10月1日
山形	С	50	955 (900)	55	+5	2024年 10月19日
福島	В	50	955 (900)	55	+5	2024年 10月5日
茨 城	В	50	1005 (953)	52	+2	2024年 10月1日
栃木	В	50	1004 (954)	50	±0	2024年 10月1日
群 馬	В	50	985 (935)	50	±0	2024年 10月4日
埼 玉	Α	50	1078 (1028)	50	±0	2024年 10月1日
千 葉	Α	50	1076 (1026)	50	±0	2024年 10月1日
東京	Α	50	1163 (1113)	50	±0	2024年 10月1日
神奈川	A	50	1162 (1112)	50	±0	2024年 10月1日
新 潟	В	50	985 (931)	54	+4	2024年 10月1日
富山	В	50	998 (948)	50	±0	2024年 10月1日
石川	В	50	984 (933)	51	+1	2024年 10月5日
	В	50	984 (931)	53	+3	2024年 10月5日
 山 梨	В	50	988 (938)	50	±0	2024年 10月1日
	В	50	998 (948)	50	±0	2024年 10月1日
 岐 阜	В	50	1001 (950)	51	+1	2024年 10月1日
ひ 羋 静 岡	В	50	1034 (984)	50	±0	2024年 10月1日
	A	50	1077 (1027)	50	±0	2024年 10月1日
	В	50	1023 (973)	50	±0	2024年 10月1日
 _ <u>_</u> 滋 賀	В	50	1017 (967)	50	±0	2024年 10月1日
	В	50	1058 (1008)	50	±0	2024年 10月1日
大 阪	A	50	1114 (1064)	50	±0	2024年 10月1日
八 败 兵 庫	В	50	1052 (1001)	51	+1	2024年 10月1日
 奈 良	В	50	986 (936)	50	±0	
	В	50		51	+1	2024年 10月1日
和歌山		50		57	+7	2024年 10月1日
鳥 取	C		957 (900)			2024年 10月5日
<u>島根</u>	В	50	962 (904)	58	+8	2024年 10月12日
<u>岡山</u>	В	50	982 (932)	50	±0	2024年 10月2日
広島	В	50	1020 (970)	50	±0	2024年 10月1日
<u> </u>	В	50	979 (928)	51	+1	2024年 10月1日
徳島	В	50	980 (896)	84	+34	2024年 11月1日
香川	В	50	970 (918)	52	+2	2024年 10月2日
愛媛	В	50	956 (897)	59	+9	2024年 10月13日
高知	C	50	952 (897)	55	+5	2024年 10月9日
福 岡	В	50	992 (941)	51	+1	2024年 10月5日
佐賀	C	50	956 (900)	56	+6	2024年 10月17日
長崎	С	50	953 (898)	55	+5	2024年 10月12日
熊 本	С	50	952 (898)	54	+4	2024年 10月5日
大 分	С	50	954 (899)	55	+5	2024年 10月5日
宮崎	С	50	952 (897)	55	+5	2024年 10月5日
鹿児島	С	50	953 (897)	56	+6	2024年 10月5日
沖 縄	С	50	952 (896)	56	+6	2024年 10月9日
全国加重	平均		1055 (1004)	51	+1	1

^{※1} 括弧内の数字は改定前の地域別最低賃金額

^{※2} 効力発生日は、答申公示後の異議の申出の状況等により変更となる可能性有

大分県鉄鋼業最低賃金専門部会運営規程 (案)

(目的)

第1条 この規程は、大分県鉄鋼業最低賃金専門部会(以下「専門部会」という。) の議事運営に関し、最低賃金法及び最低賃金審議会令に定めるもののほか、必 要な事項について定めるものである。

(会議の招集)

- 第2条 専門部会の会議(以下「会議」という。)は、部会長が必要と認めたときの ほか、大分労働局長(以下「局長」という。)又は労働者代表委員、使用者代 表委員及び公益代表委員各1人以上を含む3人以上の委員から開催の請求が あったときは、部会長が招集する。
 - 2 前項の規定により局長又は委員が、会議の開催を請求しようとする場合に は、緊急やむを得ない場合を除き、付議事項及び希望開催期日を少なくとも当 該期日の10日前までに、部会長に通知しなければならない。
 - 3 部会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合を除き、少なくとも7日前までに、付議事項、開催日時及び場所を各委員に通知するとともに局長に通知するものとする。

(実地調査及び参考人の意見聴取)

第3条 部会長は、会議の議決により特定の事案について事実の調査をするため、委員による実地調査を行い、又は関係労働者、関係使用者その他の関係者を参考人に指定し、その意見を聴くことができる。

(委員の欠席)

- 第4条 部会長が必要であると認めるときは、テレビ会議システム(映像と音声の送 受信により、相手の状態を相互に確認しながら通話をすることができるシステ ムをいう。次項においても同じ。)を利用する方法によって、会議に出席する ことができる。
 - 2 テレビ会議システムを利用する方法による会議の出席は、最低賃金審議会令 第5条第2項及び第3項に規定する会議への出席に含めるものとする。
 - 3 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を部

会長に適当な方法で速報するものとする。

4 委員は、旅行その他の事由によって長期不在となるときは、あらかじめ部会長に適当な方法で通知するものとする。

(会議における発言)

第5条 委員は、会議において発言しようとするときは、部会長の許可を受けなけれ ばならない。

(会議の公開)

- 第6条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の 保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に 侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立 性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、会議を非公開とする ことができる。
 - 2 部会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(議事録及び議事要旨)

- 第7条 会議の議事については、議事録を作成し、議事録は、部会長及び部会長の指名した委員2人が確認するものとする。
 - 2 議事録及び会議の資料は、原則として公開する。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、議事録及び会議の資料の一部又は全部を非公開とすることができる。
 - 3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

(意見及び建議の提出)

第8条 部会長は、専門部会が議決を行ったときには、大分地方最低賃金審議会に報告するものとする。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、専門部会の意見を聴いて行う。

附 則

この規程は、令和 年 月 日から施行する。

大分県非鉄金属製造業最低賃金専門部会運営規程 (案)

(目的)

第1条 この規程は、大分県非鉄金属製造業最低賃金専門部会(以下「専門部会」という。)の議事運営に関し、最低賃金法及び最低賃金審議会令に定めるもののほか、必要な事項について定めるものである。

(会議の招集)

- 第2条 専門部会の会議(以下「会議」という。)は、部会長が必要と認めたときの ほか、大分労働局長(以下「局長」という。)又は労働者代表委員、使用者代 表委員及び公益代表委員各1人以上を含む3人以上の委員から開催の請求が あったときは、部会長が招集する。
 - 2 前項の規定により局長又は委員が、会議の開催を請求しようとする場合には、 緊急やむを得ない場合を除き、付議事項及び希望開催期日を少なくとも当該期 日の10日前までに、部会長に通知しなければならない。
 - 3 部会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合を除き、 少なくとも7日前までに、付議事項、開催日時及び場所を各委員に通知すると ともに局長に通知するものとする。

(実地調査及び参考人の意見聴取)

第3条 部会長は、会議の議決により特定の事案について事実の調査をするため、委員による実地調査を行い、又は関係労働者、関係使用者その他の関係者を参考人に指定し、その意見を聴くことができる。

(委員の欠席)

- 第4条 部会長が必要であると認めるときは、テレビ会議システム(映像と音声の送 受信により、相手の状態を相互に確認しながら通話をすることができるシステ ムをいう。次項においても同じ。)を利用する方法によって、会議に出席する ことができる。
 - 2 テレビ会議システムを利用する方法による会議の出席は、最低賃金審議会令 第5条第2項及び第3項に規定する会議への出席に含めるものとする。

- 3 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を部 会長に適当な方法で速報するものとする。
- 4 委員は、旅行その他の事由によって長期不在となるときは、あらかじめ部会長に適当な方法で通知するものとする。

(会議における発言)

第5条 委員は、会議において発言しようとするときは、部会長の許可を受けなけれ ばならない。

(会議の公開)

- 第6条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の 保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に 侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立 性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、会議を非公開とする ことができる。
 - 2 部会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(議事録及び議事要旨)

- 第7条 会議の議事については、議事録を作成し、議事録は、部会長及び部会長の指名した委員2人が確認するものとする。
 - 2 議事録及び会議の資料は、原則として公開する。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、議事録及び会議の資料の一部又は全部を非公開とすることができる。
 - 3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

(意見及び建議の提出)

第8条 部会長は、専門部会が議決を行ったときには、大分地方最低賃金審議会に報告するものとする。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、専門部会の意見を聴いて行う。

附 則

この規程は、令和 年 月 日から施行する。

大分県電子部品・デバイス、電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会運営規程(案)

(目的)

第1条 この規程は、大分県電子部品・デバイス、電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会(以下「専門部会」という。)の議事運営に関し、最低賃金法及び最低賃金審議会令に定めるもののほか、必要な事項について定めるものである。

(会議の招集)

- 第2条 専門部会の会議(以下「会議」という。)は、部会長が必要と認めたときの ほか、大分労働局長(以下「局長」という。)又は労働者代表委員、使用者代 表委員及び公益代表委員各1人以上を含む3人以上の委員から開催の請求が あったときは、部会長が招集する。
 - 2 前項の規定により局長又は委員が、会議の開催を請求しようとする場合には、 緊急やむを得ない場合を除き、付議事項及び希望開催期日を少なくとも当該期 日の10日前までに、部会長に通知しなければならない。
 - 3 部会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合を除き、 少なくとも7日前までに、付議事項、開催日時及び場所を各委員に通知すると ともに局長に通知するものとする。

(実地調査及び参考人の意見聴取)

第3条 部会長は、会議の議決により特定の事案について事実の調査をするため、委員による実地調査を行い、又は関係労働者、関係使用者その他の関係者を参考人に指定し、その意見を聴くことができる。

(委員の欠席)

- 第4条 部会長が必要であると認めるときは、テレビ会議システム(映像と音声の送 受信により、相手の状態を相互に確認しながら通話をすることができるシステ ムをいう。次項においても同じ。)を利用する方法によって、会議に出席する ことができる。
 - 2 テレビ会議システムを利用する方法による会議の出席は、最低賃金審議会令

第5条第2項及び第3項に規定する会議への出席に含めるものとする。

- 3 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を部 会長に適当な方法で速報するものとする。
- 4 委員は、旅行その他の事由によって長期不在となるときは、あらかじめ部会 長に適当な方法で通知するものとする。

(会議における発言)

第5条 委員は、会議において発言しようとするときは、部会長の許可を受けなけれ ばならない。

(会議の公開)

- 第6条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の 保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に 侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立 性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、会議を非公開とする ことができる。
 - 2 部会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(議事録及び議事要旨)

- 第7条 会議の議事については、議事録を作成し、議事録は、部会長及び部会長の指 名した委員2人が確認するものとする。
 - 2 議事録及び会議の資料は、原則として公開する。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、議事録及び会議の資料の一部又は全部を非公開とすることができる。
 - 3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

(意見及び建議の提出)

第8条 部会長は、専門部会が議決を行ったときには、大分地方最低賃金審議会に報告するものとする。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、専門部会の意見を聴いて行う。

附 則

この規程は、令和 年 月 日から施行する。

大分県自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業, 舶用機関製造業最低賃金専門部会運営規程(案)

(目的)

第1条 この規程は、大分県自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業,舶用機関製造業最低賃金専門部会(以下「専門部会」という。)の議事運営に関し、最低賃金法及び最低賃金審議会令に定めるもののほか、必要な事項について定めるものである。

(会議の招集)

- 第2条 専門部会の会議(以下「会議」という。)は、部会長が必要と認めたときの ほか、大分労働局長(以下「局長」という。)又は労働者代表委員、使用者代 表委員及び公益代表委員各1人以上を含む3人以上の委員から開催の請求が あったときは、部会長が招集する。
 - 2 前項の規定により局長又は委員が、会議の開催を請求しようとする場合には、 緊急やむを得ない場合を除き、付議事項及び希望開催期日を少なくとも当該期 日の10日前までに、部会長に通知しなければならない。
 - 3 部会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合を除き、 少なくとも7日前までに、付議事項、開催日時及び場所を各委員に通知すると ともに局長に通知するものとする。

(実地調査及び参考人の意見聴取)

第3条 部会長は、会議の議決により特定の事案について事実の調査をするため、委員による実地調査を行い、又は関係労働者、関係使用者その他の関係者を参考人に指定し、その意見を聴くことができる。

(委員の欠席)

第4条 部会長が必要であると認めるときは、テレビ会議システム(映像と音声の送 受信により、相手の状態を相互に確認しながら通話をすることができるシステ ムをいう。次項においても同じ。)を利用する方法によって、会議に出席する ことができる。

- 2 テレビ会議システムを利用する方法による会議の出席は、最低賃金審議会令 第5条第2項及び第3項に規定する会議への出席に含めるものとする。
- 3 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を部 会長に適当な方法で速報するものとする。
- 4 委員は、旅行その他の事由によって長期不在となるときは、あらかじめ部会長に適当な方法で通知するものとする。

(会議における発言)

第5条 委員は、会議において発言しようとするときは、部会長の許可を受けなけれ ばならない。

(会議の公開)

- 第6条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の 保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に 侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立 性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、会議を非公開とする ことができる。
 - 2 部会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(議事録及び議事要旨)

- 第7条 会議の議事については、議事録を作成し、議事録は、部会長及び部会長の指名した委員2人が確認するものとする。
 - 2 議事録及び会議の資料は、原則として公開する。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、議事録及び会議の資料の一部又は全部を非公開とすることができる。
 - 3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

(意見及び建議の提出)

第8条 部会長は、専門部会が議決を行ったときには、大分地方最低賃金審議会に報告するものとする。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、専門部会の意見を聴いて行う。

附 則

この規程は、令和 年 月 日から施行する。

大分県自動車 (新車) 小売業最低賃金専門部会運営規程 (案)

(目的)

第1条 この規程は、大分県自動車(新車)小売業最低賃金専門部会(以下「専門部会」という。)の議事運営に関し、最低賃金法及び最低賃金審議会令に定めるもののほか、必要な事項について定めるものである。

(会議の招集)

- 第2条 専門部会の会議(以下「会議」という。)は、部会長が必要と認めたときの ほか、大分労働局長(以下「局長」という。)又は労働者代表委員、使用者代 表委員及び公益代表委員各1人以上を含む3人以上の委員から開催の請求が あったときは、部会長が招集する。
 - 2 前項の規定により局長又は委員が、会議の開催を請求しようとする場合には、 緊急やむを得ない場合を除き、付議事項及び希望開催期日を少なくとも当該期 日の10日前までに、部会長に通知しなければならない。
 - 3 部会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合を除き、 少なくとも7日前までに、付議事項、開催日時及び場所を各委員に通知すると ともに局長に通知するものとする。

(実地調査及び参考人の意見聴取)

第3条 部会長は、会議の議決により特定の事案について事実の調査をするため、委員による実地調査を行い、又は関係労働者、関係使用者その他の関係者を参考人に指定し、その意見を聴くことができる。

(委員の欠席)

- 第4条 部会長が必要であると認めるときは、テレビ会議システム(映像と音声の送 受信により、相手の状態を相互に確認しながら通話をすることができるシステ ムをいう。次項においても同じ。)を利用する方法によって、会議に出席する ことができる。
 - 2 テレビ会議システムを利用する方法による会議の出席は、最低賃金審議会令 第5条第2項及び第3項に規定する会議への出席に含めるものとする。

- 3 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を部 会長に適当な方法で速報するものとする。
- 4 委員は、旅行その他の事由によって長期不在となるときは、あらかじめ部会長に適当な方法で通知するものとする。

(会議における発言)

第5条 委員は、会議において発言しようとするときは、部会長の許可を受けなけれ ばならない。

(会議の公開)

- 第6条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の 保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に 侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立 性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、会議を非公開とする ことができる。
 - 2 部会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(議事録及び議事要旨)

- 第7条 会議の議事については、議事録を作成し、議事録は、部会長及び部会長の指 名した委員2人が確認するものとする。
 - 2 議事録及び会議の資料は、原則として公開する。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、議事録及び会議の資料の一部又は全部を非公開とすることができる。
 - 3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

(意見及び建議の提出)

第8条 部会長は、専門部会が議決を行ったときには、大分地方最低賃金審議会に報告するものとする。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、専門部会の意見を聴いて行う。

附 則

この規程は、令和 年 月 日から施行する。



大分県内経済情勢報告

令和6年8月

財務省九州財務局大分財務事務所

1. 総論

[総括判断]「県内経済は、回復に向けたテンポが緩やかになっている」

項目	前回(6年4月判断)	今回(6年7月判断)	前回 比較
総括判断	緩やかに回復しつつある	回復に向けたテンポが緩やかになっている	$\langle \lambda \rangle$

⁽注)6年7月判断は、前回6年4月判断以降、足下の状況までを含めた期間で判断している。

(判断の要点)

個人消費は、物価上昇の影響がみられるなか、回復に向けたテンポが緩やかになっている。生産活動は、 海外経済の減速等の影響により、このところ横ばい圏内にある。雇用情勢は、企業の人手不足感が広がっ ているなか、有効求人倍率は高止まっており、緩やかに改善している。

【各項目の判断】

	T1E/12								
項目	前回(6年4月判断)	今回(6年7月判断)	前回 比較						
		1	1						
個人消費	緩やかに回復しつつある	回復に向けたテンポが緩やかになっている	\searrow						
生産活動	持ち直しのテンポが緩やかになっている	このところ横ばい圏内にある	\Rightarrow						
雇用情勢	緩やかに改善している	緩やかに改善している							
設備投資	5年度は増加見込み	6 年度は増加見込み	$\qquad \qquad \Rightarrow \qquad \qquad \\$						
企業収益	5年度は増益見込み	6 年度は減益見込み	\searrow						
住宅建設	前年を上回る	前年を上回る							

【先行き】

先行きについては、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、回復していくことが期待される。ただし、物価上昇、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。

2. 各論

【主な項目】

■ 個人消費 「回復に向けたテンポが緩やかになっている」

個人消費は、物価上昇の影響がみられるなか、回復に向けたテンポが緩やかになっている。百貨店・スーパー販売は、節約志向からの買い控えにより、回復に向けたテンポが緩やかになっている。コンビニエンスストア販売は、販売点数の減少により、一服感がみられる。ドラッグストア販売は、引き続き好調である。ホームセンター販売は、弱含んでいる。家電大型専門店販売は、横ばいで推移している。乗用車の新車販売は、緩やかに持ち直しつつある。宿泊者及びレジャー・観光施設入場者は、団体客の増加等から、拡大しつつある。

(主なヒアリング結果)

- ▶ 物価上昇による節約志向から、特売日に需要が集中し、販売点数が減少するなど売上が伸びない状況である。(百貨店・スーパー)
- 今年は気温が上がる時期が早かったため、春物の売れ行きが悪く、足下では夏物の動きも悪いため、全体的に不調となっている。(百貨店・スーパー)
- ► 価格上昇により、購入点数または来店回数を減らすなど、消費者は支出を調節しているように感じる。(コンビニエンスストア)
- ▶ 値上げをしても他店より安価または同価格であるためか、客数の増加基調が続いており、日用品や化粧品の売上が引き 続き好調である。(ドラッグストア)
- ▶ 足下では季節商品が好調である一方、日用品等に関しては他店に比べて価格が高く、全体として客数は減少傾向である。(ホームセンター)
- 今年は気温が高いため、エアコン等の季節商品は好調であるが、消費者はセール商品に関心が高く、販売単価が落ちているため、売上増加につながっていない。(家電大型専門店)
- 一部メーカーの生産・出荷再開により、足下では新車の登録・届出台数が上向きつつある。(自動車業界団体)
- ▶ 外国人観光客のバスツアーも引き続き多く、団体客が増えている。(レジャー・観光施設)

■ 生産活動 「このところ横ばい圏内にある」

生産活動は、海外経済の減速等の影響により、このところ横ばい圏内にある。非鉄金属・金属製品は、海外向けのインフラ需要を中心に、堅調に推移している。化学・石油製品は、国内外の需要減退により、弱まっている。鉄鋼は、海外需要に弱さがみられるものの、高い生産水準を維持している。汎用・生産用・業務用機械は、大型案件の生産等により、引き続き堅調である。電子部品・デバイスは、自動車向けの需要が底堅く推移しており、堅調である。輸送機械は、一部メーカーの生産・出荷再開により持ち直しの兆しがみられるものの、全体としては横ばいとなっている。

- ➢ 引き続き海外需要が強いほか、足下では国内需要も戻り始めており、堅調な生産が続いている。(非鉄金属・金属製品)
- ➤ 海外需要の減退が続いているなかで、国内需要が回復する要因も見当たらず、市況改善の見通しが立たない。(化学・石油製品)
- ➤ 大型案件を含む複数の受注を確保しており、フル稼働が続いている。(汎用・生産用・業務用機械)
- ▶ 自動車メーカーによる在庫調整が続いているものの、需要は底堅く推移している。(電子部品・デバイス)
- ➤ 一部メーカーの生産・出荷が再開し、受注が戻りつつあるものの、停止前と同程度には至っていない。(輸送機械)

■ 雇用情勢 「緩やかに改善している」

企業の人手不足感が広がっているなか、有効求人倍率は高止まっており、緩やかに改善している。

- ➤ 高齢者が多い業界で、若者がなかなか集まらない。募集は随時かけているものの、求めている人材が採用できない。(製造業)
- ➤ 稼働率上昇により人手不足が深刻化しており、不足感が特に強い業務では、スポットワークの人材も活用している。(宿泊業)
- ▶ 同業他社との人材の取り合いのため、募集条件を改善している。条件が良くなければ応募が来ないため、採用にかかる 費用の増加は避けられない。(飲食業)

- 設備投資 「6 年度は増加見込み」 (全産業) 「法人企業景気予測調査」6年4-6月期
 - 製造業、非製造業ともに増加見込みとなっている。
- 企業収益 「6年度は減益見込み」(全産業) 「法人企業景気予測調査」6年4-6月期
 - 製造業、非製造業ともに減益見込みとなっている。
- 住宅建設 「前年を上回る」
 - 新設住宅着工戸数(6年3-5月期)でみると、前年を上回っている。

【その他の項目】

- 企業の景況感 「『下降』超となっている」 (全産業) 「法人企業景気予測調査」6年4-6月期
 - 企業の景況判断 BSI は、全産業では「下降」超となっている。なお、先行きは、6 年 7-9 月期は「上昇」超の見通しとなっている。
- 公共事業 「前年度を下回る」
 - 公共工事前払金保証統計の請負金額(6年4-6月累計)でみると、前年度を下回っている。
- 倒産 「件数、負債総額ともに前年を上回る」
 - 企業倒産(6年4-6月期)は、件数、負債総額ともに前年を上回っている。

参 考 資 料

															〕	Į
1.	個	人	消	費	•	•		-	-	•	-	•	•	;	参-	-1
2.	生	産	活	動	-	•		-	-	-	-	-	•	:	参-	-5
3.	雇	用	情	勢	•	•	•	•		•		•	•	:	参-	-6
4.	設	備	投	資	•	•	•	•	•	•	•	•	•	;	参-	-7
5.	企	業	収	益		•				-		-		:	参-	-7
6.	住	宅	建	設	-	-				-		-	-	:	参-	-8
7.	企	業の	景》	记感	•	•				•		-	•	:	参-	-9
8.	公	共	事	業	ı				•	•	• •			:	参-	-10

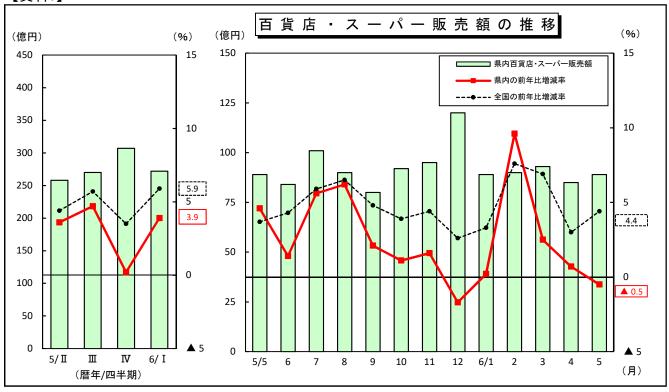
9. 倒

産

・・・・・・・・ 参-11

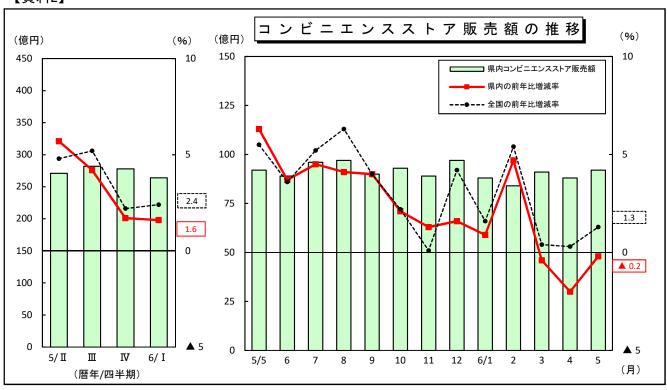
1. 個人消費

【資料1】



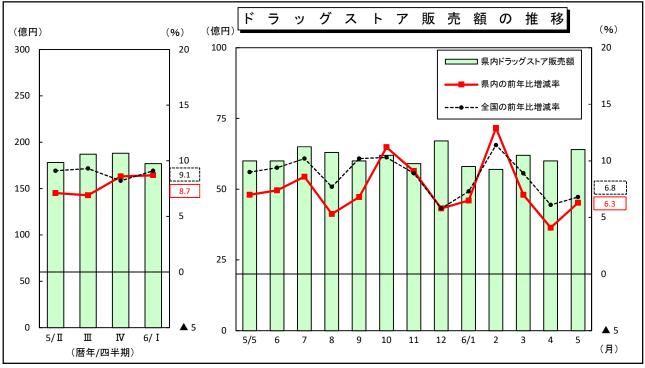
(注) 全店ベース [資料:経済産業省]

【資料2】



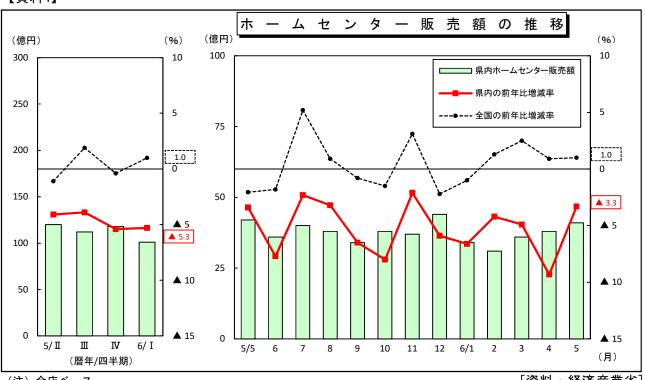
(注) 全店ベース [資料:経済産業省]

【資料3】

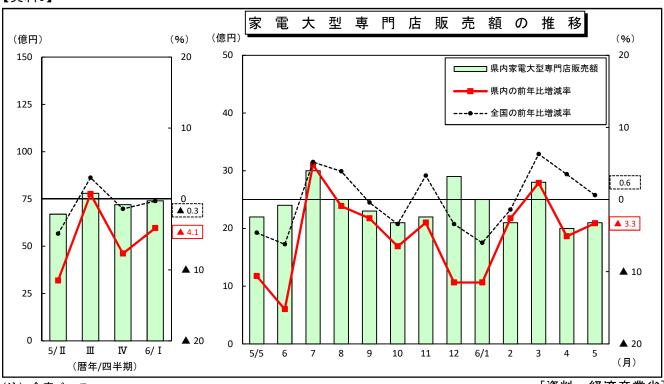


(注) 全店ベース [資料:経済産業省]

【資料4】

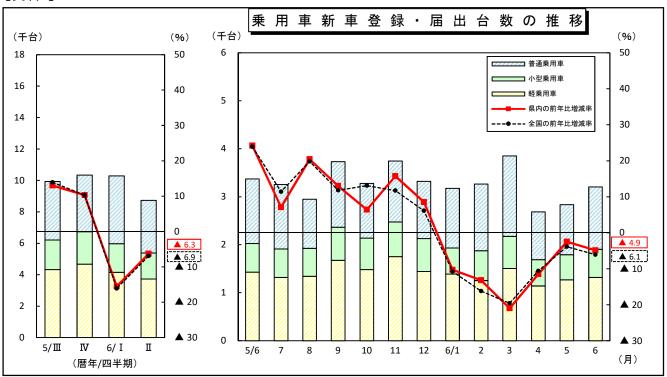


【資料5】



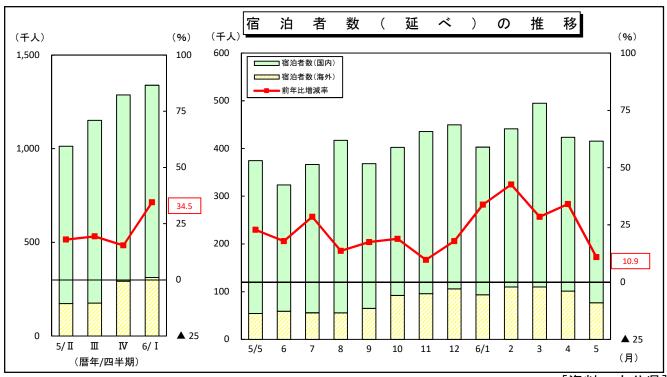
(注) 全店ベース [資料:経済産業省]

【資料6】

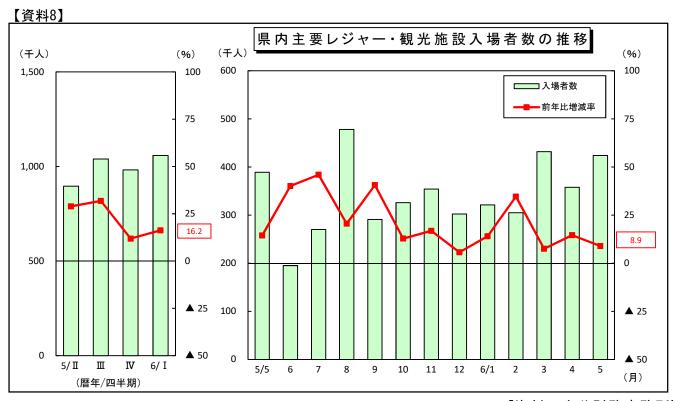


[資料:日本自動車販売協会連合会、国土交通省、全国軽自動車協会連合会]

【資料7】



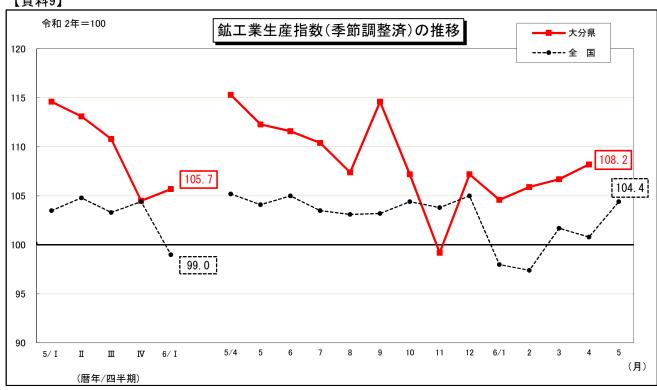
______ [資料:大分県]



[資料:大分財務事務所]

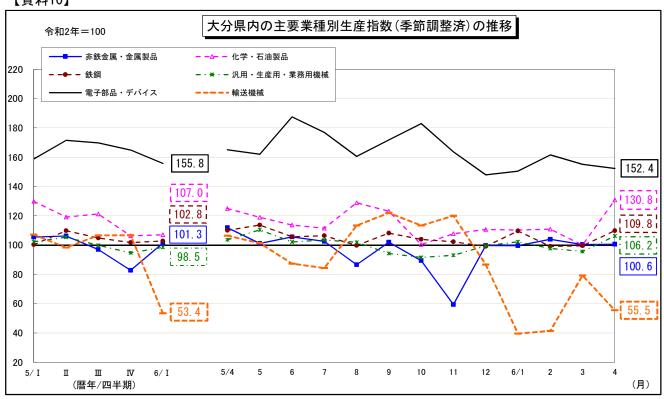
2. 生產活動

【資料9】



[資料:経済産業省、大分県]

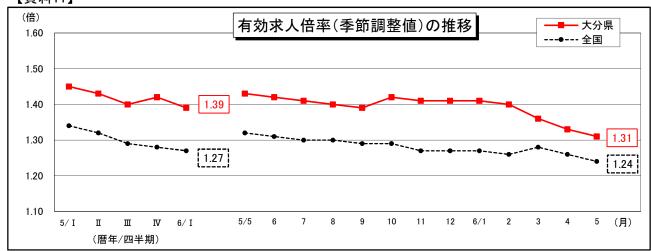
【資料10】



[資料:大分県]

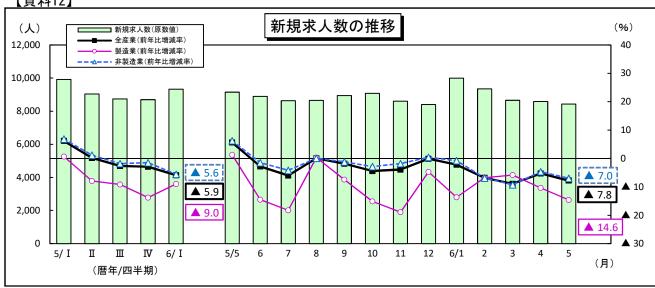
3. 雇用情勢

【資料11】



[資料:厚生労働省]

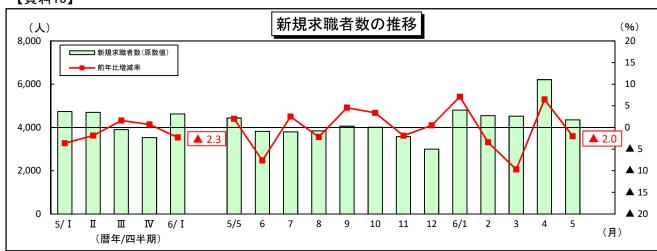




(注) 新規求人数の各四半期のグラフは平均値。

[資料:厚生労働省、大分労働局]

【資料13】

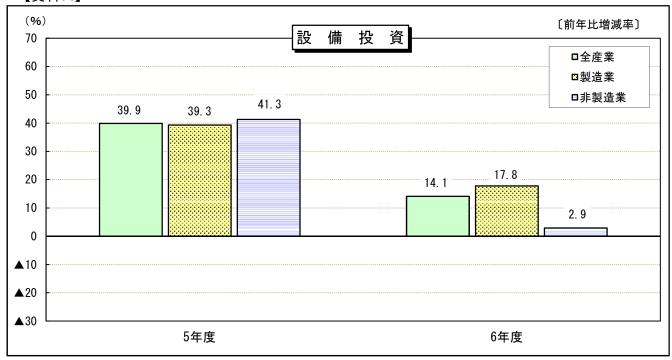


(注) 新規求職者数の各四半期のグラフは平均値。

[資料:厚生労働省]

4. 設備投資

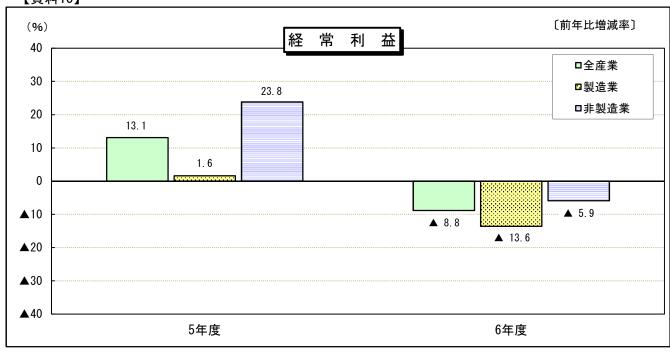
【資料14】



[資料:大分財務事務所 法人企業景気予測調査(6年4-6月期調査)]

5. 企業収益

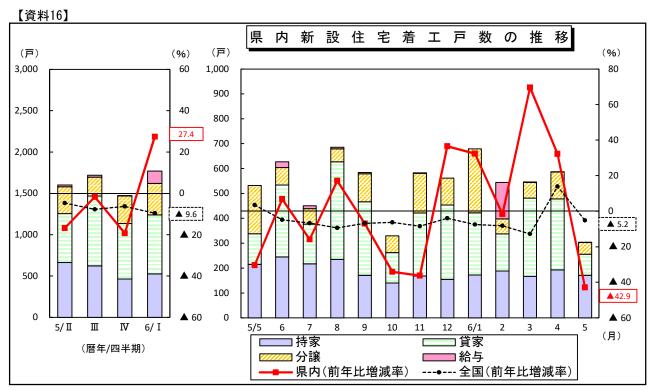
【資料15】



[資料:大分財務事務所 法人企業景気予測調査(6年4-6月期調査)]

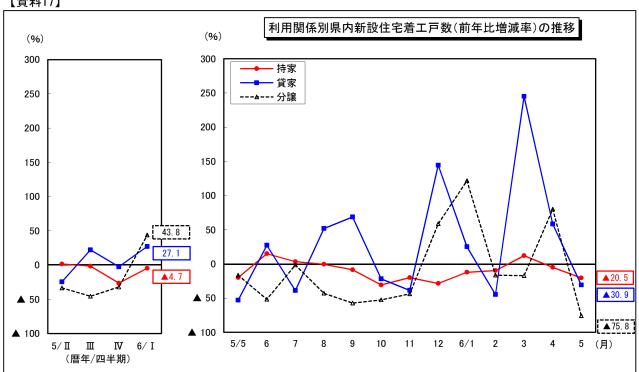
- 参-7 - 54

6. 住宅建設



[資料:国土交通省]

【資料17】



[資料:国土交通省]

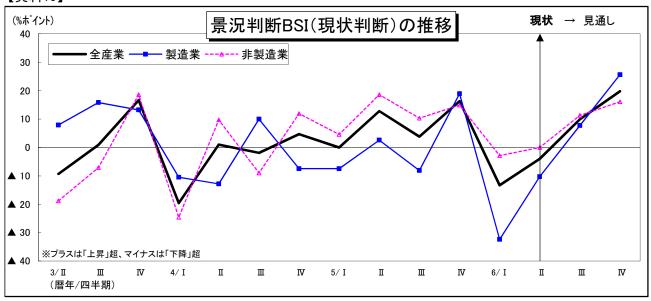
7. 企業の景況感

【資料18】景況判断 B S I (前期比「上昇」ー「下降」の社数構成比) (回答企業数:社、BSI:%ポイント)

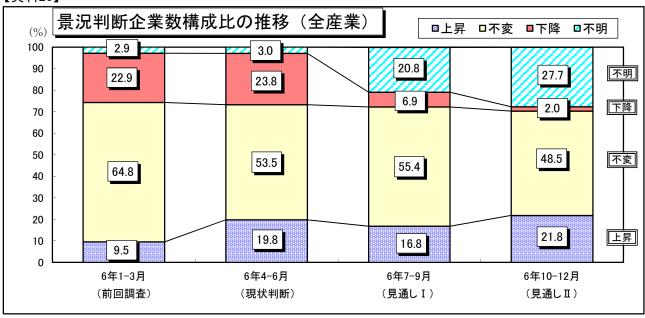
				回答	6年1-3月	6年4-6月				6年7-9月		6年10-12月
				企業数	(前回調査)	(現状判断)				(見通し I)	(見通しⅡ)
4	Ê	産	業	101	▲ 13.3	(0.0)	4 .0	(9.5)	9.9	19.8
	製	造	業	39	▲ 32.4	(0.0)	▲ 10.3	(10.8)	7.7	25.6
	非	製 造	業	62	▲ 2.9	(0.0)	0.0	(8.8)	11.3	16.1
	大	企	業	21	▲ 9.1	(▲ 4.5)	4.8	(0.0)	4.8	9.5
	中	堅 企	業	34	▲ 7.1	(▲ 3.6)	11.8	(17.9)	20.6	29.4
	中	小 企	業	46	▲ 18.2	(3.6)	▲ 19.6	(9.1)	4.3	17.4

(注)()書きは前回調査時の見通し。

【資料19】



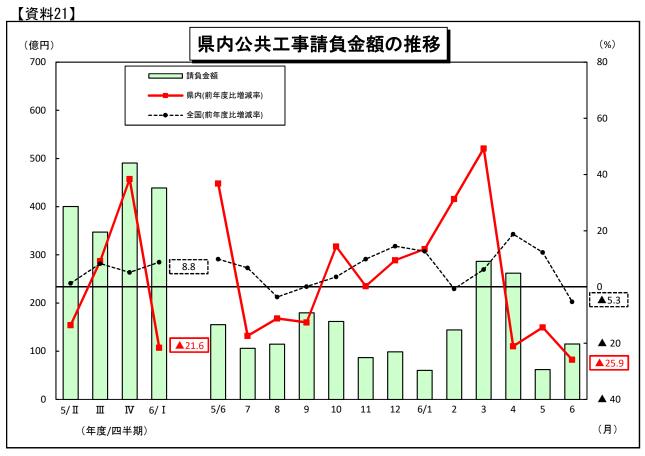
【資料20】



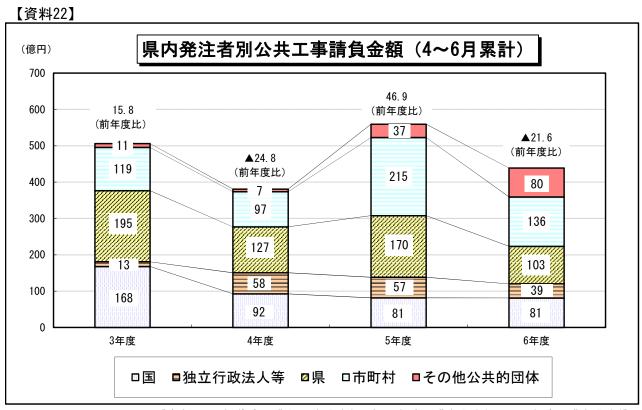
(注) 端数整理の関係により、「上昇」+「不変」+「下降」+「不明」=100にならない場合がある。

[資料:大分財務事務所 法人企業景気予測調査(令和6年4-6月期調査)]

8. 公共事業

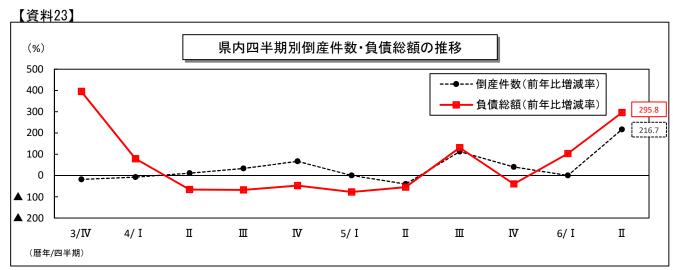


[資料:北海道建設業信用保証㈱、東日本建設業保証㈱、西日本建設業保証㈱]

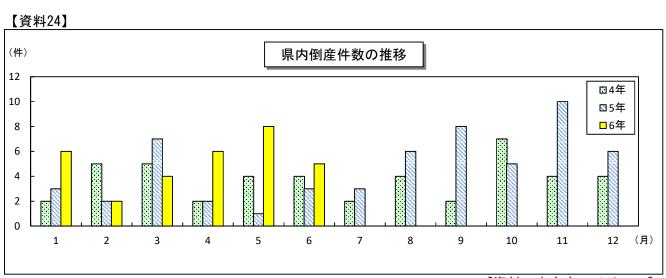


[資料:北海道建設業信用保証(株)、東日本建設業保証(株)、西日本建設業保証(株)]

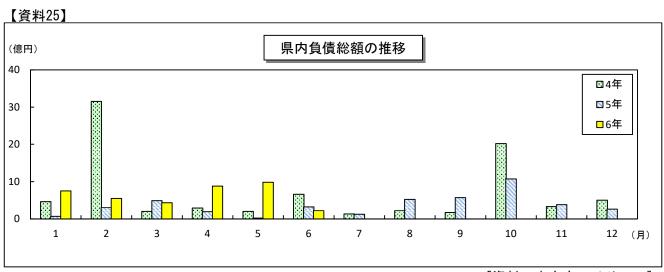
9. 倒 産



[資料:東京商エリサーチ]



[資料:東京商エリサーチ]



[資料:東京商エリサーチ]

(連絡・問い合わせ先)

九州財務局大分財務事務所 財務課

電 話 (097) -532-7107

ホームページアドレス

https://lfb.mof.go.jp/kyusyu/oita/index.html

※電話番号をお確かめのうえ、お間違いのないよう お願いいたします。



法人企業景気予測調査

大分県の概要

調査要領	• • •	P1
令和6年7-9月期調査結果(概要)	• • •	P3
個別項目		
1. 景況判断	• • •	P4
2. 売上高	• • •	P6
3. 経常利益	• • •	P6
4. 設備投資	• • •	P7
5. 雇用	• • •	P8
(参考)6年度における設備投資の対象	• • •	P9
(参考)6年度における従業員確保の取組		P10

令和6年9月12日 財務省九州財務局 大分財務事務所

調査要領

1. 調査の根拠と目的

我が国経済活動の主要部分を占める企業活動を把握することにより、経済の現状及び今後の見通しに関する基礎資料を得ることを目的として、統計法に基づく一般統計調査として実施した。

2. 調査対象の範囲

資本金、出資金又は基金(以下、資本金という。)1千万円以上の法人。 ただし、電気・ガス・水道業及び金融業、保険業は資本金1億円以上を対象とする。

3. 調査時点

令和6年8月15日

4. 調查対象期間

判断調査: 令和6年 7月- 9月(又は 9月末) 現状判断・実績見込み

令和6年 10月- 12月 (又は 12月末) 見通し I 令和7年 1月- 3月 (又は 3月末) 見通し II

計数調査 : 令和6年度 実績見込み

5. 調査方法

調査票を郵送し、又はインターネットを通じてのオンライン調査により、自計記入を求める 方法によった。

6. 調査対象企業の選定方法及び調査票の回収状況

(1) 大分県における法人企業統計(基幹統計)四半期別調査の標本企業の名簿から無作為抽出するなど一定の方法で選定。

なお、毎年4-6月期調査前に標本の抽出替えを行っている。

(2) 調査対象企業及び回収状況

(単位:社、%)

Þ	区分	対象企業数	回答企業数	回 収 率
全	産 業	110	102	92.7
製	造 業	40	37	92.5
非	製造業	70	65	92.9
大	企 業	21	21	100.0
中	堅 企 業	36	35	97.2
中	小 企 業	53	46	86.8

(注) 本調査において、大企業とは資本金10億円以上の企業を、中堅企業とは 資本金1億円以上10億円未満の企業を、中小企業とは資本金1千万円以上 1億円未満の企業をいう。



BSI (Business Survey Index)とは、前期と比較した変化方向別の回答社数構成比から、先行きの経済動向を予測する方法である。

(例)「景況判断」の場合、前期と比べて

「上昇」と回答した企業の構成比 40.0% 「不変」と回答した企業の構成比 25.0% 「下降」と回答した企業の構成比 30.0% 「不明」と回答した企業の構成比 5.0%

BSI=「上昇」と回答した企業の構成比(40.0%) -「下降」と回答した企業の構成比(30.0%) =10.0%ポイント

連絡問い合わせ先:

九州財務局大分財務事務所財務課 TEL 097-532-7107 (内線) 20、21 ホームページアドレス https://lfb.mof.go.jp/kyusyu/oita/

令和6年7-9月期調査の概要

【景況判断】・・・ 全産業では、「上昇」超

【 売 上 高 】 ・・・ 全産業では、6年度は増収見込み

【経常利益】・・・ 全産業では、6年度は減益見込み

【設備投資】・・・ 全産業では、6年度は増加見込み

【 雇 用 】・・・ 全産業では、「不足気味」超

【景況判断】

現 状 (令和6年 7- 9月期) 全産業 : 2.0 (前期 ▲4.0)

製造業 : ▲8.1 (前期 ▲10.3)

非製造業: 7.7 (前期 0.0)

先 行 き (令和6年 10-12月期) 全産業 : 5.9先 行 き (令和7年 1-3月期) 全産業 : 2.9

製造業 : 11.1 %の 増収 見込み

非製造業: 2.3 %の 増収 見込み

【経常利益】 令和6年度 全産業 : 10.1%の減益見込み

製造業 : 20.5 %の 減益 見込み

非製造業: 2.3 %の 減益 見込み

製造業 : 15.8 %の 増加 見込み

非製造業: 21.9 %の 増加 見込み

【 雇 用 】

現 状 (令和6年9月末) 全産業 : 32.4 (前期 31.7)

1. 景 況 判 断

現状判断は「上昇」超

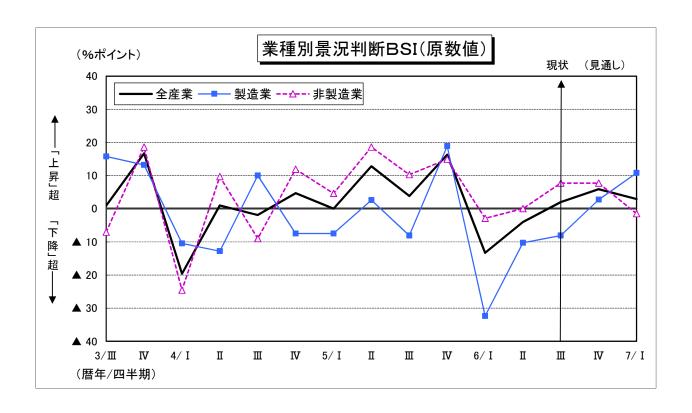
6年7-9月期の企業の景況判断BSIをみると、全産業では「上昇」超となっている。 業種別にみると、製造業では「下降」超となっており、非製造業では「上昇」超となっている。 規模別にみると、大企業、中小企業では「下降」超、中堅企業では「上昇」超となっている。 先行き(全産業)については、6年10-12月期は「上昇」超の見通しとなっている。

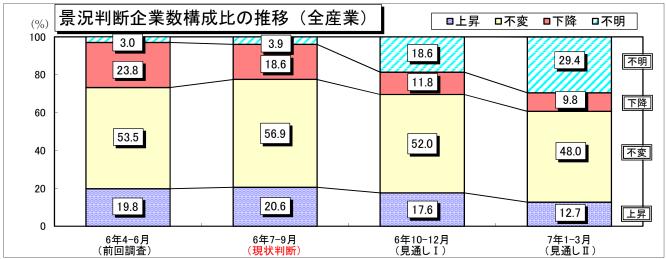
景況判断 BSI(前期比「上昇」ー「下降」の社数構成比)

(回答企業数:社、BSI:%ポイント)

				回 答 企業数	6年4-6月 <前回調査>		6年7-9月 <現状判断>			6年10-12) <見通し I		7年1−3月 <見通しⅡ>
4	<u></u>	産	業	102	▲ 4.0	(9.9)	2.0	(19.8)	5.9	2.9
	製	造	業	37	▲ 10.3	(7.7)	▲ 8.1	(25.6)	2.7	10.8
	非	製造	業	65	0.0	(11.3)	7.7	(16.1)	7.7	▲ 1.5
	大	企	業	21	4.8	(4.8)	▲ 4.8	(9.5)	0.0	4.8
	中	堅 企	業	35	11.8	(20.6)	28.6	(29.4)	11.4	2.9
	中	小企			▲ 19.6	(4.3)	▲ 15.2	(17.4)	4.3	2.2

(注)()書きは前回調査時の見通し。

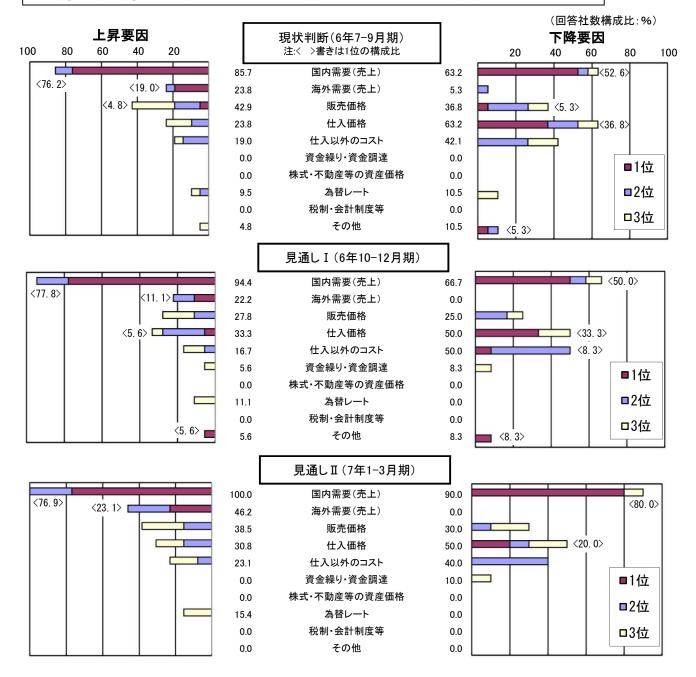




(注) 端数整理の関係により、「上昇」+「不変」+「下降」+「不明」=100にならない場合がある。

景況判断の決定要因の構成比(金融業、保険業は含まない)

(「上昇」要因、「下降」要因ともに、重要度の高い順からの複数回答(1社3項目以内)の社数構成比を合計したもの)



2. 売 上 高 (電気・ガス・水道業を除く)

6年度は増収見込み

6年度は、製造業では11.1%の増収見込み、非製造業では2.3%の増収見込みとなっており、全産業では6.1%の増収見込みとなっている。

規模別にみると、全ての規模で増収見込みとなっている。

売上高 (前年比増減率:金額ベース)

(単位		7 1-	0/)
(里4)/	:	不干 、	√ ₀)

		回答企業数		6 年 度	
刍	产 産 業	73	(5.1)	6.1
	製 造 業	25	(8.5)	11.1
	非製造業	48	(2.3)	2.3
	大 企 業	8	(4.0)	6.2
	中堅企業	31	(3.0)	4.4
	中小企業	34	(9.3)	8.2

⁽注1) 金融業、保険業は調査対象外。

3. 経 常 利 益 (電気・ガス・水道業、金融業、保険業を除く)

6年度は減益見込み

6年度は、製造業では20.5%の減益見込み、非製造業では2.3%の減益見込みとなっており、全産業では10.1%の減益見込みとなっている。

規模別にみると、大企業、中小企業では減益見込み、中堅企業では増益見込みとなっている。

経常利益 (前年比増減率:金額ベース)

(単位:社、%)

	回答企業数	6 年 度
全 産 業	73	(▲ 8.8) ▲ 10.1
製 造 業	25	(▲ 13.6) ▲ 20.5
非製造業	48	(▲ 5.9) ▲ 2.3
大 企 業	8	(▲ 6.6) ▲ 22.1
中堅企業	31	(1.3) 8.6
中小企業	34	(▲ 35.2) ▲ 32.6

(注)()書きは前回調査結果。

⁽注2)()書きは前回調査結果。

4. 設 備 投 資

6年度は増加見込み

6年度は、製造業では15.8%の増加見込み、非製造業では21.9%の増加見込みとなっており、全産業では17.4%の増加見込みとなっている。

規模別にみると、大企業、中小企業では増加見込み、中堅企業では減少見込みとなっている。

設值	備投資 (前年比	曽減率:金額ベース	.)	(単位: 社	生、%)
			回答企業数		6 年 度	
4	È 産	業	89	(14.1)	17.4
	製道	当 業	32	(17.8)	15.8
	非製	造 業	57	(2.9)	21.9
	大 红	2 業	20	(0.3)	6.2

▲ 1.7)

94.2)

▲ 1.4

124.1

33

36

中堅企業

中小企業

⁽注1) 設備投資額には、ソフトウェア投資額を含め、土地購入額を除く。

⁽注2)()書きは前回調査結果。

5. 雇 用

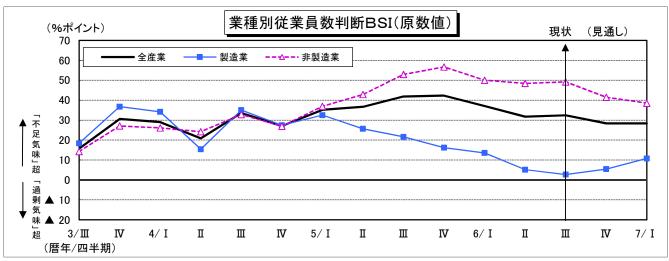
現状判断は「不足気味」超

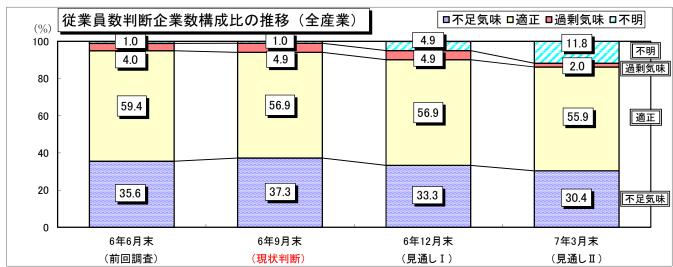
6年9月末時点の従業員数判断BSIをみると、全産業では「不足気味」超となっている。 業種別にみると、製造業、非製造業ともに「不足気味」超となっている。 規模別にみると、全ての規模で「不足気味」超となっている。 先行き(全産業)については、6年12月末時点は「不足気味」超の見通しとなっている。

従業員数判断 B S I (期末判断「不足気味」ー「過剰気味」の社数構成比) (回答企業数:社、BSI:%ポイント)

					口	答	6年6月	末		6年9月末 6年12月末		6年12月末		7年3月末	
					企業数		<前回調	査>	<現状判断>			<見通し	I >	<見通しⅡ>	
全		産		業		102		31.7	(35.6)	32.4	(35.6)	28.4	28.4
	製	造		業		37		5.1	(20.5)	2.7	(28.2)	5.4	10.8
	非	製	造	業		65		48.4	(45.2)	49.2	2	40.3)	41.5	38.5
	大	ſ	È	業		21		9.5	(9.5)	19.0	(9.5)	14.3	14.3
	中	堅	企	業		35		29.4	(35.3)	34.3	3 (38.2)	25.7	34.3
	1	小	企	業		46		43.5	(47.8)	37.0	(45.7)	37.0	30.4

(注)()書きは前回調査時の見通し。





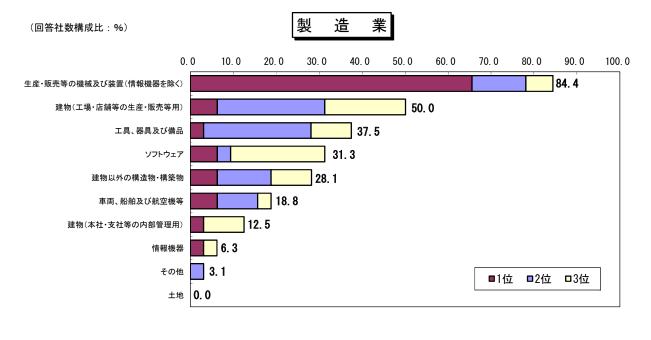
(注) 端数整理の関係により、「不足気味」+「適正」+「過剰気味」+「不明」=100にならない場合がある。

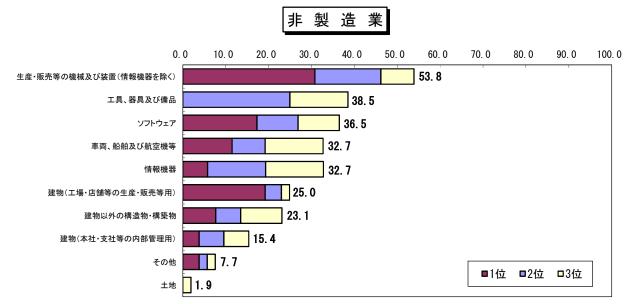
-8-

(参考)6年度における設備投資の対象

製造業、非製造業ともに「生産・販売等の機械及び装置(情報機器を除く)」が首位

6年度における設備投資の対象のうち回答社数の多い項目は、製造業では「生産・販売等の機械及び装置(情報機器を除く)」、「建物(工場・店舗等の生産・販売等用)」、非製造業では「生産・販売等の機械及び装置(情報機器を除く)」、「工具、器具及び備品」の順となっている。



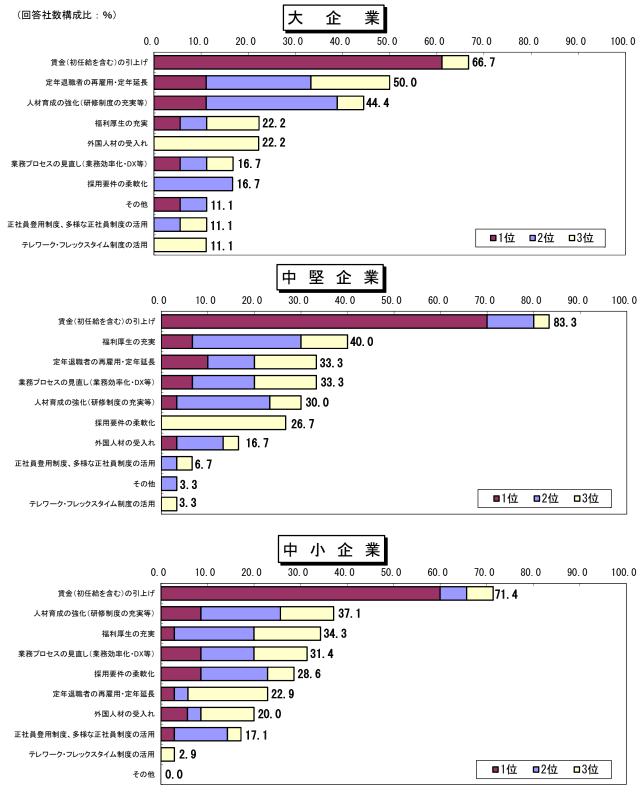


(注) 10項目から、重要度の高い順に1社3項目以内の複数回答。グラフ内の数値は回答社数構成比。

(参考)6年度における従業員確保の取組

大企業、中堅企業、中小企業全てで「賃金(初任給を含む)の引上 げ」が首位

6年度における従業員確保の取組のうち回答社数の多い項目は、大企業では「賃金(初任給を含む)の引上げ」、「定年退職者の再雇用・定年延長」、中堅企業では「賃金(初任給を含む)の引上げ」、「福利厚生の充実」、中小企業では「賃金(初任給を含む)の引上げ」、「人材育成の強化(研修制度の充実等)」の順となっている。



(注) 10項目から、重要度の高い順に1社3項目以内の複数回答。グラフ内の数値は回答社数構成比。

2024年9月5日日本銀行大分支店



Bank of Japan Oita Branch

大分県内の景気動向

大分県内の景気は、一部に弱めの動きもみられるが、緩やかに回復している。

個人消費は、底堅く推移している。観光は、緩やかに増加している。住宅投資は、弱含んでいる。公共投資は、高めの水準で推移している。設備投資は、増加している。

鉱工業生産は、横ばい圏内で推移している。

雇用・所得環境は、緩やかに改善している。

金融面をみると、実質預金(NCD 含む)および貸出金は、前年を上回った。貸出約定平均金利は、前月を下回った。企業倒産は、件数・負債総額ともに前年を上回った。

消費者物価指数(大分市、生鮮食品を除く総合)の前年比は、2%台後半となった。

先行きについては、海外経済やエネルギー・原材料価格の動向等が、家計の消費マインド および企業の収益動向・資金調達環境・経営行動に与える影響等を注視していく必要がある。

本資料は当店ホームページにも掲載しています。 https://www3.boj.or.jp/oita/index.html



〈本件に関するお問い合わせ先〉

日本銀行大分支店総務課

(TEL: 097-533-9106) (FAX: 097-538-7085)

〈 景気判断の比較 〉

	前回(2024年7月)	今回(2024年9月)
景気全体 (据え置き)	一部に弱めの動きもみられるが、緩やか に回復している。	一部に弱めの動きもみられるが、緩やか に回復している。
個人消費 (据え置き)	底堅く推移している。	底堅く推移している。
観光(据え置き)	緩やかに増加している。	緩やかに増加している。
住宅投資 (据え置き)	弱含んでいる。	弱含んでいる。
公共投資 (据え置き)	高めの水準で推移している。	高めの水準で推移している。
設備投資 (据え置き)	増加している。	増加している。
鉱工業生産 (据え置き)	横ばい圏内で推移している。	横ばい圏内で推移している。
雇用・所得 (据え置き)	緩やかに改善している。	緩やかに改善している。

2024年7月1日日本銀行大分支店

「企業短期経済観測調査」(大分支店調査)

— 2024年6月 —

〇 本調査は、第201回全国企業短期経済観測調査における大分県内集計対象先に当店独自の調査先を加えたものです。

·回答期間 5月29日~6月28日

· 調査対象企業数

回答率 (%)	100.0	100.0	100.0	
回答社数	62	91	153	
調查対象企業数*	62	16	153	
	製造業	非製造業	全産業	

*うち地場企業141社、出先企業12社

(注) 回答率=業況判断の有効回答社数/調査対象企業数×100

・各判断項目等の集計対象先

地場企業 出先企	0 0	0	0	0	0	0
回答項目	1. 業況判断	2. 売上·収益計画	3. 設備投資関連	4. 需給·在庫·価格判断	5. 雇用	6. 企業金融

〈本件に関するお問い合わせ先〉 総務課 (TE:097-533-9106)

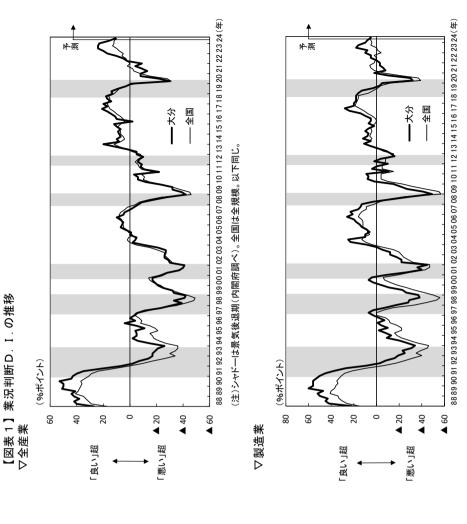
1. 業況判断

		· ·	_
%ポ゚イント)		日6→日9	ポイー
牧構成比		旨6	()景後)
、回答社	24年	3月→6月	赤ケ値
「鶏い」	77		(無外回編)
「良い」-		6月	
_		3月	
		12月	
	23年	6月	
		6月	
▽業況判断D. I.			

			_		_							_			_			
	6月→9月変化幅	▶ 5	▶ 2	ო ◀	▶ 12	14	6 ◀	0	- 4	₹ 2	9 ◀	6	0	▶ 20	& ◀	& ◀	6	▶ 14
	9月(三人)	11	10	2	44	14	18	0	6 ◀	13	14	6	25	13	0	14	36	15
年	3月→6月 変化幅	7 4	0	▲ 2	0	0	0	0	5	▶ 5	▲ 12	0	▲ 25	7	▲ 22	7 4	▶ 28	▲ 28
24年	(脈石回境)	14	6	4	33	0	6	▲ 16	4 4	7	22	6	38	13	15	22	45	43
	日9	16	12	∞	56	0	27	0	∞ ◀	18	20	18	25	33	8	22	27	29
	3月	23	12	10	56	0	27	0	▶ 13	23	32	18	20	26	30	29	55	21
	12月	24	13	16	56	15	27	28	▶ 5	27	29	17	38	18	34	36	09	29
23年	9月	24	10	18	40	0	36	14	0	26	29	6	38	24	34	36	09	29
	6月	20	8	8	40	0	36	0	▶ 5	15	27	6	38	18	34	36	50	43
		華業	く全規模・全産業>	出業	田菜	扑	纸	用機械	業種	業種	判	記	産·物品賃貸	売	売	引 · 郵 便	対事業所・個人サービス	泊・飲食サービス
		∜ H	(参考) 全国	戴	食	名	[a]	霍郑	素	世日	非	劃		甸	<	靊		思 记

は「白」	1 1		→	「悪い」超	
(%)		က	2	7	7
	非製造業	2	64	99	72
		1	34	27	21
ľ	製造業	3	Ξ	11	8
		2	89	70	79
		1	21	19	13
		3	9	8	7
2	全産業	2	65	89	75
11 11 11 11 11		1	29	24	18
大が コロックランスクラー・メンドング			(24年 3月調査)	(24年 6月調査)	(24年 9月予測)
メ ノイ・メ				0	行き
/			돑	41	米

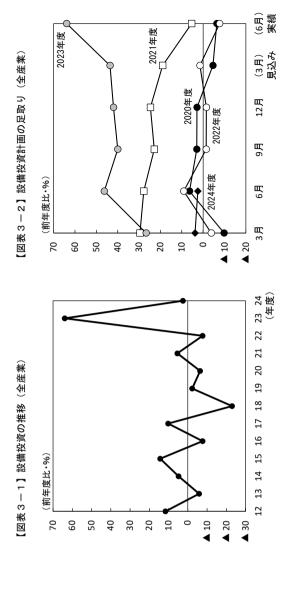
1:「良い」、2:「さほど良くない」、3:「悪い」



		†					#
		予 票	Q				88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 00 01 02 03 04 05 06 07 08 09 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 (年)
				3	_		20 21 2
			€				18 19 2
			Z		- 公	一 田	16 17
			- 	}			14 15
				702			12 13
						_	101
						\$	7 08 05
				1			2 00 0
				7	~	_	3040
					_}		1 02 0
					\triangleleft	>	9 00 6
						3	97 98
				\blacksquare	>		92 96
				1	\$		93 94
	<u>7</u>						91 92
	(%ポイント)	Z	<u>.</u>				3 89 90
無	ا ت	9 6		<u></u>	20 -	- 40	09 ▼
阿品	•	7	(4		\	▼	4
▽非製造業			四四		▶「悪い」超		
			「良い」超	-	馬」		
							-

3. 設備投資関連

(前年度比・%)		修正率	19.3	9.0	12. 6	4.8
(前年度	24年度	(計画)	1.1		2. 5	8.4
		修正率	21.5	35. 4 🔺 11. 5	14.1	10.6 🕭 0.2
	23年度	(実績)	71.5		63.9	
	22年度	(実績)	業 ▲ 13.2	21.0	▲ 7.7	9. 2
			**	造業	**	・金産業>
∇設備投資額			卾	教	華	(参考) 全国<全規模・全産業>
▽殼			製	非	₩	(参考)



【図表3-3】生産設備判断D. 1.の推移(製造業) 日6←日9 (「過剰」-「不足」、回答社数構成比%が ひト) 9月(米米) 3月→6月 3月

変化幅

変化幅

(前回予測)

日6

日9

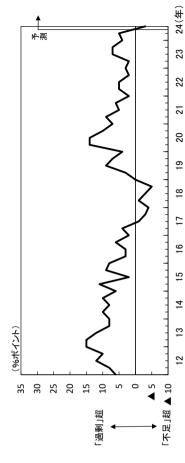
綝

牭

(参考) 全国<全規模・製造業>

▽生産設備判断D. I

◀



4. 需給•在庫•価格判断

【図表						「大鳴」
5ポ イント)		月6 ←月9	変化幅	-	-	-
回答社数構成比%ポ (ント)		16	(予測)	▲ 13	▲ 2	7 🔺
回答社数	年	3月→6月	変化幅	1	9 ◀	A 4
「供給超過」、	24年		(前回予測)	▲ 17	▶ 2	8
I		6月		11 ▲ 9 ▲ 10 ▲ 11 ▲ 15 ▲ 14	₽ 3	8
「需要超過」		3月		▲ 15	3	▶ 4
J		12月		▲ 11	0	▶ 5
	23年	日6		▲ 10	0	A 4
製商品・サービス需給判断D.		6月		6 ▼	-	▲ 2
ゴス需約				業	₩	無
· + –				蛽	垇	産
製商品					歌	
D				製	卅	₩

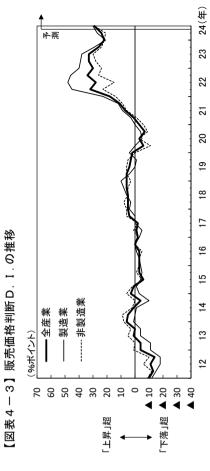
6ポ゚イント)		日6←日9	変化幅	
回答社数構成比%ポ (ント)		16	(予測)	
,回答社数	年	3月→6月	変化幅	1
「不足」、	24年		(順日回場)	
「過大」-		日9		14
_		3月		13
		12月		9
	23年	6月		16
		6月		10
準判断				無
製商品在庫水				垇
∇製商				製

▽仕入	▽仕入価格判断D. 1	ÎD. I.				J	(「上昇」—「下落」	, [紫上]	、回答社类	回答社数構成比%ポイパ)	6本。イント)
				23年				24年	年		
			日9	旨6	12月	3月	日9		3月→6月	9月	6月→9月
								(前回予測)	変化幅	(予測)	変化幅
额	坝	**	51	43	46	38	42	37	7	45	3
带	製	部業	52	99	46	44	48	50	4	50	2
₩	華	**	51	51	46	42	45	45	3	48	3

	1	町	豐	က	∞	2
77k %%		日6→日9	変化幅			
回答社数構成比%ポイント) -		9月	(圣測)	08	29	29
、回答社等	24年	3月→6月	変化幅	9	1 ▲ 1	2
火水	24		(順全回順)	22	26	24
一「苦丁」)		6月		72	21	24
$\overline{}$		3月		17	22	22
		12月		29	24	26
Ţ	23年	9月		38	30	33
		6月		39	28	33
				₩	無	業
野口					卾	
販売価格判断D. 1.				坝	斄	産
				飘	带	₩

									(年)	
	Г			7			1		24	
				<	\geq	•		-	23	
					<	3		1	20 21 22 23 24(年)	
						>		-	21	
$\overline{}$				<				-	20	
製造業					<	>		-	19	
<i>₩</i>						\		-	8	
の推						5			16 17	
					•	>		-	16	
【図表4-1】製商品在庫水準判断D. 1.の推移(製造業)				_		>		-	15	
事 不 準				_	>	•		-	4	
品在	<u>7</u>			(/				12 13	
製商	(%ポイント)				_	7	١.	-		
_ 1	30	25	20	15	10	rv .	0 5	10)	
4						БШ			l	
表						型と		品		
図						「過大」超		「不足」超		

【図表4-2】仕入価格判断D. I. の推移 10	№ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	22 23 24(年)
1 - 2] 仕入価格判断 D. I. の推移 90 (%ポイント) 80 (21
1 - 2] 仕入価格判断 D. I. の推移 90	3	20
1 - 2] 仕入価格判断 D. I. の推移 90 (%ポイント) 80 — 全産業 70 — 製造業 50非製造業 50非製造業 10 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0		19
【図表4-2】仕入価格判断D.1.の推移 90 (96ポイント) 80 (10 (10 (10 (10 (10 (10 (10 (10 (10 (1	\	2 8
[図表4-2] 仕入価格判断D. 1. の推 90 (96ポイント) 80 (一金産業 70 (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	**] =
[図表4-2] 仕入価格判断D. I. 90 (96ポイント) 80 (96ポイント) 50 (96ポイント) 50 (96ポイント) 40 (96ポイント) 50 (96ポイント) 90 (96ポイント) 90 (96ポイント) 91 (96ポイント) 91 (96ポイント) 92 (96ポイント) 93 (96ポイント) 94 (96 (96ポイント) 95 (96 (96ポイント) 96 (96 (96ポイント) 97 (96 (96 (96 (96 (96 (96 (96 (96 (96 (96	6	19
図表4-2] 仕入価格判断に 90 (96ポイント) 80 (10 (10 (10 (10 (10 (10 (10 (10 (10 (1		15
【図表4-2】仕入価格 90 (%ポイント) 80 (が 業 業 報 報 報 報 報 報 報 報 報 報 報 報 報 報 報 報 報	<u> </u>
【図表4-2】仕入 90 (%ボイ 80	(4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4)	13
【図表4-2】 90 80 70 70 60 50 50 70 10 10 10 10 78 10	年 %	12
展型 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	90 80 70 60 50 50 40 30 20	1 0
	図 型	- 大水 上水



					「過剰」超	-
%ボイント)	旨6─目9	変化幅	▲ 12	▶ 3	9 ▼	₹ 2
社数構成比	日6	(予測)	▶ 20	▲ 48	₹ 36	▶ 40
過剰 — 不足 、回答社数構成比%f イント) 24年		変化幅	7	8	8	-
剰」- 「不足 24年		(前回予測)	▲ 17	▲ 52	▶ 38	▶ 39
製 一)	日9		∞ ◀	▲ 45	▶ 30	▶ 35
	3月		▶ 15	▶ 53	▼ 38	▶ 36
	12月		▲ 15	▶ 48	▼ 35	▶ 35
23年	16		▶ 16	▲ 41	▲ 31	▶ 33
	日9		▲ 15	▶ 40	▶ 29	▶ 32
Ō □ □	ı		無	業	無	**
V雇用人員判断 D.			垇	製造	産	全国<全規模・全産業>
			默	#	₩	(参地)

予票

【図表5】雇用人員判断D. 1.の推移

(%ポイント)

4

30

10

(前年度比・%)	
(6月・12月のみ調査)	
▽新卒者採用計画	

「不足」超 ▲ 20

→ 30 **→** 40

● 10

25年度	(計画)	1.9	10.1	5. 1	11. 4
	修正率	▲ 0.6	▲ 9.4	▲ 4.2	▲ 4.8
24年度	(計画)	14.3	▲ 9.4	3.7	7.5
	修正率	▲ 1.5	4.5	1.1	▲ 0.5
23年度	(実績)	16. 4	24.0	19. 7	4.1
22年度	(実績)	10. 7	▲ 8.5	1.6	1.0
		無	無	**	大 業 大
		票	坝	抴	(参考) 全国<全規模・全産業>
			獭) 全国<:
		飘	卅	∜ H	(参表

6. 企業金融

(外に) (30米)		3月→6月	麥化幅	0		1	
「楽である」-「苦しい」、回答社数構成比%ポイント)	24年		(順全回順)				
,し、」、回答	24	旨9		10		12	
」一「苦し		3月		10		11	
「楽である		12月		10	-	11	
	23年	6月		10		11	
		6月		6		11	
断D. I				**		全産業>	
▽資金繰り判断D.				蓙		参考)全国<全規模・全産業>	
▽資				4₩		(参考)	

○金融機関の貸出態度判断D. I. (「緩い」 - 「厳しい」、回答社数構成比%が「ひり」 23年 24年 24年 6月 9月 12月 3月 6月 3月→6月 全 業 17 15 15 11 7 11 (物面下別) 23年 15 16 16 16 16 16 10 10							
11. (「緩い」 - 「燃しい」、 23年 9月 12月 3月 6月 15 15 10 10 16 16 16	:%ポイント)		3月→6月	変化幅	1		0
11. (「緩い」 - 「燃しい」、 23年 9月 12月 3月 6月 15 15 10 10 16 16 16	社数構成出	年		(順回回)			
1. 23年 9月 11 15		24	6月		11		15
1. 23年 9月 11 15	1 一「厳し		3月		10		15
1. 23年 9月 1	(「緩い		12月		15	-	15
文金融機関の貸出態度判断D 6月 全産業 (参*) 全国<<	. I .	23年	9月		15		16
 ○ 金融機関の貸出態 全産 (参*) 全国< 全機様・全産業> 	度判断D		6月		17		16
○ 会融機関の 全 産 (***) 全国< (***) 全国<	貸出態				無		全産業
○ ◆ ◆<	融機関の				華		全国<全
	△金				₩		(参地)

~ T	皿 皿	10	Ξ
2%*° 17.h	6月→9月 変化幅		
回答社数構成比%ポイント)	6月 (原子)	30	43
	3月→6月 変化幅	11	15
(「上昇」—「低下」、 24年	(前回予測)	19	31
-	6月	20	32
	3月	6	17
	12月	8	17
23年	日6	7	14
D. I.	任9	2	10
年判断.		**	全産業>
▽借人金利水準判断D. 		椥	考) 全国<全規模・全産業>
位 位 位		∜ H	(参考)

2

24(年)

23

22

21

20

19

8

17

16

15

4

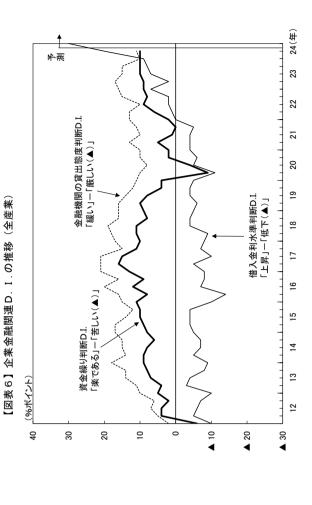
3

12

9 ₹

● 全産業 ――製造業 …・非製造業

▶ 50



*****PF生労働省 大分労働局

Press Release

報道関係者 各位

令和6年8月30日(金) 【照会先】

大分労働局職業安定部

 部
 長
 松沢
 祐介

 労働市場情報官
 山下
 悠輔

電話 097-535-2090(内線 313)

大分県の雇用情勢(令和6年7月分)

○**有効求人倍率** 「1.31 倍」 (前月比+0.02P)

有効求人倍率は高水準であるが、改善の動きにやや足踏み感がみられることから、物 価上昇等が雇用に与える影響について、注視が必要である。

- 有効求人倍率(季節調整値)は、前月(1.29倍)を0.02ポイント上回り、9か月ぶりに上昇。
- ・ 有効求人倍率(季節調整値)は、平成27年2月から114か月連続で1.0倍以上。
- ・ 有効求人数(季節調整値)は、前月比0.8%減で5か月連続の減少。
- 有効求職者数 (季節調整値) は、前月比 2.5%減で 2 か月連続の減少。 (※令和5年12月以前の季節調整値は、新季節指数により改定されている。)

1. 求人倍率の状況

- (1) 7月の有効求人倍率(季節調整値)は、有効求人数(同)が23,285人と前月に比べ0.8%減少し、有効求職者数(同)が17,803人と前月に比べ2.5%減少したため、前月を0.02ポイント上回る1.31倍となった。(昭和38年1月から集計)
- (2) 正社員有効求人倍率(原数値)は、前年同月を 0.06 ポイント下回る 1.22 倍となった。37 か月連続の 1 倍台。(平成 17 年 4 月から集計)
- (3) 就業地別有効求人倍率(季節調整値)は、就業地別有効求人数(同)が26,663人と前月に比べ0.9%減少し、有効求職者数(同)が17,803人と前月に比べ2.5%減少したため、前月を0.03ポイント上回る1.50倍となった。(平成17年2月から集計)

2. 求人の状況

新規求人数(原数値)は8,308人と前年同月比で3.7%減少した。

これを主要産業別で比較すると、運輸業,郵便業 (54.2%増)、生活関連サービス業,娯楽業 (15.9%増)、サービス業 (8.7%増)で増加となり、建設業 (12.5%減)、製造業 (9.7%減)、情報通信業 (23.1%減)、卸売業,小売業 (1.4%減)、宿泊業,飲食サービス業 (13.9%減)、医療,福祉 (9.7%減)で減少した。

3. 求職の状況

新規求職申込件数(原数値)は3,824人と前年同月比で0.6%増加した。

このうち常用フルタイム新規求職者数(同)は2,332人と前年同月比で、3.7%減少した。

内訳は、在職者 778 人(前年同月比 1.4%減)、離職者 1,393 人(前年同月比 6.0%減)、無業者 161 人(前年同月比 6.6%増)となっている。

離職者を離職理由別にみると、事業主都合 291 人(前年同月比 11.1%増)、自己都合 1,034 人(前年同月比 10.2%減)となった。

4. ハローワーク別有効求人倍率の状況

ハローワーク別の有効求人倍率(原数値)をみると、最高は大分所の 1.57 倍(前年同月:1.65 倍)、最低は別府所の 0.97 倍(前年同月:別府所 1.05 倍)となった。

5. 雇用保険受給者の状況

雇用保険受給者実人員については、5,413人と前年同月比で1.7%増加した。

職業紹介状況

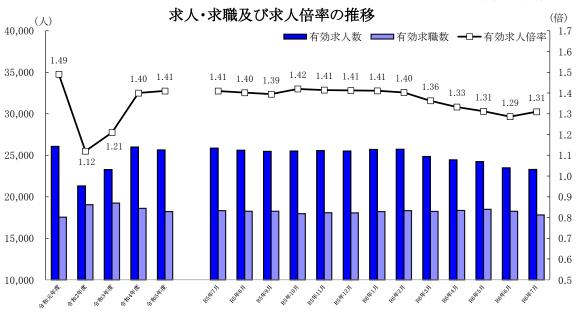
大分労働局

年 月 項 目	令和6年7月	令和6年6月	令和5年7月	対前月 増減率 (差)	対前年同月 増減率 (差)
1. 新規求職申込件数	3,824	3,485	3,802	(9.7)	0.6
2. (季節調整値) 月間有効求職者数	17,803	18,254	18,334	▲ 2.5	
3. 新規求人数	8,308	7,613	8,627	(9.1)	▲ 3.7
4. (季節調整値) 月間有効求人数	23,285	23,478	25,848	▲ 0.8	
5. 就 職 件 数	1,412	1,458	1,411	(▲3.2)	0.1
6. (季節調整値) 新規求人倍率	2.07倍	2.04倍	2.10倍	0.03	
7. (季節調整値) 有効求人倍率	1.31倍	1.29倍	1.41倍	0.02	
8. 正社員新規求人数	4,699	4,126	4,654		1.0
9. 正社員有効求人数	12,836	12,759	13,704		▲ 6.3
10. 常用フルタイム新規求職者数	2,332	2,091	2,422		▲ 3.7
うち 在職者	778	744	789		▲ 1.4
うち 離職者	1,393	1,207	1,482		▲ 6.0
うち 無業者	161	140	151		6.6
11. 常用フルタイム有効求職者数	10,506	10,759	10,705		▲ 1.9
12. 正社員就職件数	633	678	657		▲ 3.7
13. *正社員有効求人倍率	1.22倍	1.19倍	1.28倍		▲ 0.06

- * 正社員有効求人倍率=正社員有効求人数/常用フルタイム有効求職者数 (なお、常用フルタイム有効求職者にはフルタイムの派遣労働者や契約社員を希望する者も含まれるため、厳密な意味での正社員有効求人倍率より低い値となる。)
- * 令和5年12月以前の数値は新季節指数により改定されている。

* ()内の数値は参考指標

職業安定業務統計



(注) 年度分は原数値の月平均値、各月分は季節調整値である。 なお、令和5年12月以前の数値は、令和6年1月分公表時に新季節指数により改定されている。

効 求 推 34 0

前年度比

(ポイント)

1.40

1.05

1.14

1.26

1.24

1.25

1.24

1.24

1.24

1.23

1.23

1.22

1.22

1.22

1.22

1.18

1 15

▲ 0.06

 \triangle 0.35

0.09

0.12

▲ 0.02

▲ 0.01

▲ 0.01

▲ 0.01

▲ 0.01

0.00

0.00

0.00

0.00

0.00

0.00

▲ 0.04

▲ 0.03

有効求人倍率(新規学卒者を除きパートタイムを含む)

前年度比

(ポイント)

1.49

1.12

1.21

1.40

1.41

1.41

1.40

1.39

1.42

1.41

1.41

1.41

1.40

1.36

1.33

1.31

1.29

▲ 0.07

▲ 0.37

0.09

0.19

0.01

▲ 0.01

▲ 0.01

▲ 0.01

▲ 0.01

▲ 0.01

▲ 0.04

▲ 0.03

▲ 0.02

▲ 0.02

0.03

0.00

0.00

	 大ź	分労働局
5調整値)	正社員(原	原数値)
1	大分	県
前年度比		前年度比
別は前月比		月別は 前年同月比
ポイント)		(ポイント)
▲ 0.08	1.21	▲ 0.02
▲ 0.43	0.97	▲ 0.24
0.11	1.05	0.08
0.21	1.22	0.17
0.04	1.27	0.05
▲ 0.02	1.28	0.08
0.00	1.25	0.04
0.00	1.26	0.02
0.03	1.28	0.04
▲ 0.01	1.32	0.04
0.02	1.38	0.04
0.00	1.33	0.01
▲ 0.04	1.28	0.00
▲ 0.04	1.23	▲ 0.01

1.17

1.16

1.19

1.22

▲ 0.03

▲ 0.06

▲ 0.08

▲ 0.06

大分県

1.20

1.31

1.55

1.55

1.55

1.58

1.57

1.59

1.59

1.55

1.51

1.48

1.46

1.47

1.50

▲ 0.03

▲ 0.02

0.01

0.03

前年 (ポ/

前年度比

(ポイント)

1.55

1.10

1.16

1.31

1.29

1.30

1.30

1.29

1.29

1.27

1.27

1.27

1.26

1.28

1.26

1.24

1.23

▲ 0.07

 $\triangle 0.45$

▲ 0.02

▲ 0.01

▲ 0.01

▲ 0.02

▲ 0.01

▲ 0.02

▲ 0.02

▲ 0.01

0.01

0.00

0.00

0.00

0.00

0.02

0.06

0.15

- R06年07月 1.31 0.02 1.16 0.01 1.24 正社員有効求人倍率=正社員有効求人数/常用フルタイム有効求職者数
- 令和5年12月以前の数値は新季節指数により改定されている。
- 有効求人倍率の年度は原数値



項目

年度•月 令和元年度

令和2年度

令和3年度

令和4年度

令和5年度

R05年07月

R05年08月

R05年09月

R05年10月

R05年11月

R05年12月

R06年01月

R06年02月

R06年03月

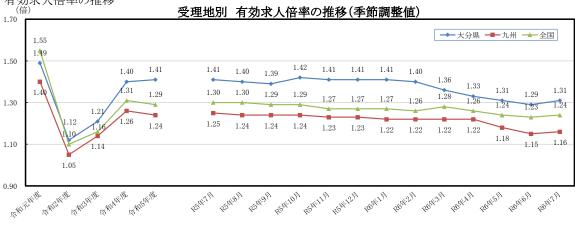
R06年04月

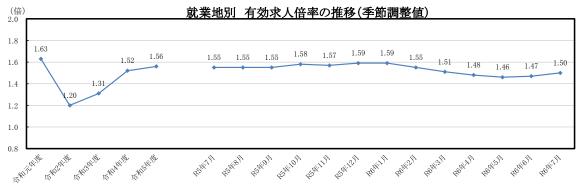
R06年05月

R06年06月

令和5年度

令和6年度







新規求人・産業別・規模別状況(パートを含む)

大分労働局

が			人
産 業・規 模	令和6年7月	前年同月	前年同月比(%)
A、B 農,林,漁業 (01~04)	92	86	7.0
C 鉱 業 (05)	0	4	▲ 100.0
D 建 設 業 (06~08)	900	1,029	▲ 12.5
E 製 造 業 (09~32)	870	963	▲ 9.7
09 食 料 品 製 造 業	186	172	8.1
10 飲料・たばこ・飼料製造業	19	23	▲ 17.4
11 繊維工業	18	17	5.9
12 木材•木製品製造業	27	18	50.0
13 家具•装備品製造業	8	12	▲ 33.3
	6	3	100.0
	15	4	275.0
15 印刷·同関連産業			
16 化 学 工 業	17	13	30.8
17 石油製品·石炭製品製造業	0	0	104.5
18 プラスチック製品製造業	45	22	104.5
19 ゴム製品製造業	19	22	▲ 13.6
21 窯業・土石製品製造業	45	38	18.4
22 鉄 鋼 業	20	16	25.0
23 非 鉄 金 属 製 造 業	13	11	18.2
24 金 属 製 品 製 造 業	63	82	▲ 23.2
25 はん用機械器具製造業	31	44	▲ 29.5
26 生産用機械器具製造業	23	16	43.8
27 業務用機械器具製造業	5	64	▲ 92.2
28 電子部品・デバイス・電子回路製造業	99	150	▲ 34.0
29 電気機械器具製造業	74	49	51.0
30 情報通信機械器具製造業	5	7	▲ 28.6
31 輸送用機械器具製造業	106	144	▲ 26.4
20、32 その他の製造業	26	36	<u> </u>
F 電気・ガス・熱供給・水道業 (33~36)	12	5	(140.0)
G 情報通信業 (37~41)	100	130	▲ 23.1
39 情報サービス業	82	120	▲ 31.7
H 運輸業,郵便業 (42~49)	509	330	(54.2)
I 卸売業, 小売業 (50~61)	925	938	(1.4)
50~55 卸売業	161	184	(12.5)
			$\begin{array}{c} (& \blacksquare 12.3) \\ \hline (& 1.3) \end{array}$
56~61 小売業	764 43	754	
J 金融業,保険業 (62~67)		58	▲ 25.9
K 不動産業,物品賃貸業 (68~70)	112	112	0.0
L 学術研究, 専門・技術サービス業(71~74)	257		29.8
M 宿泊業, 飲食サーヒ*ス業 (75~77)	640	743	▲ 13.9
75 宿泊業	282	319	▲ 11.6
76 飲食店	326		▲ 13.5
N 生活関連サービス業, 娯楽業 (78~80)	306	264	15.9
O 教育, 学習支援業 (81, 82)	99	115	▲ 13.9
P 医療, 福祉 (83~85)	2,453	2,715	(• 9.7)
83 医療業	1,119	1,258	(11.0)
85 社会保険·社会福祉·介護事業	1,327	1,429	(• 7.1)
Q 複合サービス事業 (86、87)	84	89	▲ 5.6
R サービス業(他に分類されないもの) (88~96)	839	772	(8.7)
91 職業紹介・労働者派遣業	19	34	▲ 44.1
92 その他の事業サービス業	665	553	(20.3)
S・T 公務・その他 (97,98,99)	67	76	▲ 11.8
合 計	8,308	8,627	▲ 3.7
29 人 以下	5,359	5,619	▲ 4.6
30 ~ 99 人	1,859	1,899	▲ 2.1
100 ~ 299 人	788	729	8.1
300 ~ 499 人	131	175	<u> </u>
500 ~ 999 人	117	137	▲ 14.6
1,000 人 以上	54	68	▲ 20.6
1,000 八	04	00	4 20.0

(注)規模は事業所規模

平成26年4月分から産業分類は平成25年10月改定の「日本標準産業分類」による。 令和6年4月分から産業分類は令和5年7月改定の「日本標準産業分類」による。 対前年同月比については、産業分類改定による影響のある産業について()で示している。

ハローワーク別月間有効求人倍率の推移

大分労働局 (倍) (参考)

										(倍)		(参考)
年度	大 分	別府	中津	日田	佐 伯	宇佐	豊後 大野	大分県 原数値	大分県	全国		業率の (%) 全国
R1	1.71	1.17	1.52	1.33	1.45	1.24	1.21	1.49	1.49	1.55	2.0	2.4
R2	1.27	0.77	1.18	1.03	1.19	0.99	1.21	1.12	1.12	1.10	2.0	2.8
R3	1.36	0.82	1.35	1.25	1.12	1.25	1.33	1.21	1.21	1.16	2.2	2.8
R4	1.64	1.01	1.34	1.34	1.22	1.33	1.40	1.40	1.40	1.31	1.8	2.6
R5	1.70	1.08	1.20	1.23	1.29	1.12	1.37	1.41	1.41	1.29	2.0	2.6
R4/7	1.53	0.97	1.44	1.33	1.17	1.31	1.41	1.34	1.36	1.29		2.5
8	1.59	0.96	1.32	1.35	1.20	1.35	1.50	1.37	1.38	1.31	1.6	2.5
9	1.66	0.98	1.27	1.40	1.20	1.39	1.44	1.40	1.42	1.32		2.6
10	1.65	1.03	1.24	1.46	1.23	1.38	1.48	1.42	1.42	1.33		2.6
11	1.71	1.11	1.33	1.55	1.29	1.39	1.47	1.47	1.43	1.35	1.9	2.5
12	1.81	1.19	1.42	1.45	1.39	1.60	1.50	1.56	1.43	1.35		2.5
R5/1	1.86	1.19	1.40	1.40	1.35	1.41	1.42	1.56	1.45	1.35		2.5
2	1.84	1.13	1.35	1.34	1.36	1.31	1.38	1.53	1.44	1.34	2.2	2.6
3	1.84	1.07	1.29	1.31	1.29	1.17	1.30	1.48	1.45	1.32		2.7
4	1.63	0.99	1.15	1.21	1.17	1.11	1.20	1.34	1.43	1.32		2.6
5	1.58	1.03	1.13	1.22	1.19	1.04	1.18	1.31	1.43	1.32	2.0	2.6
6	1.61	1.04	1.19	1.25	1.26	1.08	1.26	1.35	1.42	1.31		2.5
7	1.65	1.05	1.19	1.28	1.36	1.09	1.32	1.39	1.41	1.30		2.6
8	1.63	1.07	1.16	1.22	1.31	1.11	1.31	1.37	1.40	1.30	2.0	2.6
9	1.67	1.04	1.18	1.23	1.31	1.09	1.46	1.39	1.39	1.29		2.6
10	1.70	1.03	1.23	1.23	1.31	1.14	1.49	1.41	1.42	1.29		2.5
11	1.77	1.06	1.29	1.33	1.29	1.13	1.51	1.46	1.41	1.27	2.1	2.5
12	1.85	1.16	1.36	1.38	1.27	1.29	1.57	1.54	1.41	1.27		2.5
R6/1	1.80	1.19	1.27	1.29	1.39	1.21	1.53	1.51	1.41	1.27		2.4
2	1.79	1.18	1.17	1.15	1.35	1.17	1.41	1.47	1.40	1.26	2.1	2.6
3	1.71	1.16	1.08	1.07	1.24	1.00	1.38	1.39	1.36	1.28		2.6
4	1.52	0.97	0.95	1.01	1.11	0.93	1.21	1.23	1.33	1.26		2.6
5	1.50	0.93	0.94	1.04	1.14	0.90	1.16	1.21	1.31	1.24	2.4	2.6
6	1.53	0.93	0.93	1.04	1.13	0.96	1.21	1.23	1.29	1.23		2.5
7	1.57	0.97	1.02	1.13	1.22	1.01	1.24	1.28	1.31	1.24		2.7

[※] ①有効求人倍率の推移は年度。全国、大分県の月分は季節調整値、年度分は原数値。

⁽全国・大分県とも令和5年12月以前の数値は新季節指数により改定されている。)

②完全失業率の推移は年。全国の月分は季節調整値。大分県の期分はモデル推計値。

⁽全国の令和5年12月以前の数値は新季節指数により改定されている。)

⁽大分県の令和5年12月以前のモデル推計値は令和6年5月に遡及改定されている。)

発験の単向 Œ

項目			卿	i 用	状況					給	s 付	状況		
	月末事業所数	美所数	資格取得者数] 子数	資格喪失	失者数	月末被保険者数	険者数	受給資格決定件数	央定件数	初回受給者数	合者数	受給者実人員	三人員
年月	件	件 前年比%		前年比%	H	前年比%	į	前年比%		前年比%		前年比%		前年比%
令和元年度	21,943	0.3	59,689	▲ 2.6	57,073	▲ 2.7	335,435	0.0	15,671	▲ 1.3	12,081	9.0	52,709	1.0
令和2年度	22,167	1.0	55,938	▲ 6.3	57,147	0.1	334,295	▶ 0.3	16,840	7.5	14,189	17.4	62,730	19.0
令和3年度	22,117	▶ 0.2	53,246	▲ 4.8	54,451	▲ 4.7	332,956	▶ 0.4	15,185	▶ 9.8	12,595	▲ 11.2	60,394	▲ 3.7
令和4年度	22,132	0.1	55,427	4.1	56,773	4.3	331,432	▶ 0.5	14,810	▲ 2.5	12,046	▲ 4.4	54,193	▲ 10.3
令和5年度	22,057	▲ 0.3	55,508	0.1	56,394	▲ 0.7	330,182	▲ 0.4	15,186	2.5	12,676	5.2	56,584	4.4
R5年7月	22,104	▼ 0.5	4,173	▲ 1.7	4,091	₹ 0.8	331,438	9.0 ▼	1,175	8.9	1,188	▲ 0.3	5,324	4.7
8月	22,113	▶ 0.5	3,845	3.6	4,290	3.6	331,138	▶ 0.6	1,276	12.8	1,131	8.3	5,539	4.9
6月	21,973	▶ 0.4	3,888	9.9	4,178	9.0	330,947	▶ 0.5	1,189	3.7	931	2.5	5,183	5.3
10月	21,984	▶ 0.4	4,259	▲ 1.3	4,509	▲ 15.7	330,738	▲ 0.2	1,257	8.9	952	9.2	4,956	7.9
11月	22,028	▲ 0.2	3,840	▶ 2.0	3,463	▲ 11.7	331,055	▲ 0.1	1,050	7.6	1,061	9.6	4,657	4.9
12月	22,045	▲ 0.2	3,288	5.2	3,208	3.9	331,067	▲ 0.1	779	▲ 4.9	823	5.9	4,338	4.6
R6年1月	22,020	▲ 0.4	3,653	5.8	5,389	13.0	329,361	▲ 0.2	1,226	1.0	886	▲ 2.6	4,427	5.7
2月	22,033	▶ 0.4	3,511	▲ 1.4	3,999	5.3	328,856	▲ 0.3	1,151	3.3	859	10.4	4,231	7.6
3月	22,023	▶ 0.5	3,819	▶ 5.3	3,974	▲ 10.7	328,691	▲ 0.2	1,033	▲ 20.2	762	▲ 18.0	4,020	▲ 0.3
4月	21,996	▶ 0.6	9,420	23.3	10,333	▶ 1.1	327,802	0.4	2,136	1.7	1,133	7.8	4,301	8.5
5月	21,985	▲ 0.7	6,664	▲ 26.8	4,362	▶ 6.0	330,147	▲ 0.3	1,736	▲ 3.1	1,658	▲ 1.4	4,914	2.1
任9	21,983	▲ 0.5	4,071	▶ 9.4	3,703	▲ 11.8	330,529	▲ 0.2	996	▲ 16.6	1,117	▲ 17.3	4,977	▲ 3.0
7月	21,988	▲ 0.5	4,162	▲ 0.3	4,180	2.2	330,258	▲ 0.4	1,094	▶ 6.9	1,247	5.0	5,413	1.7

(注)1 年度欄、月末事業所数及び月末被保険者数は、年度末現在の数値である。 2 初回受給者数及び受給者実人員は基本手当基本分である。

86

9

九州・沖縄八県有効求人倍率の推移

大分労働局職業安定課

県名	令和6年5月	令和6年6月	令和6年7月	前月差	前年同月差
福岡県	1. 17	1. 13	1. 13	0. 00	▲ 0.09
佐賀県	1. 31	1. 28	1. 26	▲ 0.02	▲ 0.11
長崎県	1. 20	1. 19	1. 19	0. 00	0.00
熊本県	1. 21	1. 22	1. 22	0. 00	▲ 0.09
宮崎県	1. 28	1. 25	1. 29	0. 04	▲ 0.13
鹿児島県	1. 17	1. 15	1. 13	▲ 0.02	▲ 0.08
沖縄県	0. 98	0. 94	0. 97	0. 03	▲ 0.09
大 分 県	1. 31	1. 29	1. 31	0. 02	▲ 0.10
九州平均	1. 18	1. 15	1. 16	0. 01	▲ 0.09
全 国	1. 24	1. 23	1. 24	0. 01	▲ 0.06

⁽注) 全国、九州各県の有効求人倍率は季節調整値。

なお、九州平均値は、九州八県の季節調整後の有効求人数の合計を有効求職者数の合計で 除したもの。

令和5年12月以前の数値は新季節指数により改定されている。

主要指標の推移

大分労働局

I 原数値の動き

(学卒・日雇を除きパートを含む全数)

項目	①新規求職	申込件数	②月間有効:	求職者数	③新規2		④月間有效	动求人数	⑤紹介作	+数	⑥就職	件数
年度·月		前年比 (%)		前年比 (%)		前年比 (%)		前年比 (%)		前年比 〔%〕		前年比 (%)
令和元年度 計	53,293	▲ 2.7	210,469	▲ 0.7	109,695	▲ 7.3	312,696	▲ 5.5	59,637	▲ 6.2	22,298	▲ 7.8
令和2年度 計	51,621	▲ 3.1	228,581	8.6	92,555	▲ 15.6	255,711	▲ 18.2	54,751	▲ 8.2	20,181	▲ 9.5
令和3年度 計	52,241	1.2	230,968	1.0	100,494	8.6	279,177	9.2	51,324	▲ 6.3	19,696	▲ 2.4
令和4年度計	50,608	▲ 3.1	223,171	▲ 3.4	110,613	10.1	311,832	11.7	48,252	▲ 6.0	19,308	▲ 2.0
令和5年度 計	50,270	▲ 0.7	218,507	▲ 2.1	107,416	▲ 2.9	307,624	▲ 1.3	46,959	▲ 2.7	18,731	▲ 3.0
令和4年度												
R4年07月	3,709	▲ 5.7	18,823	0.3	9,177	15.7	25,235	16.3	3,462	▲ 10.3	1,495	▲ 0.2
R4年08月	3,929	▲ 4.5	18,578	▲ 2.4	8,639	13.8	25,373	14.0	3,648	▲ 5.4	1,440	1.1
R4年09月	3,885	▲ 6.5	18,378	▲ 3.3	9,111	7.7	25,805	14.0	3,780	▲ 9.3	1,520	▲ 10.5
R4年10月	3,881	▲ 8.5	18,248	▲ 4.8	9,490	8.5	25,834	11.2	3,788	▲ 7.6	1,476	▲ 7.1
R4年11月	3,646	▲ 2.1	17,681	▲ 4.5	8,959	12.7	26,077	11.1	3,545	▲ 7.8	1,459	▲ 7.0
R4年12月	2,989	▲ 4.7	16,359	▲ 5.5	8,416	1.2	25,499	9.0	2,846	▲ 9.1	1,213	▲ 5.0
R5年01月	4,488	▲ 10.9	16,958	▲ 6.4	10,219	1.2	26,450	5.8	4,025	▲ 6.8	1,291	▲ 5.4
R5年02月	4,712	1.8	18,035	▲ 5.3	10,039	16.9	27,535	7.9	5,299	9.8	1,783	16.1
R5年03月	5,011	▲ 1.3	19,001	▲ 6.4	9,505	1.8	28,128	6.8	5,341	▲ 1.7	2,480	6.3
令和5年度												
R5年04月	5,834	▲ 0.6	19,706	▲ 4.9	9,058	▲ 2.0	26,311	4.7	3,973	▲ 6.2	1,741	▲ 1.1
R5年05月	4,440	2.0	19,706	▲ 3.7	9,149	5.7	25,910	2.6	4,031	0.8	1,711	1.8
R5年06月	3,818	▲ 7.6	19,019	▲ 4.6	8,899	▲ 2.8	25,758	0.9	3,754	▲ 12.4	1,611	▲ 5.8
R5年07月	3,802	2.5	18,169	▲ 3.5	8,627	▲ 6.0	25,218	▲ 0.1	3,460	▲ 0.1	1,411	▲ 5.6
R5年08月	3,842	▲ 2.2	18,085	▲ 2.7	8,646	0.1	24,813	▲ 2.2	3,394	▲ 7.0	1,360	▲ 5.6
R5年09月	4,064	4.6	18,063	▲ 1.7	8,943	▲ 1.8	25,118	▲ 2.7	3,807	0.7	1,490	▲ 2.0
R5年10月	4,011	3.3	17,950	▲ 1.6	9,075	▲ 4.4	25,351	▲ 1.9	3,845	1.5	1,600	8.4
R5年11月	3,577	▲ 1.9	17,345	▲ 1.9	8,606	▲ 3.9	25,279	▲ 3.1	3,607	1.7	1,383	▲ 5.2
R5年12月	3,003	0.5	16,222	▲ 0.8	8,407	▲ 0.1	24,941	▲ 2.2	2,855	0.3	1,308	7.8
R6年01月	4,807	7.1	17,143	1.1	9,996	▲ 2.2	25,844	▲ 2.3	4,130	2.6	1,261	▲ 2.3
R6年02月	4,548	▲ 3.5	18,152	0.6	9,352	▲ 6.8	26,665	▲ 3.2	5,041	▲ 4.9	1,633	▲ 8.4
R6年03月	4,524	▲ 9.7	18,947	▲ 0.3	8,658	▲ 8.9	26,416	▲ 6.1	5,062	▲ 5.2	2,222	▲ 10.4
令和6年度												
R6年04月	6,211	6.5	20,086	1.9	8,580	▲ 5.3	24,776	▲ 5.8	4,088	2.9	1,780	2.2
R6年05月	4,351	▲ 2.0	19,912	1.0	8,434	▲ 7.8	24,155	▲ 6.8	4,034	0.1	1,634	▲ 4.5
R6年06月	3,485	▲ 8.7	18,822	▲ 1.0	7,613	▲ 14.5	23,182	▲ 10.0	3,370	▲ 10.2	1,458	▲ 9.5
R6年07月	3,824	0.6	17,926	▲ 1.3	8,308	▲ 3.7	23,024	▲ 8.7	3,406	▲ 1.6	1,412	0.1

Ⅱ 季節調整値の動き

項目	①新規求職	申込件数	②月間有効	求職者数	③新規2	杉人数	④月間有郊	功求人数
年度·月		前月比 (%)		前月比 (%)		前月比 (%)		前月比 (%)
令和4年度								
R4年07月	4,160				9,397	2.8	25,867	0.2
R4年08月	4,073	▲ 2.1	18,752	▲ 1.3	8,887	▲ 5.4	25,909	0.2
R4年09月	4,061	▲ 0.3		▲ 1.1	9,299	4.6	26,243	1.3
R4年10月	4,138		18,423		9,427	1.4		▲ 0.3
R4年11月	4,176	0.9	18,276		9,226	▲ 2.1		▲ 0.2
R4年12月	4,138	▲ 0.9			9,101	▲ 1.4	,	▲ 0.1
R5年01月	4,085	▲ 1.3	18,010		9,134	0.4		0.4
R5年02月	4,236	3.7	18,201	1.1	9,148	0.2	,	0.4
R5年03月	4,355	2.8	18,210	0.0	9,057	▲ 1.0	26,396	0.4
令和5年度								
R5年04月	4,290		18,243		8,966	▲ 1.0		▲ 1.1
R5年05月	4,190	▲ 2.3	18,269	0.1	9,435	5.2	26,039	▲ 0.3
R5年06月	3,997	▲ 4.6	18,222	▲ 0.3	8,886	▲ 5.8	25,903	▲ 0.5
R5年07月	4,240	6.1	18,334		8,909	0.3	25,848	▲ 0.2
R5年08月	4,135	▲ 2.5	18,263		9,245	3.8		▲ 1.0
R5年09月	4,257	3.0	18,259		8,803	▲ 4.8	25,464	▲ 0.5
R5年10月	4,115	▲ 3.3	17,962	▲ 1.6	8,717	▲ 1.0	25,502	0.1
R5年11月	4,195	1.9	18,073	0.6	9,073	4.1	25,561	0.2
R5年12月	4,201	0.1	18,065		9,090	0.2		
R6年01月	4,323	2.9	18,216	0.8	8,959	▲ 1.4	25,700	0.7
R6年02月	4,243	▲ 1.9	18,334		9,152	2.2	25,721	0.1
R6年03月	4,086	▲ 3.7	18,234	▲ 0.5	8,519	▲ 6.9	24,843	▲ 3.4
令和6年度								
R6年04月	4,296	5.1	18,343		8,394	▲ 1.5	24,441	▲ 1.6
R6年05月	4,236	▲ 1.4	18,478		8,523	1.5		▲ 0.8
R6年06月	3,877	▲ 8.5			7,893			
R6年07月	3,939	1.6	17,803	▲ 2.5	8,140	3.1	23,285	▲ 0.8

^{*}令和5年12月以前の数値は新季節指数により改定されている。

新規求人・産業別・規模別状況(令和6年度)	う和6年度		パートを含	ţţ.								大分労働	周
業・規模:	4.H	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月。	2月	3月。	1
B 展·林·漁業 (01、件) (4) (4) (4) (5) (4) (5) (5) (6) (6) (6) (6) (6) (6) (6) (6) (6) (6	7.3	91	91	36	0	0						0	347
(n) 米 米 (n2) 上 番 数 域 (U6~08)	933	953	I 887	006	0 0						0 0	00	3 673
(1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	881	866	764	870	0							0	3 381
	193	132	92	186	0	0						0	603
ばこ、飼料製造業	22	25	18	19	0	0				0 0		0	84
11 繊維工業	20	35	14	18	0	0				0 0		0	87
木材、木製	23	17	22	27	0	0						0	88
、装備品數	9	14	5	8	0	0	0	0		0 0	0	0	33
	22	10	6	9	0	0						0	47
15 印刷、同関連産業	18	3	28	15	0	0						0	64
	12	24	23	17	0	0						0	76
石油製品、	0		0	0	0	0						0	
ブラスチック製品製造	31	28	23	45	0	0	0	0				0	157
D ゴム 駅 店 駅 后 米 6 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	87.	9	4	19	0	0						0).ç
21 熊米、二 白 聚 店 聚 店 熊 9.5 第 6 6 8 8	40	77	53	40	0							0	140
以 是 是 是 是 是 是 是 是 是 是 是 是 是 是 是 是 是 是 是	17	07	9	13								0 0	36
4. 以 3. 加 4. 加	64	56	80.00	63	0							0	941
お、 用 教 品 な 過 はい, 田 機械 器 具 動 浩当	32	67	44	31	0							0	174
1	22	16	· ∞	23	0	0		0		0		0	69
	22	24	11	5	0	0						0	62
	86	117	154	66	0	0		0		0 0		0	468
29 電気機械器具製造業	41	85	39	74	0	0				0 0		0	239
	9	9	15	5	0	0		0				0	32
輸送用機械器	111	100	138	106	0	0				0		0	455
32 その他の製造業	29	19	20	26	0	0						0	94
電気ガス熱供給フ	7	5	2 : 5	12	0	0						0	526
G 情報通信案 (37~41)	8).	86	ec c	100	0	0						0	319
39 情報サービス楽 11 海豚株 超 18 (10-10)	1001	69	42	282	0							0	1 010
	1 010	010	400	909	0 0							0	2,600
50~55 毎声業	1,010	197	191	161							0	0	733
56~61 小 市 排	826	743	633	764	O							0	2 966
(9)	59	23	47	43	0					0		0	172
K 不動産業・物品管管業 (68~70)	117	2182	85	112	0	0				0		0	392
1. 学術研究, 専門・技術サービス攀 (71~74)	220	198	163	257	О	0						0	838
M 宿泊業・飲食サービス業 (75~77)	747	992	603	640	0	0	0	0			0	0	2,756
75 宿泊業	329	322	317	282	0	0				0 0		0	1,250
76 飲食店	381	397	259	326	0	0						0	1,363
N 生活関連サービス業・娯楽業 (78~80)	278	200	237	306	0	0		0		0 0		0	1,021
O 教育·学習支援業 (81·82)	151	66	124	66	0	0						0	473
P 医療·福祉 (83~85)	2,444	2,548	2,416	2,453	0	0		0		0 0		0	9,861
83 医療業 (124 - 14 - 14 - 14 - 14 - 14 - 14 - 14 -	1,024	1,175	1,104	1,119	0	0						0	4,422
85 任宗保険・任宗備化・小護事業(44・1/2)	1,414	1,369	1,300	1,327	0	0						0 0	5,410
し 復行サービス事業 (86,87)	800	38	7 740	84	0							0 0	282
アードス米 (88~96) 最末合令: 主導対庁 神	882	909	149	∞	0							0	3,3/9
31 概柔だ기・カ側も小児来 02 その他の重要サードを	90	639	202									0 0	9 571
	122	114	16	29	0		0	0		0		0	394
1	8.580	8.434	7.613	œ	0	0						0	32,935
29 人 以	5.698	5.602	4.827	5.359	С	С						0	21.486
66 ~ (1,819		1,802	1,859	0	0	0			0	0	0	7,357
$100 \sim 299 \lambda$	704	627	629	788	0	0		0				0	2,798
?	167	197	139	131	0	0						0	634
666 ~	139	62	139	117	0	0		0		0 0	0	0	457
1,000 人 以上	53	69	27	54	0	0	0	0		0 0	0	0	203

	<u> </u>		-		E	0	0		0	1	0		
業・規模	4月 99	5月	6月	H L	8月	9月	10月	11月	12月	1月	5月	3.J	1 7
B 展・林・漁業 (01.	06	101	129	98	06	6	96	64	56	100	106	95	1,108
	1 065	1 079	1 194	1 099	4 015	1 13		2 2 0 0 2 5	1 045	300	0	1 039	19 97
新	000,T	1,012	1,124	1,029	913	1,155			1,043	666	990	1,050	17,71
	983	1,014	1.40	903	984		266		104		940	629	11,010
財品	101	183	149	711	102	119		123	18	188	101	777	1,84
枠、たばこ、飼料製造4. エー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	13	38	25	23	34				26		27	25	300
-	GI.	42	29	11	52	19 99	27	45	22	31	7.7	62	34
木材、木製	GI.	57.	34	81	27				37		7.5	21	306
、装備品票	13	15	20	12	18	∞ (10	15	6	9	18	10	15
	14	× ·	7	3	1	I	12	0	9	14	6	10	6
15 印刷、同関連産業	9	13	20	4	18	23			21	15	10	36	18.
16 化 学 工 業	12	35	15	13	32	0,	19	26	8	14	32	13	228
17 石油製品、石炭製品製造業	0	0	0	0	1)			0	0	0	0	
18 プラスチック製品製造業	99	48	40	22	89	38		0.2	31	58	09	40	54(
19 ゴム敷品敷油業	2	12	4	22	16	2			3	31	10	2	149
21 窯業、土石製品製造業	35	32	30	38	37	36			36	39	38	30	420
鉄鋼	9	18	18	16	11	18		28	11		42	18	210
23 非鉄金属製造業	18	Т	4	11	2	8			18	10	0	4	8
金属製品製造	69	86	42	82	87	25				71	53	26	80
はん用	37	74	69	44	25	43		39	36		19	43	299
	31	10	3	16	7						∞	∞	148
	37	44	22	64	47	4			32		52	30	505
I	192	92	89	150	66	158	128	121	103	149	154	167	1.58
99 雷气機械器且製浩業	49	62	25		80	3(42		46	37	577
	0	15	10	2	7	18			14		2	16	10
	158	121	122	I	128				146		94	131	1,56
20、32 その他の製造業	33	22	28	36	25		35	22	18	29	21	15	308
F 電気ガス熱供給水道業 (33~36)	6	12	2	9	2				15		2	9	8
G 情報通信業 (37~41)	120	26	183	130	124	78		I		110	111	117	1,388
	107	88	164	120	106		86		78	88	16	75	1,179
H 運輸業·郵便業 (42~49)	385	598	449	330	591						552	391	5,76
Ⅰ 卸売・小売業 (50~61)	1,010	997	883	938	929		1,141			1,	1,028	806	$11,57^{2}$
50~55 卸売業	210	242	163	184	249				173		188	206	2,420
- 1	800	755	720	754	680				572	949	840	702	$9,15^{2}$
J 金 融·保 険 業 (62~67)	99	42	23	28	33				38		28	48	499
《不動産業·物品賃貸業 (68~70)	111	93	118	112	90				88		86	112	1,293
L 学術研究、専門・技術サービス業 (71~74)	192	237	195	198	203	186		168	187		185	172	2,38
【 宿泊薬・飲食サービス薬 (75~77)	824	1,095	706	743	967	8/					897	746	9,97
75 宿泊業	359	552	347	319	492	328	324	369	368	321	380	405	4,59
76 飲食店	399	202	327	377	435	400					448	313	4,84
生活関連サービス業・娯楽業(78~80)	306	222	391	264	210	356		232	298		174	271	3,30
ĸ	119	87	135		101				155		145	202	1,586
P 医療·福祉 (83~85)	2,740	2,404	2,477	2,715	2,375	2,530	2,616	2,428	2,513	2,960	2,709	2,554	31,02
83 医療業	1,207	1,180	1,086		1,102				1,147	1,275	1,294	1,135	14,159
85 社会保險·社会福祉·介護事業	1,519	1,202	1,379	1,429	1,267	1,425	1,363	1,285	1,347	1,664	1,404	1,391	16,67
Q 複合サービス事業 (86、87)	115	43	58	88	68				69	74	41	61	842
R サービス業 (88~96)	823	934	1,115	772	880		0,	820	932	1,053	931	836	11,015
91 職業紹介・労働者派遣業	47	82	56	34	81	121			95		69	36	778
り事業サービス業	611	694	879	553	618	869	109		652	825	648	635	8,11(
S・T 公務・その他 (97・98・99)	86	86	122	92	80					420	410	233	2,243
√ □	9,058	9,149	8,899	8,627	8,646					9,996	9,352	8,658	107,416
29 人 以下	5,964	5,982	5,903		5,372				5,281			5,438	69,51
?	2,042	1,985	1,958	1,	2,041	1,	1,	1,	1,	2,	2,220	2,073	24,175
$100 \sim 299 \lambda$	629	736	738		767						758	839	6
>	178	171	146	175	153		208	153	151	189	203	132	2,005
666 ~	137	182	104	137	198				. 7	190	90	127	1,748
		-	100	00	LFF	1		40			LVF	0,0	200

【職業別】 求人賃金情報 <フルタイム・パートタイム>

大分労働局

		フルタイム(月初	額)	パー	-トタイム(時	間額)
令和6年7月	求人件数	求人賃金下限	求人賃金上限	求人件数	求人賃金下限	求人賃金上限
	(件)	(平均、単位:円)	(平均、単位:円)	(件)	(平均、単位:円)	(平均、単位:円)
職業計(代表的職業名)	3,454		254,785		1,020	1,116
A 管理的職業 B 専門的・技術的職業	12 969	245,780 216,066				1,332
製造技術者(開発)	23	195,557	322,548		1,159	1,332
製造技術者(開発を除く)	15		358,359		-	
建築・土木・測量技術者	155	·	,		-	-
システム設計・ソフトウエア開発技術者	30	211,917	336,220	1	1,000	1,200
薬剤師等	28	349,218	·		2,325	
保健師、助産師、看護師	274	207,569			1,196	
理学・作業療法士、歯科衛生士等 栄養士、あん摩・はり・きゅう師	112 60	214,861 191,510	259,091 247,257		1,260 1,078	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
福祉施設指導専門員、保育士、ケアマネージャー等	226				1,078	1,146
幼稚園教員、学校教員等	15	188,587	225,713		1,500	1,720
美術家、デザイナー、写真家、映像撮影者	7	204,653	256,929	3	967	1,733
研究者、その他専門的職業	24	127,567	171,919		1,133	
C 事務的職業	417	178,076				,
一般事務、医療・介護事務、受付係、電話交換手等 会計・経理事務	279 47	172,364	204,104		983 1,020	1,075
云司・程程争務 生産現場事務、出荷・受荷事務	32	185,571 193,182	232,844 247,848		·	1,136 971
営業・販売事務	33	197,497	244,663			
外勤事務(集金人、調査員)	2	167,450			1,000	2,000
運行管理事務、郵便事務等	22	186,198	219,352	9	949	1,013
PCオペレーター、データ入力事務	2	157,930				
D 販売の職業	271	207,804	294,497			
商品販売	100					1,007
不動産仲介・売買人等 営業員	167	188,185 210,829	· · ·		1,100	1,300
_ ロボ県 E サービスの職業	658	,	221,250		·	1,121
家庭生活支援サービス(家政婦(夫)等)	0	-	-	0	-	
介護サービス(施設・訪問介護員)	274	179,375	209,999	164	1,048	1,206
看護助手、歯科助手	52	162,524	,		971	1,055
理・美容師、エステティシャン、ネイリスト、クリーニング工等	56	191,495	,			1,260
調理(和・洋・中)、給食調理、調理補助等 飲食店ホール係、フロント係、客室係、娯楽場接客係	126 132	189,116 196,633	,			1,047 1,106
ビル管理人、駐車場管理人、寮管理人	2	178,200	182,400		1,031	1,100
その他のサービス(葬儀師、トリマー、チラシ配布人等)	16	,	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		970	1,019
F 保安の職業(施設警備員、道路交通誘導員等)	46	· · ·				
G 農林漁業の職業	31	178,772	234,810	18	936	1,005
H 生産工程の職業	378				936	981
生産設備制御・監視(金属)	2	168,500			- 1.000	1.000
生産設備制御・監視(金属除く:化学、飲食料、プラスチック等) 機械組立設備制御・監視	13 5	185,511 181,142	216,335 238,740		1,000 950	1,000 950
製品製造・加工処理(金属)	66	189,057	259,886		939	950
製品製造・加工処理(金属除く:化学、飲食料、プラスチック等)	99	181,528	218,803		931	982
機械組立	39	173,601	234,461		900	900
機械整備・修理	92	193,219	267,773	0	-	-
製品検査(金属)	18	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			951	951
製品検査(金属除く:化学、飲食料、プラスチック等)	11	177,241	246,791	2	925	1,025
機械検査 生産関連・生産類似作業	8 25	193,371 185,046	260,069 266,942		951 963	951 1,025
生産関連・生産類似作系 輸送・機械運転の職業	244	203,686				1,025
自動車運転(バス・タクシー・トラック、トレーラー等運転手)	176	,	244,668		,	1,150
フォークリフト運転作業員、小型船舶運転者、バスガイド	18	,			,	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
クレーン運転工、重機オペレーター、玉掛工、ボイラー技士	50		·		994	1,093
」建設・採掘の職業	249		•		,	
型枠大工、とび工、鉄筋工	30		,		1,013	,
大工・左官・配管工・内装工・防水工	59 50				1,500	1,500
電気工事 建築・土木作業員、ダム・トンネル掘削作業員	50 109					1 2/5
建築・土木作業員、ダム・トンネル掘削作業員 K 運搬・清掃等の職業	109 179	·	,		,	
倉庫作業員、荷物配達員、ルート集配員	96					,
清掃員、ごみ収集作業員、洗車作業員	51	183,148	·		960	,
製品包装作業員、袋詰作業員	3	·	·			
選別作業員、軽作業員	29					

[※]求人賃金:県内のハローワークにて当月中に受理されたフルタイム及びパートタイム求人の最低額、最高額(月額及び時間額)の平均値。

⁽注) 職業分類は平成21年12月改定の「日本標準職業分類 | による。

		フルタイム(月春	額)	パー	-トタイム(時	間額)
令和6年7月	求人件数	求人賃金下限	求人賃金上限	求人件数	求人賃金下限	求人賃金上限
	(件)	(平均、単位:円)	(平均、単位:円)	(件)	(平均、単位:円)	(平均、単位:円)
産業計	3,454	197,937	254,785	1,677	1,020	1,116
AB 農,林,漁業(01~04)	29	185,395	251,930	11	952	1,045
C 鉱業 (05)	0	1	-	0	-	
D 建設業 (06~08)	473	218,795	319,913	27	1,016	1,207
06総合工事業	305	223,716	325,212	11	1,026	1,217
E 製造業(09~32)	418	185,054	242,766	95	942	979
09食料品製造業	69	178,560	213,785	36	943	967
10飲料・たばこ・飼料製造業	9	167,988	255,046	4	975	975
11繊維工業	7	166,561	206,561	7	917	967
12木材・木製品製造業	17	187,256		5	920	
13家具・装備品製造業	3	169,933			935	,
14パルプ・紙・紙加工品製造業	3	191,333		1	899	
15印刷・同関連産業	13			2	915	
16化学工業	9	185,168				
17石油製品・石炭製品製造業	0	103,100		0		1,000
18プラスチック製品製造業	22	175,382	210,027			971
19ゴム製品製造業	4	167,000	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		899	
19コム製品製造業	25		255,188			
	7					,
22鉄鋼業 24 全屋制 日制 法 数	7	188,071	247,571		950	,
24金属製品製造業	33	,	260,404			
25はん用機械器具製造業	14	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			310	
26生産用機械器具製造業	10	,	,			950
27業務用機械器具製造業	5	,	,			
28電子部品・デバイス・電子回路製造業	27	187,943				
29電気機械器具製造業	46	,	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			1,007
30情報通信機械器具製造業	3	,	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			-
31輸送用機械器具製造業	58					971
F 電気・ガス・熱供給・水道業(33~36)	5	,			-	
G 情報通信業(37~41)	37	214,811	328,638	5	972	1,202
H 運輸業, 郵便業 (42~49)	256	197,353	237,674	43	1,053	1,157
43旅客運送業	88	174,645	210,948	23	1,082	1,241
44貨物運送業	126	213,221	256,410	11	1,064	1,105
I 卸売業,小売業(50~61)	319	202,111	271,704	248	971	1,038
50~55卸売業	81	188,717	241,738	43	990	1,090
56~61小売業	238	206,669	281,902	205	967	1,027
J 金融業,保険業(62~67)	20	185,383	253,619	8	1,012	1,056
K 不動産業,物品賃貸業(68~70)	74	209,693	273,571	17	988	1,065
L 学術研究,専門・技術サービス業(75~77)	84	211,921	311,249	34	995	1,152
M 宿泊業,飲食サービス業(75~77)	192	196,120	240,757	196	1,027	1,097
75宿泊業	90	191,238	227,628	83	1,071	1,128
76飲食店	94	201,640	256,551	105	1,000	1,083
N 生活関連サービス業, 娯楽業 (78~80)	93	·		59	1,016	
0 教育, 学習支援業 (81, 82)	30	,			,	
P 医療, 福祉 (83~85)	1,141	194,444			,	1,174
83医療業	576				,	
85社会保険・社会福祉・介護事業	561	193,584			,	
Q 複合サービス事業 (86、87)	28					·
R サービス業(他に分類されないのも)(88~96)	248	,				
88廃棄物処理業	248		222,131	197		1,013
89自動車整備業	37	195,101			·	
		·	· ·			,
90機械等修理業	2	· ·	· ·		900	900
91職業紹介・労働者派遣業	7	185,471	·			
92その他の事業サービス	159	,				,
ST 公務・その他(97, 98, 99)	7	175,243	205,714	37	1,103	1,228

[※]求人賃金:県内のハローワークにて当月中に受理されたフルタイム及びパートタイム求人の最低額、最高額(月額及び時間額)の平均値。

⁽注)産業分類は令和5年7月改定の「日本標準産業分類」による。

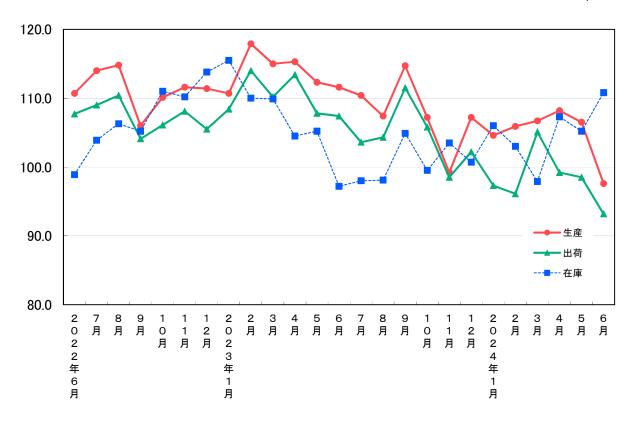
令 和 6 年 9 月 2 日 大分県企画振興部統計調査課

大 分 県 鉱 工 業 指 数

2020年基準2024年6月分

大分県鉱工業指数の推移(季節調整済指数)

2020年=100



2024年6月の鉱工業指数

2020年=100

区	分	季節調整法		原指数	
			前月比		前年同月
	生産	97.6	▲ 8.4	99.2	▲ 13.9
大分県	出 荷	93.2	▲ 5.4	91.9	▲ 15.6
	在庫	110.8	5.3	113.3	14.0
	生 産	104.4	▲ 3.6	101.9	▲ 9.2
九州	出荷	103.0	▲ 3.1	100.5	▲ 10.5
	在庫	99.4	▲ 3.5	100.7	▲ 3.5
	生 産	100.0	▲ 4.2	99.7	▲ 7.9
全 国	出 荷	99.0	▲ 4.7	98.6	▲ 8.1
	在庫	102.6	▲ 0.7	103.4	▲ 2.7

※九州は速報値

概況

[生産]

業種別に生産動向をみると、上昇に主に寄与した業種は「電子部品・デバイス工業」、「輸送機械工業」、「非鉄金属・金属製品工業」で、低下に主に寄与した業種は「化学・石油製品工業」、「汎用・生産用・業務用機械工業」、「窯業・土石製品工業」となっている。

[出荷]

業種別に出荷動向をみると、上昇に主に寄与した業種は「輸送機械工業」、「非鉄金属・金属製品工業」、「電子部品・デバイス工業」で、低下に主に寄与した業種は「化学・石油製品工業」、「電気・情報通信機械工業」、「汎用・生産用・業務用機械工業」となっている。

[在庫]

業種別に在庫動向をみると、上昇に主に寄与した業種は「化学・石油製品工業」、「パルプ・紙・紙加工品工業」、「その他工業」で、低下に主に寄与した業種は「汎用・生産用・業務用機械工業」、「窯業・土石製品工業」、「鉱業」となっている。

[全国の製造工業生産予測指数]

2024年7月は前月比6.5%の上昇、8月は同0.7%の上昇見込み。

業種動向

総合指数に対して主に寄与したものは、次のとおりである。

[生産] ※対前月比は季節調整済指数、対前年同月比は原指数による。

			対前月	月比(%)	対前年	寄与率
		未 性 1	今 月	前月	同月比(%)	可一十
		電子部品・デバイス工業	5.3	▲ 10.7	▲ 25.2	▲ 7.4
上	昇	輸送機械工業	2.3	40.0	▲ 13.2	▲ 1.5
		非鉄金属•金属製品工業	0.3	1.0	▲ 4.6	▲ 0.8
		化学·石油製品工業	▲ 24.1	▲ 25.2	▲ 34.2	43.7
低	下	汎用•生産用•業務用機械工業	▲ 11.2	13.1	2.4	14.3
		窯業・土石製品工業	▲ 24.5	32.9	▲ 0.9	14.3

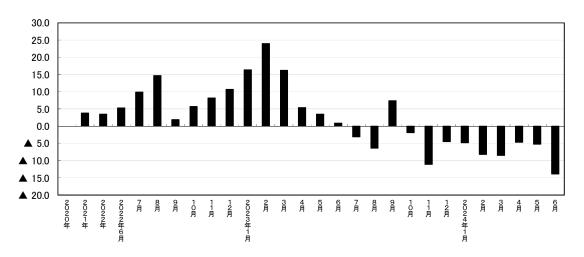
[出荷]

	業 種 名	対前月	月比(%)	対前年	寄与率
	未 性 1 	今 月	前月	同月比(%)	可于平
	輸送機械工業	12.4	42.6	▲ 3.2	▲ 24.1
上 昇	非鉄金属・金属製品工業	3.6	1.2	▲ 5.7	▲ 10.2
	電子部品・デバイス工業	4.4	▲ 11.3	▲ 27.2	▲ 5.9
	化学·石油製品工業	▲ 19.8	▲ 13.3	▲ 41.7	63.9
低 下	電気・情報通信機械工業	▲ 26.6	7.0	▲ 49.4	20.5
	汎用・生産用・業務用機械工業	▲ 11.5	15.8	7.5	13.4

[在庫]

_						
		業 種 名	対前月	月比(%)	対 前 年	寄与率
		未 1 <u>年</u> 1	今 月	前月	同月比(%)	可于十
		化学·石油製品工業	10.9	▲ 2.7	30.5	111.7
上	昇	パルプ・紙・紙加工品工業	9.0	▲ 6.0	▲ 2.9	3.1
		その他工業	0.1	0.8	10.1	0.1
		汎用•生産用•業務用機械工業	▲ 12.9	▲ 14.0	14.9	1 4.0
低	下	窯業·土石製品工業	▲ 1.5	▲ 3.9	▲ 5.2	▲ 0.8
		鉱業	▲ 7.6	2.4	▲ 12.3	▲ 0.8

鉱工業生産指数前年同月比(%)



大分県鉱工業指数の推移

(季節調整済指数 2020年=100)

		4	上産			Н	荷			7	生庫	
年月	季節調整済	前月比	原指数	前年	季節調整済	前月比	原指数	前年	季節調整済	前月比	原指数	前年
	指数	(%)		同月比(%)	指数	(%)		同月比(%)	指数	(%)		同月比(%)
2020年	_	_	100.0	_	_	_	100.0	_	_	_	100.0	_
2021年	_	_	103.8	3.8	_	_	103.5	3.5		_	102.5	2.5
2022年	_	_	107.4	3.5	_	_	103.6	0.1		_	101.5	▲ 1.0
2022年6月	110.7	1.3	114.2	5.3	107.7	2.7	109.3	2.6	98.9	▲ 6.5	101.2	▲ 6.4
7月	114.0	3.0	118.6	9.9	109.0	1.2	111.0	4.0	103.9	5.1	108.3	3.9
8月	114.8	0.7	116.3	14.7	110.4	1.3	109.9	14.0	106.3	2.3	114.8	6.2
9月	106.0	▲ 7.7	104.7	1.9	104.1	▲ 5.7	102.8	4.9	105.2	▲ 1.0	108.3	1.0
10月	110.1	3.9	114.5	5.7	106.1	1.9	110.9	4.8	111.0	5.5	113.6	9.8
11月	111.6	1.4	115.8	8.2	108.1	1.9	115.0	7.0	110.2	▲ 0.7	111.2	8.6
12月	111.4	▲ 0.2	114.0	10.7	105.5	▲ 2.4	110.1	2.5	113.8	3.3	117.0	15.3
2023年1月	110.7	▲ 0.6	105.2	16.4	108.4	2.7	103.9	14.9	115.5	1.5	116.9	22.7
2月	117.9	6.5	109.0	24.0	114.0	5.2	107.8	22.8	110.0	▲ 4.8	105.9	37.4
3月	115.0	▲ 2.5	116.3	16.2	110.2	▲ 3.3	114.8	16.8	109.9	▲ 0.1	97.7	32.4
4月	115.3	0.3	109.9	5.4	113.4	2.9	106.6	8.3	104.5	▲ 4.9	96.0	0.4
5月	112.3	▲ 2.6	111.1	3.5	107.8	▲ 4.9	102.8	4.3	105.2	0.7	104.0	▲ 0.6
6月	111.6	▲ 0.6	115.2	0.9	107.4	▲ 0.4	108.9	▲ 0.4	97.2	▲ 7.6	99.4	▲ 1.8
7月	110.4	▲ 1.1	114.9	▲ 3.1	103.6	▲ 3.5	105.5	▲ 5.0	98.0	0.8	102.2	▲ 5.6
8月	107.4	▲ 2.7	108.8	▲ 6.4	104.3	0.7	103.9	▲ 5.5	98.1	0.1	105.9	▲ 7.8
9月	114.7	6.8	112.4	7.4	111.5	6.9	109.9	6.9	104.9	6.9	108.0	▲ 0.3
10月	107.2	▲ 6.5	112.3	▲ 1.9	105.8	▲ 5.1	112.1	1.1	99.5	▲ 5.1	101.8	▲ 10.4
11月	99.2	▲ 7.5	102.9	▲ 11.1	98.5	▲ 6.9	104.8	▲ 8.9	103.5	4.0	104.5	▲ 6.0
12月	107.2	8.1	108.9	▲ 4.5	102.2	3.8	105.1	▲ 4.5	100.7	▲ 2.7	103.6	▲ 11.5
2024年1月	104.6	▲ 2.4	100.2	▲ 4.8	97.3	▲ 4.8	94.6	▲ 9.0	106.0	5.3	107.2	▲ 8.3
2月	105.9	1.2	100.1	▲ 8.2	96.1	▲ 1.2	95.1	▲ 11.8	103.0	▲ 2.8	99.1	▲ 6.4
3月	106.7	0.8	106.4	▲ 8.5	105.1	9.4	106.5	▲ 7.2	97.9	▲ 5.0	87.0	▲ 11.0
4月	108.2	1.4	104.7	▲ 4.7	99.2	▲ 5.6	94.7	▲ 11.2	107.3	9.6	98.5	2.6
5月	106.5	▲ 1.6	105.3	▲ 5.2	98.5	▲ 0.7	95.1	▲ 7.5	105.2	▲ 2.0	104.0	0.0
6月	97.6	▲ 8.4	99.2	▲ 13.9	93.2	▲ 5.4	91.9	▲ 15.6	110.8	5.3	113.3	14.0

主要業種動向

(2020年=100)

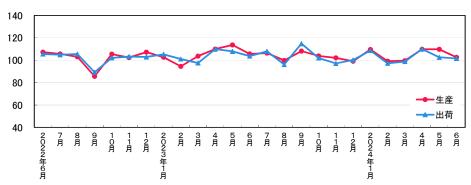
	生	Ē	産	出	1 7	苛	右	E J	車
業種名	季節調整 済指数	前月比 (%)	前年 同月比 (%)	季節調整 済指数	前月比 (%)	前年 同月比 (%)	季節調整 済指数	前月比 (%)	前年 同月比 (%)
鉄鋼業	102. 6	▲ 6.6	▲ 3.1	101.6	▲ 1.0	▲ 2.6	×	×	×
非鉄金属・金属製品工業	101. 9	0. 3	▲ 4.6	103.8	3. 6	▲ 5.7	×	×	×
汎用·生産用·業務用 機械工業	106. 6	▲ 11. 2	2. 4	95. 4	▲ 11.5	7. 5	97. 5	▲ 12.9	14. 9
輸送機械工業	79. 5	2. 3	▲ 13. 2	84. 0	12. 4	▲ 3.2	×	×	×
化学•石油製品工業	74. 2	▲ 24. 1	▲ 34. 2	70.8	▲ 19.8	▲ 41.7	120. 2	10.9	30. 5
食料品工業	95. 7	▲ 12.9	▲ 5.8	92. 5	▲ 10.7	▲ 10. 7	96. 1	▲ 0.9	2. 8

^{*} 前月比は季節調整済指数、前年同月比は原指数から算出

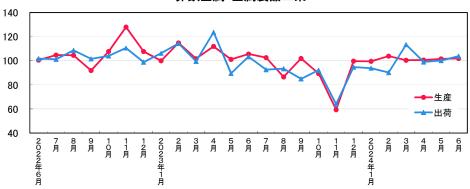
主要業種の推移

季節調整済指数 2020年=100

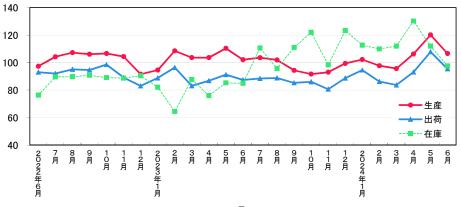




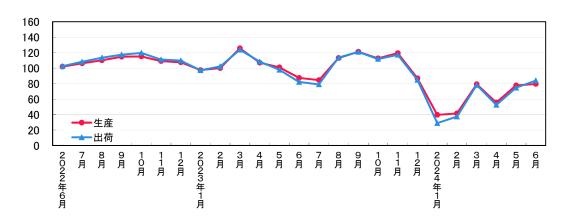
非鉄金属・金属製品工業



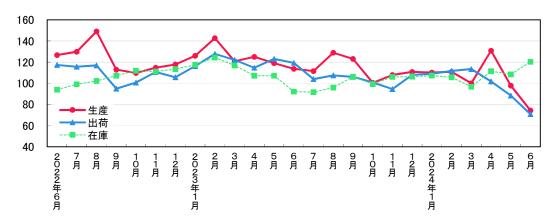
汎用・生産用・業務用機械工業



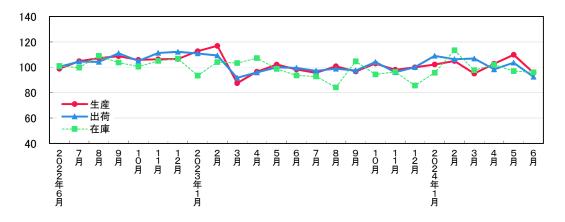
輸送機械工業



化学•石油製品工業



食料品工業



新規登録自動車の動き (令和6年7月分)

九州運輸局

前年同月上

ì		- June																		
	1	111111111111111111111111111111111111111	8,190	3,786	2,286	686	15,251	2,140	1,811	794	48	2,653	4,920	3,199	2,744	3,856	112	3,968	34,875	360,189
		その他	188	83	74	37	382	99	28	24	2	84	130	80	98	111	12	123	951	8,989
4	行	乗用	7,153	3,313	1,955	839	13,260	1,827	1,618	902	42	2,366	4,248	2,742	2,349	3,341	73	3,414	30,206	311,898
		貨物	849	390	257	113	1,609	247	135	64	4	203	545	377	309	404	27	431	3,718	39,302
		前年同月比	114.4	116.6	109.4	113.6	113.9	110.7	122.1	94.7	62.9	109.1	112.7	117.1	111.5	116.2	119.6	116.4	113.5	112.4
	,	+==	1,942	885	661	318	3,806	612	487	231	22	740	1,380	802	882	1,071	29	1,138	9,266	95,128
	工	その他	40	11	23	20	94	12	17	2	П	25	25	21	28	22	9	28	233	2,140
•	₽	乗用	1,656	784	552	258	3,250	520	419	199	20	889	1,190	699	629	932	41	973	7,899	82,461
		貨物	246	06	98	40	462	80	19	25	_	27	165	112	101	117	20	137	1,134	10,527
		前年同月比	106.1	107.6	97.2	101.7	104.8	114.9	104.7	96.4	76.5	101.6	102.5	108.7	101.5	103.8	102.3	103.8	104.8	103.9
	車	+==	6,248	2,901	1,625	671	11,445	1,528	1,324	263	26	1,913	3,540	2,397	1,956	2,785	45	2,830	25,609	265,061
		その他	148	72	51	17	288	54	41	17	П	69	105	69	89	68	9	95	718	6,849
3	新	乗用	5,497	2,529	1,403	581	10,010	1,307	1,199	202	22	1,728	3,058	2,073	1,690	2,409	32	2,441	22,307	229,437
		貨物	603	300	171	73	1,147	167	84	39	3	126	377	265	208	287	7	294	2,584	28,775

名 北九州 安留米 曹

拼

福

支局事務所別

長 佐世保 厳 原 小 計

馽

岷

鹿児島

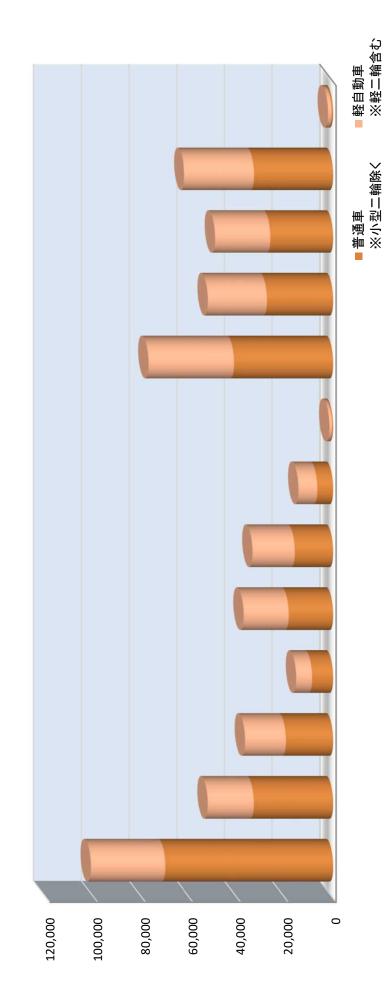
105.2 106.9 113.6 108.8 95.9 69.6

112.0

106.9

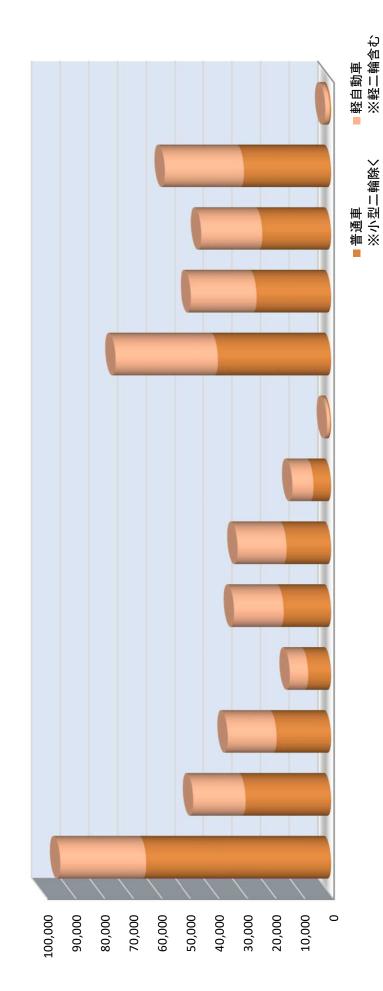
 $\frac{107.9}{109.5}$ $\frac{100.4}{100.4}$

平成31年度各県別新車登録台数



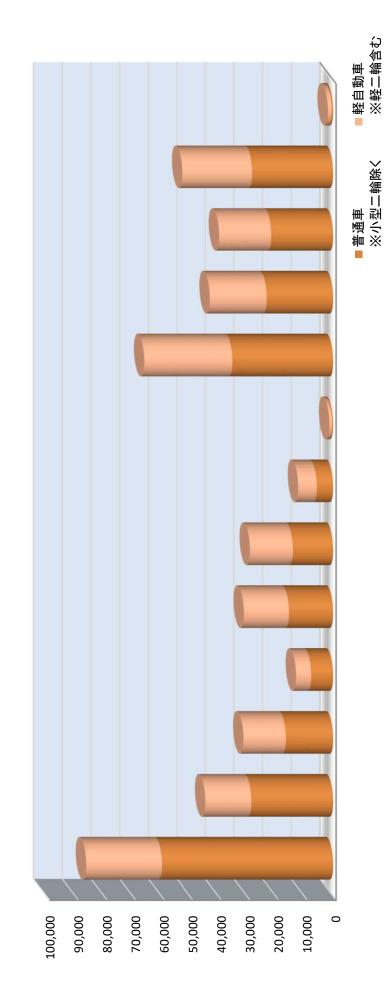
九 州 計	303,563	95.4	234,370	93.7
奄美	649	92.3	1,488	101.6
鹿児島	33,167	93.9	29,330	94.9
宮崎	26,323	100.2	23,144	94.6
大分	27,743	94.7	24,753	95.3
熊本	41,540	97.6	35,969	91.0
厳原	417	90.8	1,125	98.8
佐世保	6,644	2.06	7,877	9.76
長崎	16,062	93.4	17,714	92.0
佐 賀	18,628	101.9	18,862	97.9
筑豊	8,818	91.8	6,659	6.06
久留米	19,799	91.2	17,099	93.8
北九州久留	33,252	91.5	19,291	94.7
福岡	70,521	9.66	31,059	1.16
平成31年度	一种 通 中 《 小型 二 性 》	対前年比	軽 自 動 車 ※軽ニ輪含む	対前年比

令和2年度各県別新車登録台数



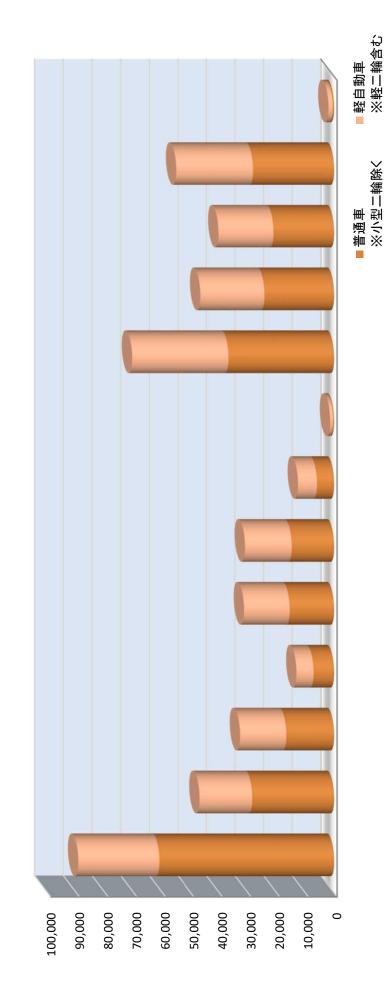
福岡 北九州 久留米 筑豊 佐賀	留米 筑 豊 佐	留米 筑 豊 佐	豊佐			長崎	佐世保	厳原	熊本	大分	宮崎	鹿児島	奄美	九州計
64,735 29,860 19,043 8,027	19,043		8,0	27	16,562	15,557	6,161	387	39,540	26,030	24,044	30,450	518	280,914
91.8 89.8 96.2 91.0	96.2		91.	0	88.9	96.9	92.7	92.8	95.2	93.8	91.3	91.8	79.8	92.5
29,901 18,305 17,050 6,394	17,050		6:39	1	17,338	17,110	7,367	1,037	35,833	22,968	21,317	27,760	1,496	223,876
96.3 94.9 99.7 96.0	99.7		96.0		91.9	9.96	93.5	92.2	9.66	92.8	92.1	94.6	100.5	95.5

令和3年度各県別新車登録台数



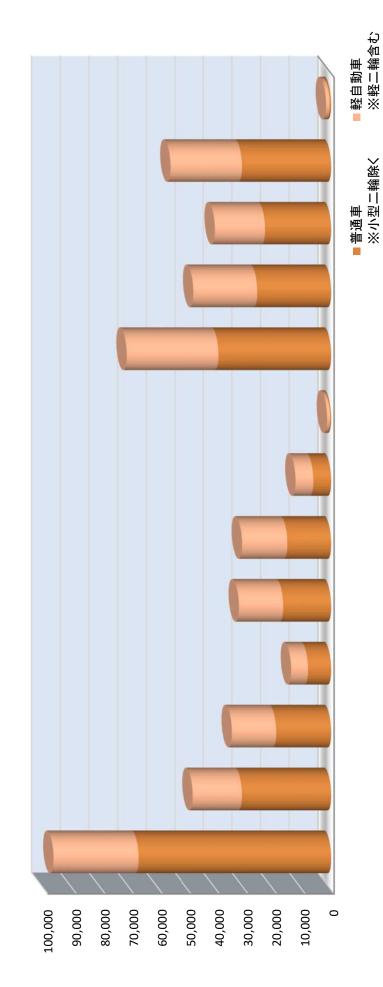
岩 脈 尖	257,063	91.5	195,534	87.3
奄美	513	99.0	1,320	88.2
鹿児島	28,309	93.0	24,512	88.3
配	21,629	90.0	18,191	85.3
大分	23,206	89.2	19,870	86.5
本 消	35,200	89.0	30,876	86.2
厳原	355	91.7	975	94.0
佐世保	5,702	92.5	6,507	88.3
声	14,055	90.3	14,993	87.6
佐 賀	15,417	93.1	15,743	8.06
筑豊	7,671	95.6	5,280	82.6
久留米	16,512	86.7	14,798	86.8
业化北	28,554	9.36	16,087	6.78
四里	59,940	97.6	26,382	88.2
令和3年度	# 通 申 ※	対前年比	軽自動車※軽ニ輪含む	対前年比

令和4年度各県別新車登録台数



令和4年度	相開	北九州	久留米	筑豊	佐 賀	馬	出 中 公	厳原	熊本	大分	配	鹿児島	奄美	九州計
普通車 ※小型二輪除<	61,180	28,611	16,704	7,176	15,529	14,818	686'9	356	36,919	24,331	21,189	28,342	495	261,639
対前年比	102.1	100.2	101.2	93.5	100.7	105.4	105.0	100.3	104.9	104.8	98.0	100.1	96.5	101.8
軽自動車※軽ニ輪含む	28,229	18,375	16,120	5,975	15,917	16,301	6,622	1,028	33,725	22,392	19,199	26,938	1,465	212,286
対前年比	107.0	114.2	108.9	113.2	101.1	108.7	101.8	105.4	109.2	112.7	105.5	109.9	111.0	108.6

令和5年度各県別新車登録台数



令和5年度	畑	北九州久	久留米	筑豊	佐 賀	声	保世保	厳原	熊本	大 分	四	鹿児島	奄業	九州計
# 通 車	67,383	31,167	19,198	8/0/8	16,741	15,298	6,216	386	39,374	25,813	23,080	31,154	527	284,415
対前年比	110.1	108.9	114.9	112.6	107.8	103.2	103.8	108.4	106.6	106.1	108.9	109.9	106.5	108.7
軽 自 動 車 ※軽 二輪含む	29,604	17,197	15,454	2,892	15,440	15,805	6,207	1,022	32,117	22,317	17,521	25,076	1,241	204,893
対前年比	104.9	93.6	95.9	98.6	97.0	97.0	93.7	99.4	95.2	2.66	91.3	93.1	84.7	96.5